

は じ め に

「住みなれた地域で、安心して暮らし続けたい。」これは誰もが望んでいることです。本市が第6次総合基本計画でめざす「ともに支え合い健やかに暮らせるまち」や第3期障害者計画の基本理念である「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」は、障害のある人も障害のない人も誰もが分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら暮らせる「共生社会」実現のための本市のまちづくりの基本方向と市民共同の目標を示したものです。

我が国では、障害者権利条約への批准手続きをすすめるため、この間、障害者基本法をはじめとした国内法の改正や障害者差別解消法を新たに整備するなど、障害者施策の基本理念を「福祉」から「権利保障」への考え方に転換し、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の拡充をすすめ、バリアフリー法などによる障害者・高齢者などにやさしい安全・安心のまちづくりがすすめられてきました。

本市では、限られた財源の中で「選択と集中」により諸施策の見直しをすすめつつ、国や大阪府との連携を図りながら誰もが安心して暮らし続けられるためのまちづくり施策を展開してきました。

このたび、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方を踏まえながら、本市における障害者（児）の現状とニーズ、障害福祉をはじめとした諸施策の実施状況を評価し、新たな成果目標や「（仮称）手話言語条例」の制定などの課題を盛り込んだ「第3期障害者計画（後期計画）」「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

市民の皆様におかれましては、この計画の趣旨等をご理解のうえ、本市の施策の推進にあたり、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました羽曳野市障害者施策推進審議会委員の皆様、アンケート調査や団体・事業所調査、パブリックコメントにご協力いただいた市民・団体・事業者の皆様にお礼申し上げます。

平成30年3月

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 障害者に関する政策の動向.....	2
2 本計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	6

第2章 羽曳野市の障害者を取りまく現状と課題.....	7
1 障害者の現状.....	7
2 各種調査結果にみる本市の状況.....	12
3 第4期障害福祉計画における成果目標と実績.....	25
4 第4期障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と実績.....	26
5 羽曳野市の障害者の現状からみた支援の課題.....	51

第2部 第3期羽曳野市障害者計画（後期計画）

第3章 障害者計画の基本的な考え方.....	54
1 基本理念.....	54
2 基本原則.....	55
3 基本目標と施策体系.....	56
4 施策の体系.....	57

第4章 施策の展開.....	58
1 自立した生活を支える支援体制の整備.....	58
2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実.....	67
3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進.....	76

第3部 第5期羽曳野市障害福祉計画 第1期羽曳野市障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方.....	88
1 基本理念.....	88
2 基本的視点.....	88
3 障害福祉計画における成果目標.....	89
4 障害児福祉計画における成果目標.....	93
5 活動指標の算定方法.....	95

第6章 障害福祉サービス等の推進.....	96
1 障害福祉サービス.....	96
2 地域生活支援事業.....	109
3 障害児支援.....	117
第4部 推進体制	
第7章 計画の推進体制の確立.....	124
1 庁内連携・関係機関との連携・協力.....	124
2 地域連携の強化.....	125
3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立.....	125
資料編.....	126
1 計画の策定経過.....	126
2 羽曳野市障害者施策推進審議会条例.....	127
3 羽曳野市障害者施策推進審議会委員名簿.....	129

第 1 部 総 論

第1章 計画の策定にあたって

1 障害者に関する政策の動向

(1) 障害者支援関連法の整備

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、2014（平成 26）年 1 月の障害者権利条約の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正によって、大きな変化がもたらされています。2011（平成 23）年には障害者基本法が大幅に改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられるとともに、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際協調という基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方への転換が図られました。以降、「障害者虐待防止法」（2012（平成 24）年施行）や、障害者総合支援法（2013（平成 25）年施行）等、障害者の権利保障や社会生活の支援に関する法整備がすすめられました。

近年においても、2016（平成 28）年 4 月には、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、国・地方公共団体等における合理的配慮の提供義務等を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同じく 2016（平成 28）年 4 月には、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止と、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた、「障害者雇用促進法（改正）」が施行され、障害者の地域生活や社会参加の妨げとなる社会的障壁を除去・軽減していくための具体的な取り組みがすすみつつあります。

また、「発達障害者支援法」の一部改正（2016（平成 28）年施行）による支援の充実や、「成年後見制度利用促進法」の施行（2016（平成 28）年）、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（2018（平成 30）年 4 月施行）による支援サービスの充実等、障害者の権利を保障し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた、法制度面での基盤整備がすすむとともに、国は新たに高齢者に係る地域包括ケアシステムを障害者や子ども・子育て家庭、生活困窮者等、社会的な支援を必要とするすべての人を対象にした「全世代・全対象型の地域包括支援体制」の構築へと拡充し、支援を必要とする人を地域で支える「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現構想を打ち出しました。

（２）障害福祉の充実

我が国の障害福祉制度は、2003（平成 15）年度の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障害者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。その後、2006（平成 18）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、2012（平成 24）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者総合支援法」が制定されました。

「障害者総合支援法」では、改正障害者基本法を踏まえた「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。また、障害のある児童を対象としたサービスについては、「児童福祉法」の改正により 2012（平成 24）年度から支援内容の充実が図られました。

2016（平成 28）年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、2018（平成 30）年度から地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められています。

２ 本計画策定の趣旨

本市においては、2002（平成 14）年度からの 10 年間を計画期間とする「羽曳野市障害者基本計画（第一期計画）」、2012（平成 24）年度から 2014（平成 26）年度を計画期間とする「第二期羽曳野市障害者基本計画」、2015（平成 27）年度から 2020 年度を計画期間とする「第 3 期羽曳野市障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「共生社会」の理念の実現に向けて取り組んできました。また、障害福祉施策については、2006（平成 18）年度以降、3 年を 1 期とする「羽曳野市障害福祉計画」をこれまで 4 期にわたって策定し、障害福祉サービス基盤の充実を図ってきました。

この度、「第 4 期羽曳野市障害福祉計画」の計画期間の終了と「第 3 期羽曳野市障害者計画」の中間見直しの時期を迎えるにあたり、新たな計画の策定が求められています。この間の国における障害福祉施策の進展と法制度改革、本市の障害者を取りまく現状や課題、これまでの計画の検証等を踏まえ、本市における障害福祉施策の基本指針として、改めて総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害福祉の充実に向け、各種施策の方向性を示すことを目的として、「第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）」及び「第 5 期羽曳野市障害福祉計画」並びに「第 1 期羽曳野市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

「第3期羽曳野市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第5期羽曳野市障害福祉計画」、及び改正児童福祉法第33条の20(2018(平成30)年4月施行)に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第1期羽曳野市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定しました。

本計画の法律上の位置づけ

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20第1項(2018(平成30)年4月施行)

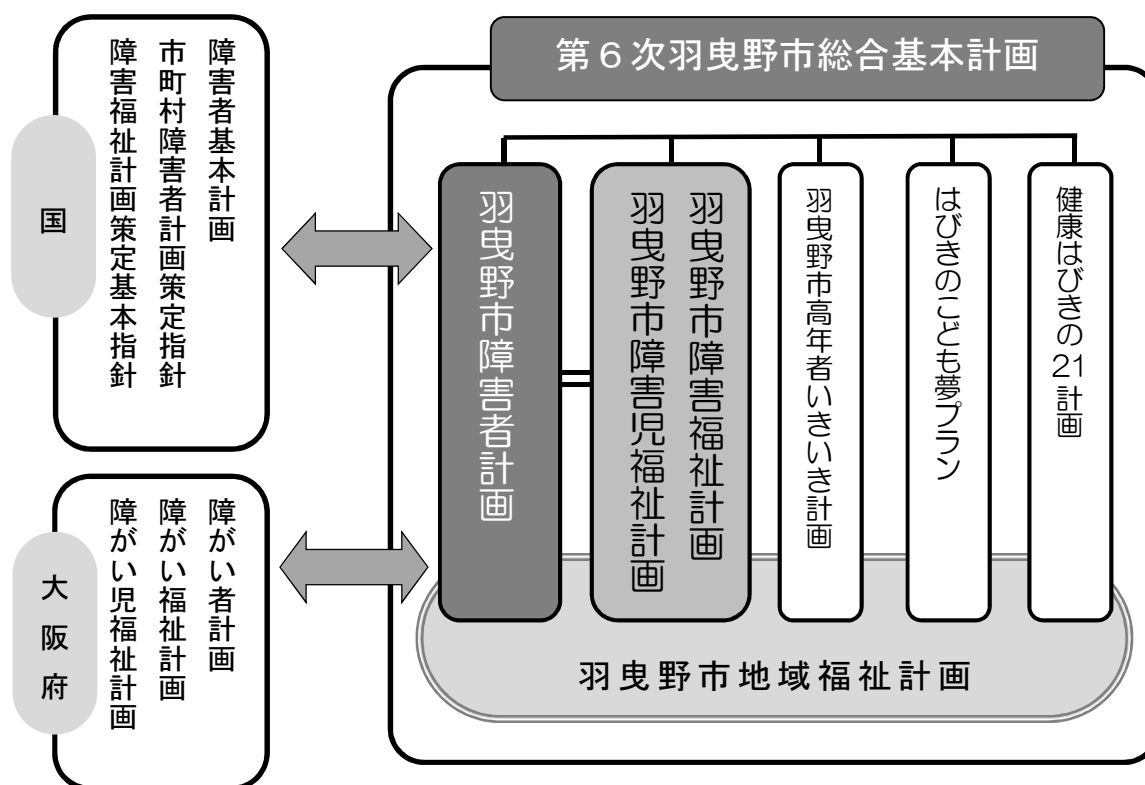
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」、大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」や「第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画」との整合を図っています。

また、本市における上位計画にあたる「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「第3期羽曳野市地域福祉計画」との整合を図るとともに、関連分野の計画である「羽曳野市高齢者いきいき計画(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)」、「はびきのこども夢プラン(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び母子保健計画)」、「健康はびきの21計画(第2期)」と相互に連携を図っています。

■羽曳野市障害者計画と他の計画との関連



4 計画の期間

本計画は、羽曳野市障害者計画及び羽曳野市障害福祉計画、羽曳野市障害児福祉計画を一体的に策定しています。このうち、「第3期羽曳野市障害者計画」については、計画期間を2015（平成27）年度から2020年度までの6年間と定めています。「第5期羽曳野市障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」については、国の基本指針に基づき、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。

(年度)								
2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023
第3期羽曳野市障害者計画（2015～2020 年度）						第4期羽曳野市障害者計画		
第4期羽曳野市障害福祉計画			第5期羽曳野市障害福祉計画 （2018～2020 年度）			第6期羽曳野市障害福祉計画		
			第1期羽曳野市障害児福祉計画 （2018～2020 年度）			第2期羽曳野市障害児福祉計画		
						見直し		

5 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、学識経験者、障害者団体・関係団体・機関の代表者、市議会議員代表者等で構成する「羽曳野市障害者施策推進審議会」に諮問し、当該審議会の意見を踏まえて策定されました。

(2) 障害者・関係団体・市民のニーズや意見の反映

本計画の策定に先立ち、各種障害者手帳所持者等及び障害児通所支援利用者等を対象に、日頃の生活実態や障害福祉サービスの利用状況等についてアンケート調査を実施しました。同時に、障害者団体・関係団体及び障害福祉サービス事業所に対して、障害者支援の課題等について尋ねる調査を実施し、計画作成の基礎資料としました。また、計画素案段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く意見を求めました。

(3) 大阪府・関係機関との連携

この計画の策定にあたっては、大阪府とのヒアリングや協議を重ね、府の計画との整合を図るとともに、連携して事業を推進する体制づくりに努めました。また、広域的な連携による支援が求められる課題については、関係機関と連絡・調整の場を持ち、相互に協力して障害者支援を推進する体制の整備を図ります。

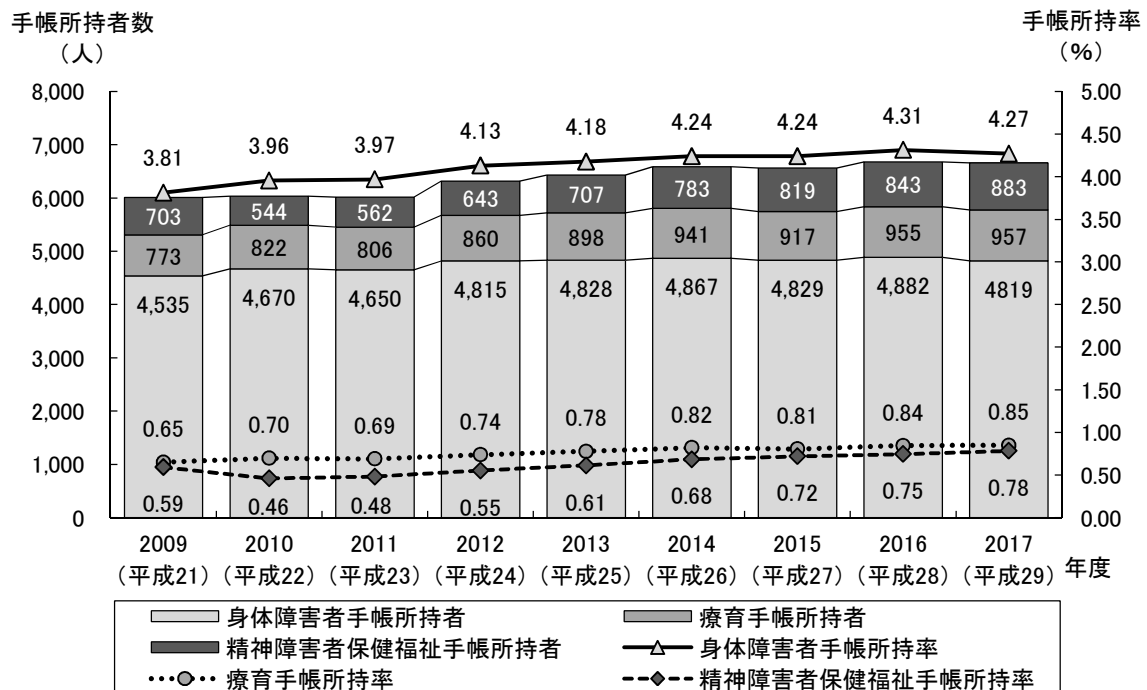
第2章 羽曳野市の障害者を取りまく現状と課題

1 障害者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、いずれの障害についても緩やかな増加が続いています。2009（平成21）年度から2017（平成29）年9月までの増加率（増加数）をみると、身体障害者手帳所持者数6.3%（284人）、療育手帳所持者数23.8%（184人）、精神障害者保健福祉手帳所持者数25.6%（180人）となっており、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率が高くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉支援課(各年度末時点、2017（平成29）年度のみ9月30日時点)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

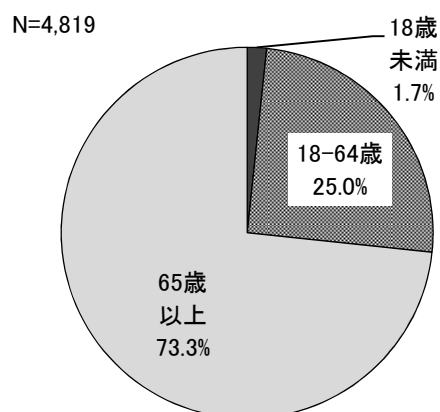
① 年齢階層別・等級別にみる身体障害者手帳所持者の状況

国の「平成29年版障害者白書」によると、身体障害者の年齢階層別の人口は、18歳未満7.3万人（1.9%）、18歳以上65歳未満111.1万人（28.8%）、65歳以上265.5万人（68.7%）となっており、高齢者の比率が高くなっています（平成23年生活のしづらさなどに関する調査）。

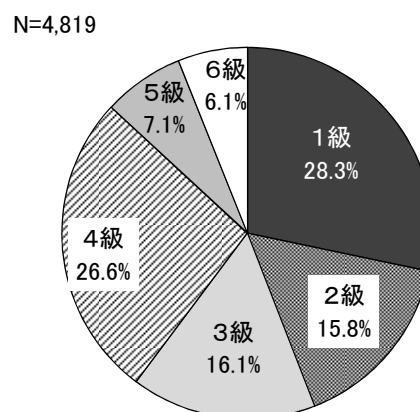
本市における身体障害者手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18歳未満」が1.7%、「18～64歳」が25.0%、「65歳以上」が73.3%となっており、全国と同様に高齢者の割合が高くなっています。

等級別にみると、「1級」が28.3%と最も多く、1級から3級までで全体の6割を占めています。

■ 年齢階層別

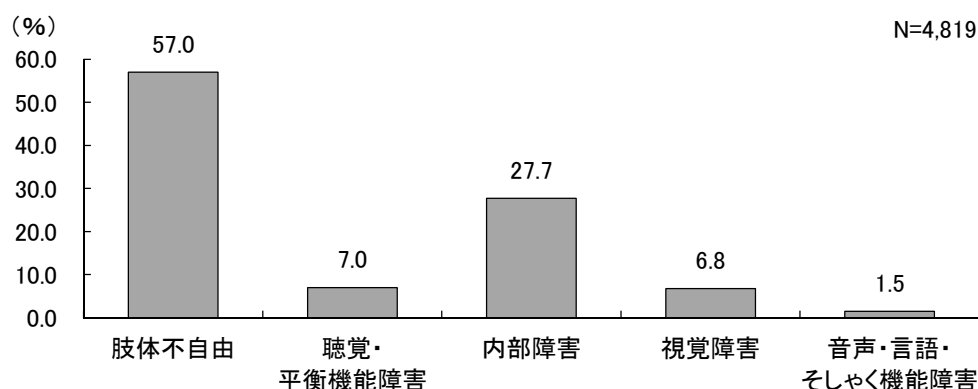


■ 等級別



② 障害種別にみる身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者の状況を主な障害種別でみると、「肢体不自由」が最も多く、57.0%を占めています。次いで「内部障害」が27.7%、「聴覚・平衡機能障害」が7.0%、「視覚障害」が6.8%となっています。



【身体障害者手帳所持者数の障害種別・等級・年齢階層別一覧表】

(人)

	1級			2級			3級			4級		
障害種別	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上
肢体不自由	20	139	228	11	164	376	4	125	416	3	150	690
聴覚・平衡機能障害	0	11	38	4	35	38	4	3	28	1	6	51
内部障害	13	190	616	0	10	15	10	35	108	5	68	265
視覚障害	0	25	67	0	23	82	0	3	12	0	8	13
音声・言語・そしゃく機能障害	1	3	12	0	2	2	0	9	21	0	16	7
計	34	368	961	15	234	513	18	175	585	9	248	1,026

	5級			6級			計			合計
障害種別	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	
肢体不自由	2	95	183	0	52	90	40	725	1,983	2,748
聴覚・平衡機能障害	0	0	1	2	11	103	11	66	259	336
内部障害	0	0	0	0	0	0	28	303	1,004	1,335
視覚障害	0	16	43	1	5	29	1	80	246	327
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	1	30	42	73
計	2	111	227	3	68	222	81	1,204	3,534	4,819

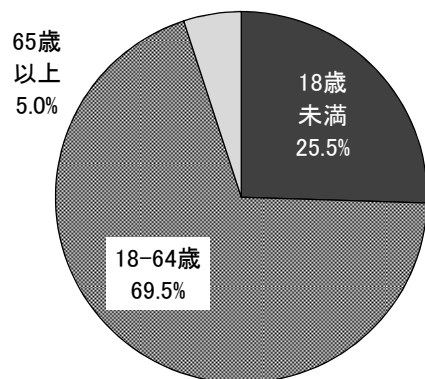
資料:福祉支援課(2017(平成 29)年9月 30 日現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18～64 歳」が 69.5%と最も高く、次いで「18 歳未満」が 25.5%となっており、3 障害の中では最も 18 歳未満の比率が高くなっています。等級別では、「B 2」が最も多くなっています。

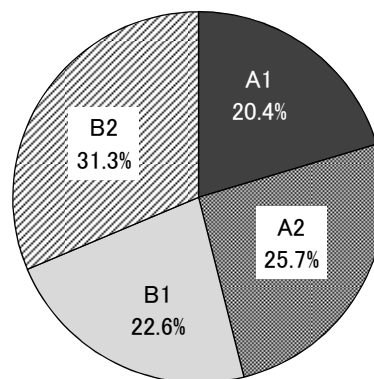
■ 年齢階層別

N=957



■ 等級別

N=957



【療育手帳所持者数の等級・年齢階層別一覧表】

(人)

年齢 \ 等級	A1	A2	B1	B2	計
18 歳未満	32	51	41	120	244
18-64 歳	157	171	158	179	665
65 歳以上	6	24	17	1	48
計	195	246	216	300	957

資料:福祉支援課(2017(平成 29)年9月 30 日現在)

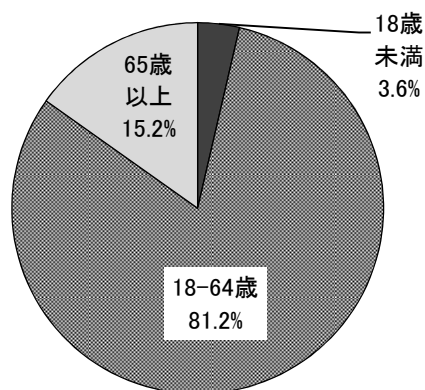
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18～64 歳」が 81.2%と 4 分の 3 以上を占めています。

等級別にみると「2 級」が 67.0%と約 3 分の 2 を占めています。

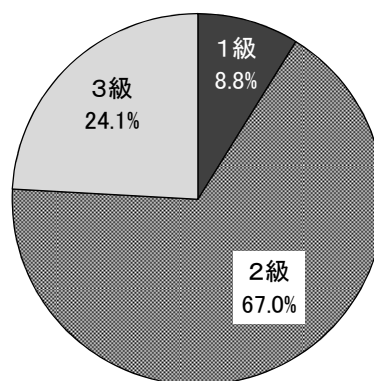
■ 年齢階層別

N=883



■ 等級別

N=883



※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が 100%ちょうどにならないことがあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級・年齢階層別一覧表】

(人)

等級 年齢	1 級	2 級	3 級	計
18 歳未満	0	18	14	32
18-64 歳	54	481	182	717
65 歳以上	24	93	17	134
計	78	592	213	883

資料：福祉支援課(2017(平成 29)年9月 30 日現在)

2 各種調査結果にみる本市の状況

(1) アンケート調査結果のまとめ

◆調査の目的

第3期障害者計画の見直しと第5期障害福祉計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等を把握し、計画策定や施策の推進の基礎資料とすることを目的として、18歳以上の障害のある市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、今回の策定にあたっては、障害福祉計画に併せて、障害児福祉計画の策定が求められていることから、障害のある児童とその家族の福祉サービスの利用状況や生活実態を明らかにし、計画策定と施策の推進に役立てることを目的として、17歳以下の障害のある児童を対象としたアンケート調査を実施しました。

◆18歳以上調査の概要

○調査対象者：身体障害のある人及び知的障害のある人については、それぞれ身体障害者手帳、療育手帳所持者から対象者を抽出し、精神障害のある人については、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者から対象者を抽出しています。障害種別による集計・分析が可能となる回答者数を確保することを考慮して、障害種別ごとに配布数を割り当て、それぞれについて無作為抽出で調査対象者を決定しました。

○調査期間：2017（平成29）年8月2日～8月16日（締め切り後に回収された調査票については、集計可能分は回収数に含んでいます）

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収結果：

	配布数	回収数	回収率（％）
身体障害者手帳所持者	995	605	60.8
療育手帳所持者	500	264	52.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	250	280	56.0
自立支援医療（精神通院医療）受給者	250		
合計	1,995	1,017	51.0

※障害種別ごとの回収数・回収率は、重複障害者をダブルカウントしているため、合計数と一致しません。

◆17 歳以下調査の概要

○調査対象者：市内在住の手帳所持者、障害児通所支援サービスや自立支援医療（育成医療）等の利用者全員

○調査期間：2017（平成 29）年 8 月 2 日～8 月 16 日（締め切り後に回収された調査票については、集計可能分は回収数に含んでいます）

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収結果：

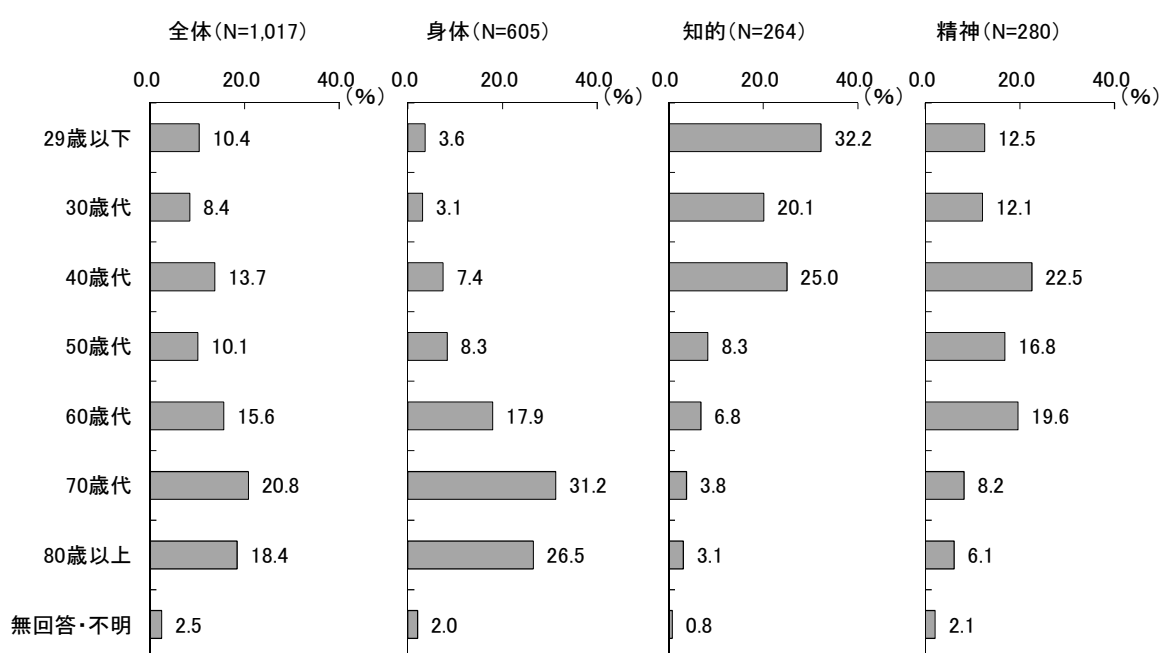
	配布数	回収数	回収率（％）
17 歳以下調査	505	209	41.4

◆調査結果の見方

「身体」は身体障害者手帳所持者、「知的」は療育手帳所持者、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の結果を示しています。「N」は回答者の総数を示します。回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値がちょうど 100％にならない場合があります。

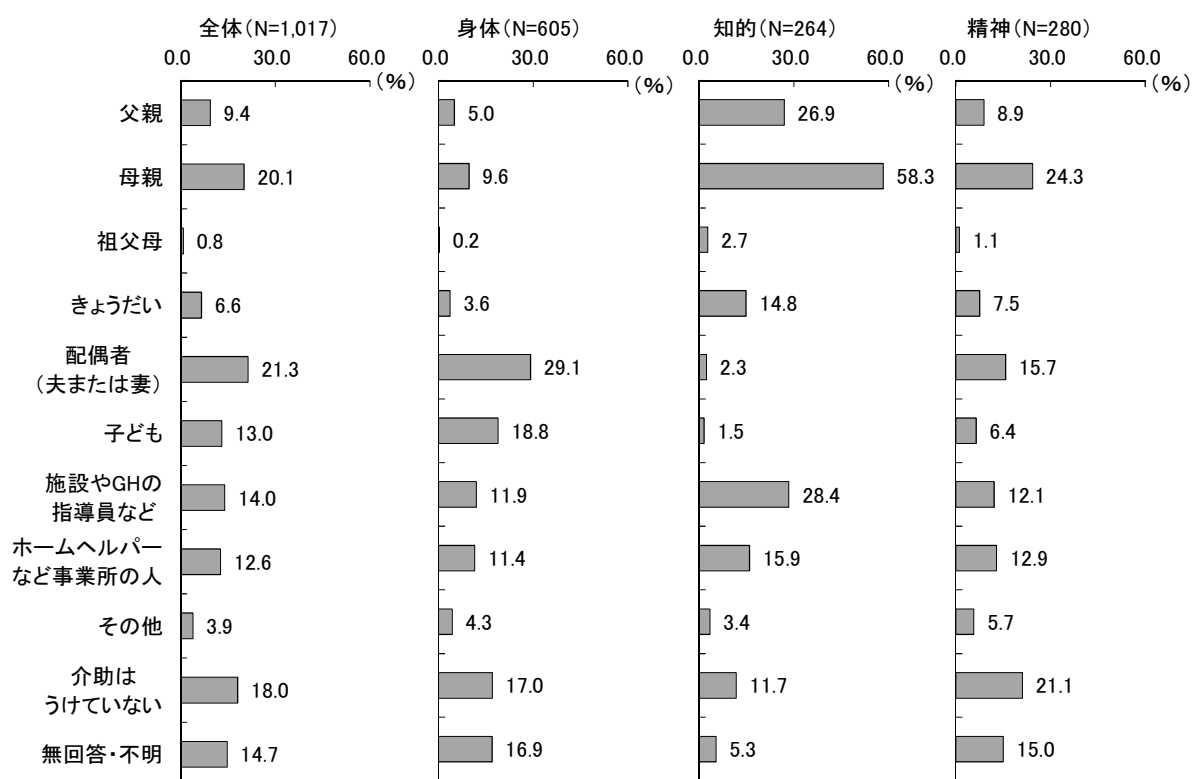
① 年齢構成（18 歳以上調査）

身体障害のある人では 70 歳代が最も多く、60 歳代以上で全体の 75.6％を占めています。知的障害のある人では 29 歳以下が最も多く、40 歳代以下が全体の 77.3％となっています。精神障害のある人は 40 歳代が最も多くなっています。



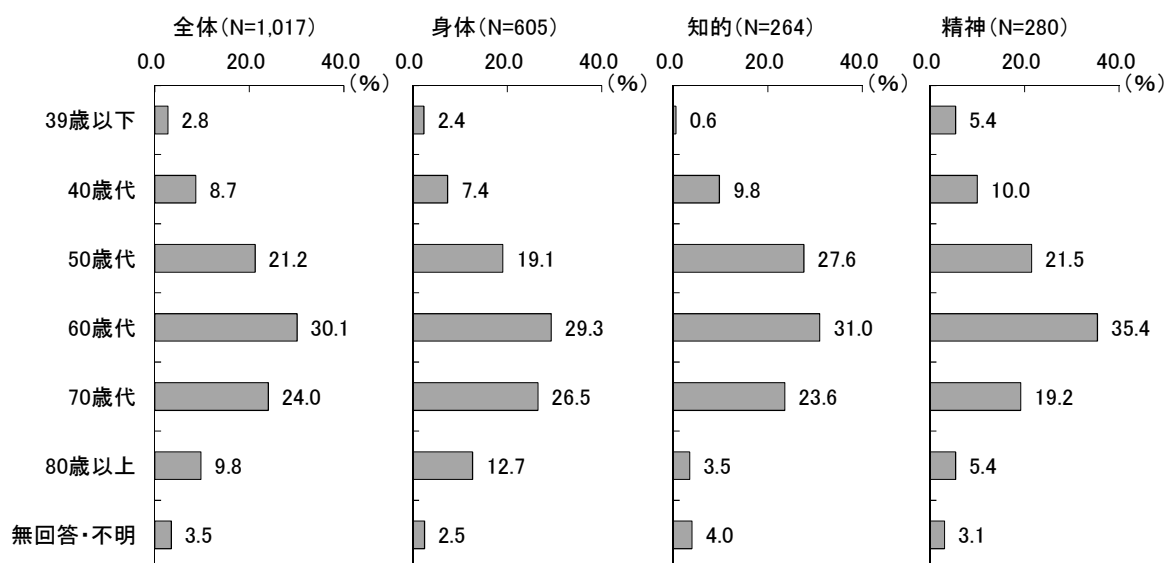
② 主な介助者（複数回答）（18歳以上調査）

身体障害のある人では「配偶者」が多く、知的障害のある人、精神障害のある人では「母親」が多くなっています。



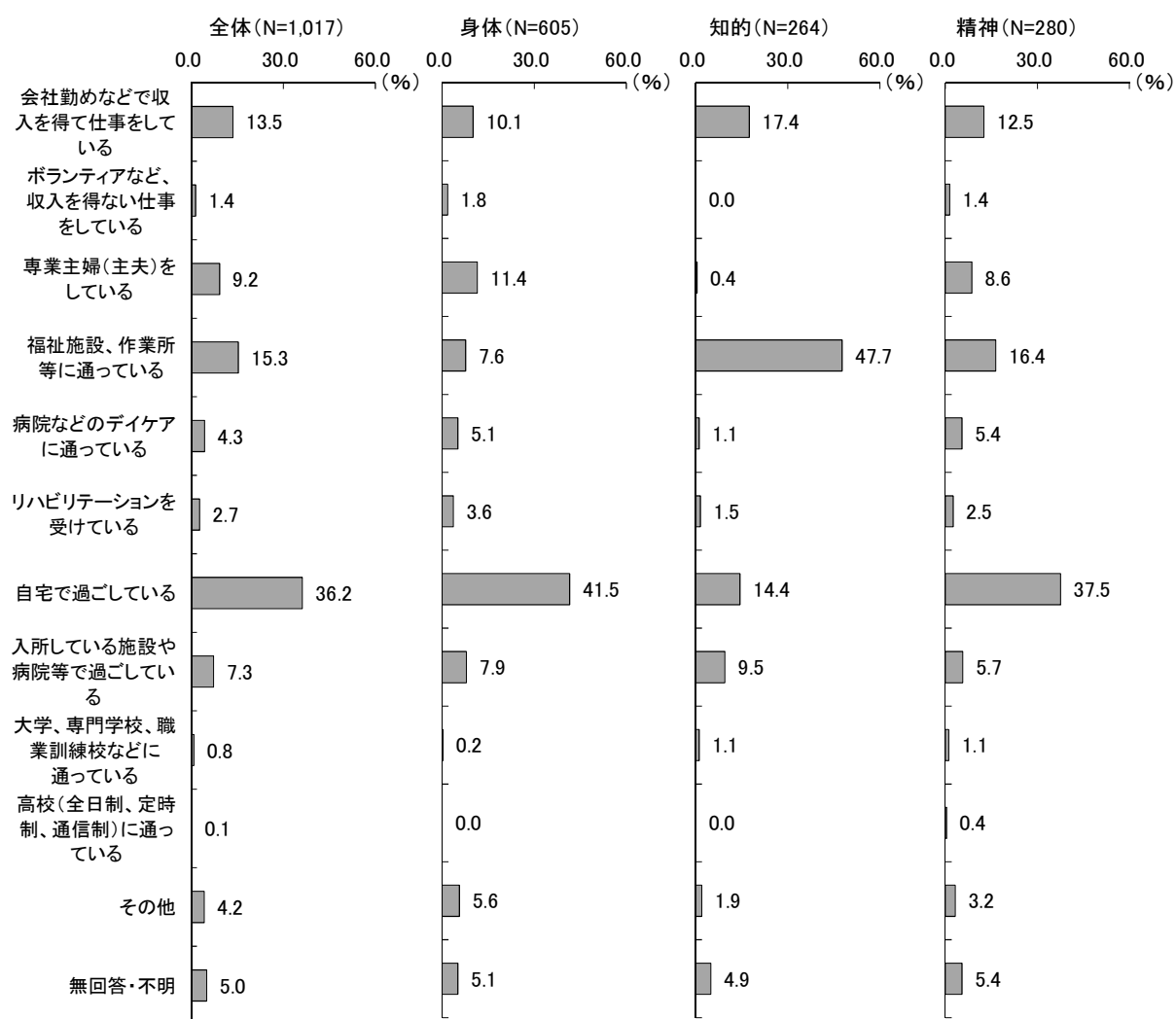
③ 主な介助者の年齢（18歳以上調査）

いずれの障害についても 60 歳代が最も多くなっています。主な介助者が 70 歳以上の割合は、身体障害のある人では約 4 割、知的障害、精神障害のある人では 2 割台となっています。介助者の高齢化を見据えた生活支援体制の確保が求められます。



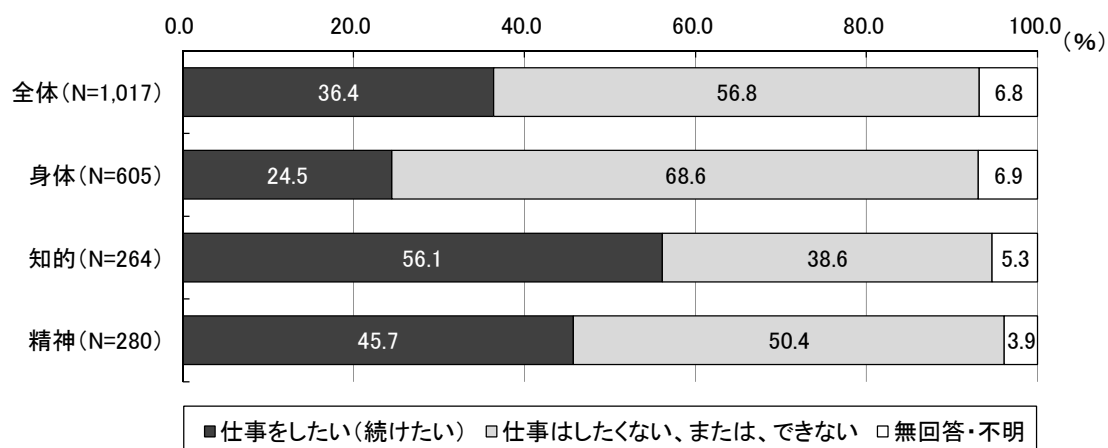
④ 平日の日中の過ごし方（18歳以上調査）

平日の日中の過ごし方については、身体障害のある人では高齢者が多いことも反映して「自宅で過ごしている」が特に多くなっています。知的障害のある人では、「福祉施設、作業所等に通っている」が特に多く、次いで「会社勤めなどで収入を得て仕事をしている」が多くなっています。精神障害のある人では、「自宅で過ごしている」が多く、次いで「福祉施設、作業所等に通っている」が多くなっています。



⑤ 収入を得る仕事の希望（18 歳以上調査）

現在収入を得る仕事をしていない人の中で、収入を得る仕事をしたいと思っているのは、知的障害のある人の半数を超えており、精神障害のある人の約4割となっています。身体障害のある人については、仕事をしていない人には高齢の人が多いため、就労の希望はやや低くなっています。



⑥ 障害福祉サービスの利用状況と利用意向（複数回答）（18 歳以上調査）

過去1年間に利用したことのある障害福祉サービスと、今後利用したいサービスについて、両者の差が大きく、潜在的ニーズが高いと思われるサービスを下表に示しています。これらのサービスについては、今後重点的に整備していく必要があると考えられます。

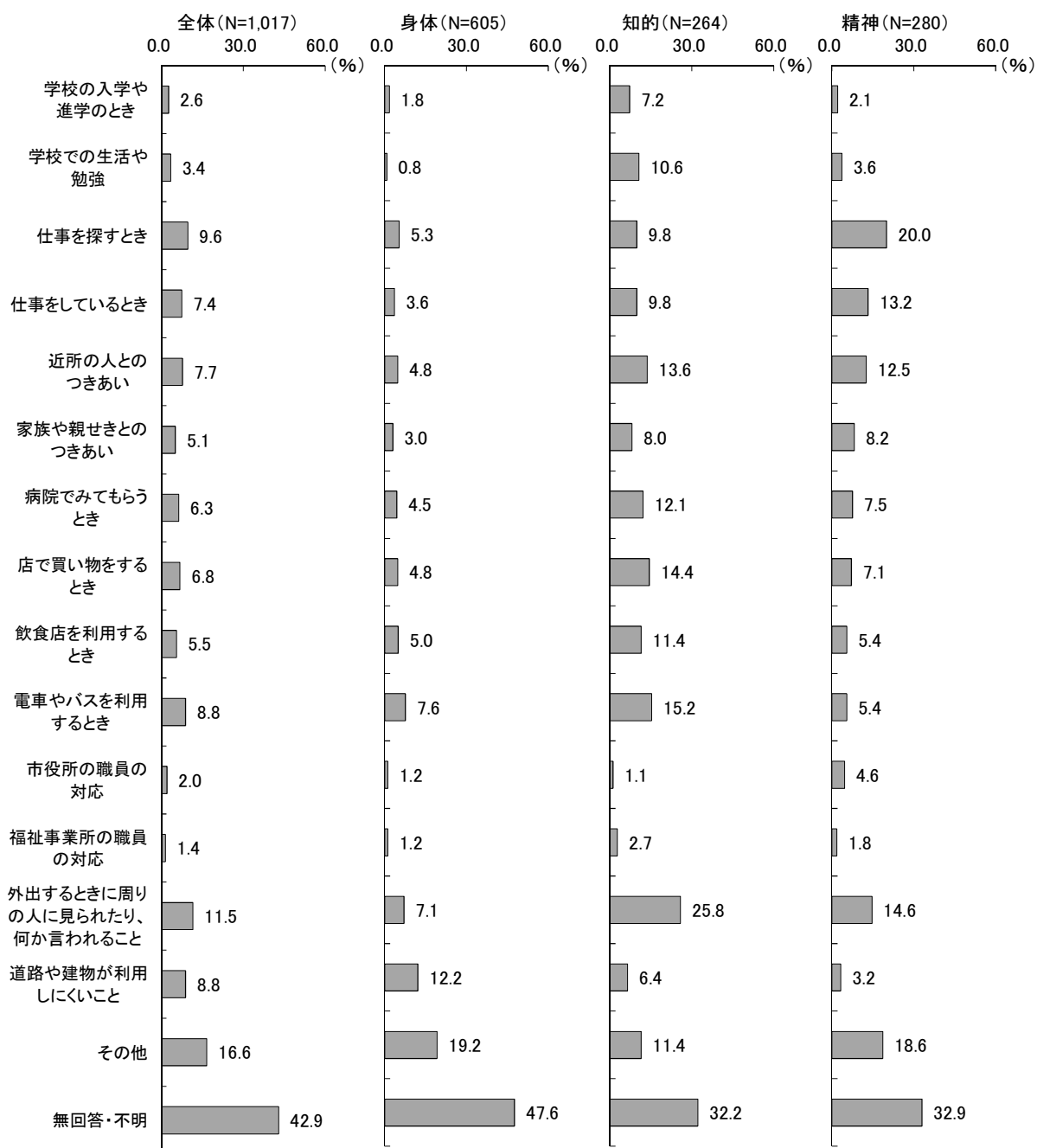
単位：％

障害種別	利用状況と 利用意向	居宅介護(ホ ームヘルプ)	短期入所(シ ョートステイ)	共同生活援 助(グループ ホーム)	施設入所支 援	相談支援
全体	利用した	8.5	6.7	4.6	6.0	7.7
	利用したい	19.1	14.3	10.8	12.8	18.6
身体	利用した	9.4	6.1	2.0	6.8	4.1
	利用したい	22.5	13.6	6.0	12.2	13.9
知的	利用した	6.8	12.9	15.5	10.6	18.9
	利用したい	13.6	27.3	30.7	22.7	30.3
精神	利用した	11.1	5.0	5.0	4.3	10.0
	利用したい	15.0	9.3	9.6	11.1	22.9

※「利用した」と「利用したい」の差が10ポイント以上あるものに網掛け。

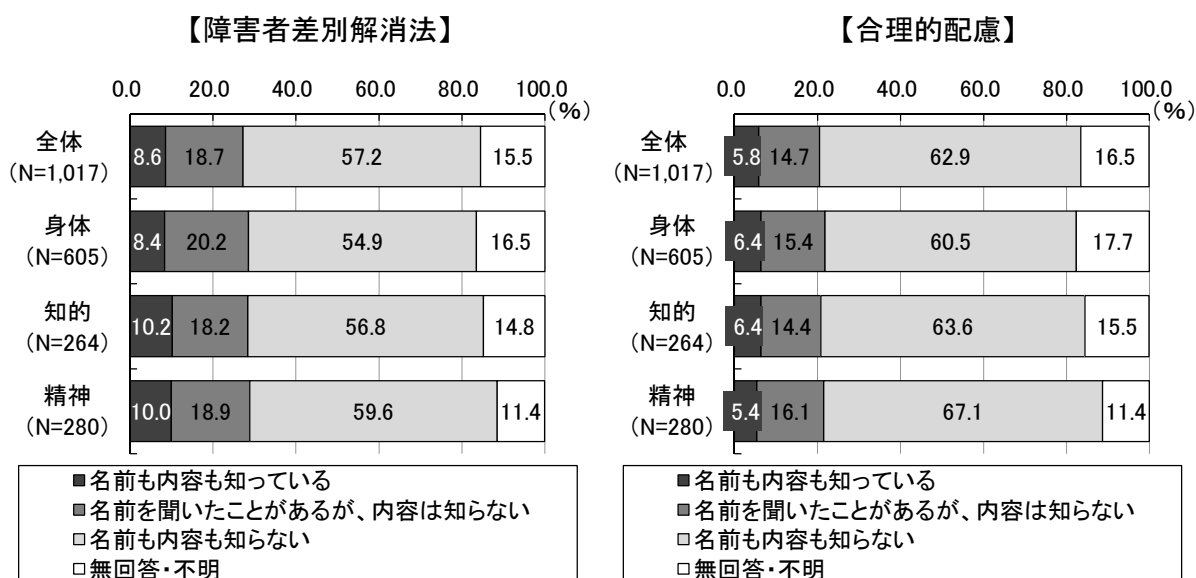
⑦ 障害があることで普段の生活で差別を受けたり、いやな思いをすることがある場面
(複数回答) (18歳以上調査)

知的障害のある人では、「外出するときに周りの人に見られたり、何か言われること」、精神障害のある人では、「仕事を探すとき」という回答が2割を超えて多くなっています。身体障害のある人の半数以上、知的障害、精神障害のある人の3分の2以上が、何らかの項目を回答しており、障害があることで普段の生活で差別を受けたり、いやな思いをすることがあるという人が少なくないことが示されています。



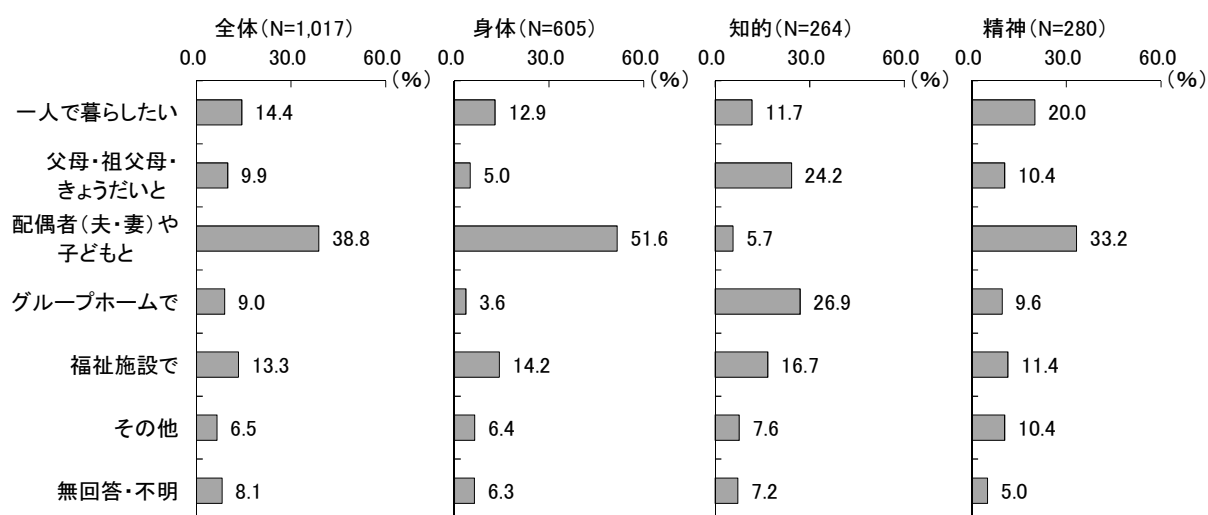
⑧ 障害者の権利に関する言葉の認知度（18歳以上調査）

2016（平成 28）年 4 月に施行された障害者差別解消法や、障害者の社会参加を促進し、差別解消をすすめるための重要な考え方である「合理的配慮」について、障害のある人においてもまだ認知がすすんでいないことが示されています。当事者のエンパワメントに向けた、広報・啓発が求められます。



⑨ 将来どのように暮らしたいか（18歳以上調査）

身体障害のある人は「配偶者や子どもと」が多く、知的障害のある人は「グループホームで」あるいは「父母・祖父母・きょうだいと」、精神障害のある人は「配偶者や子どもと」あるいは「一人で暮らしたい」が多くなっています。

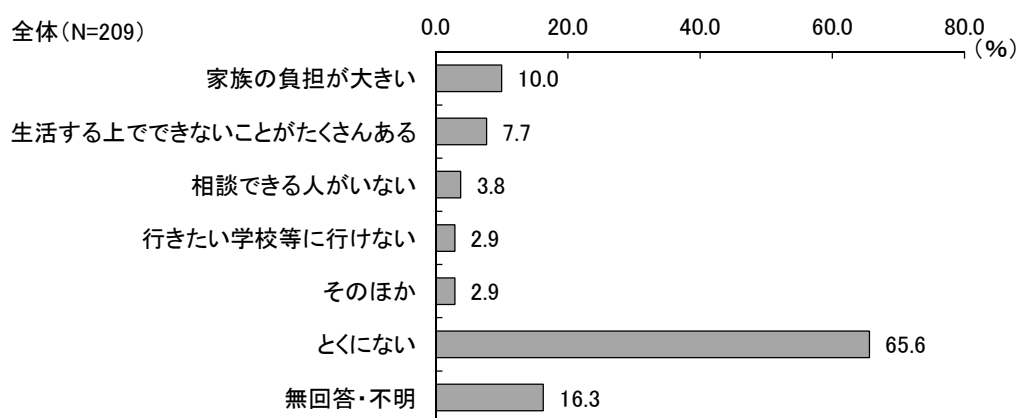


エンパワメント

障害のある人が自身の能力を発揮できるように支援することを言います。支援者が意思決定や身の回りのことすべてを介助するのではなく、障害のある人自身の自己選択・自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、本人の潜在能力を活用することが重視されます。

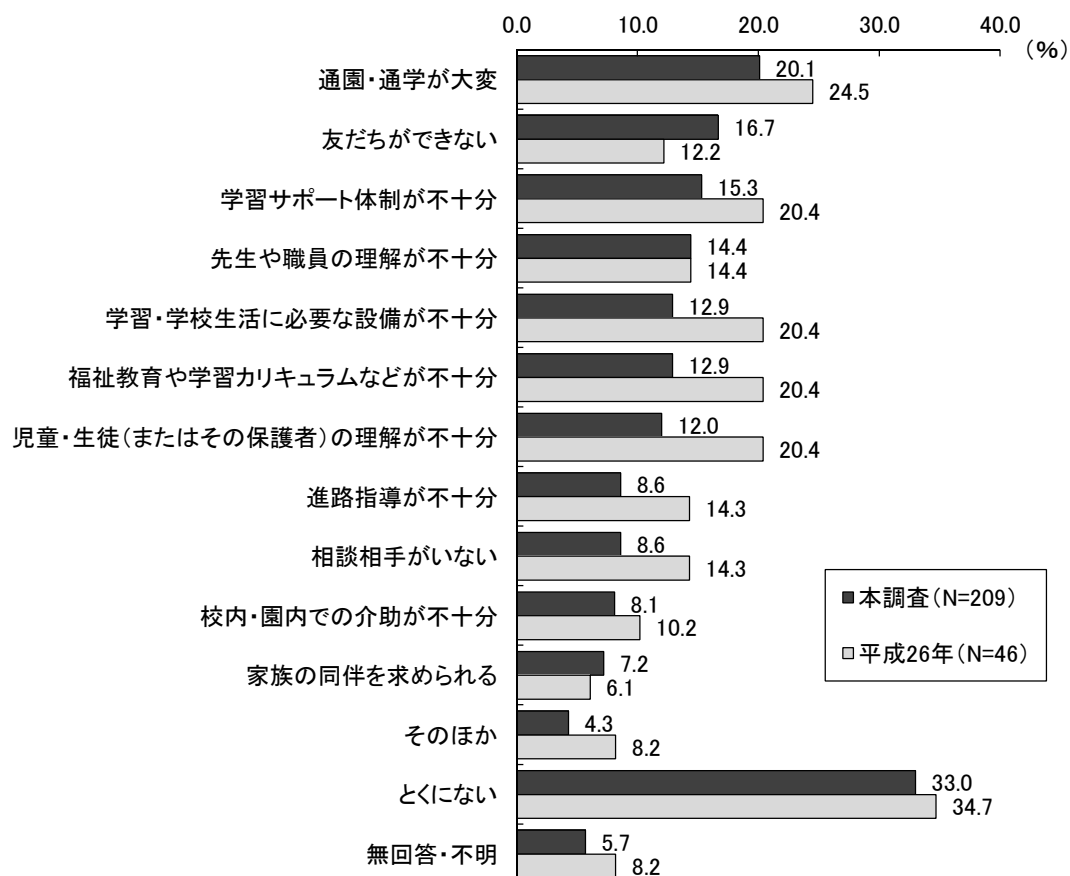
⑩ 医療ケアが必要なために困ったこと（複数回答）（17歳以下調査）

「とくにない」を除くと、「家族の負担が大きい」、「生活する上でできないことがたくさんある」といった回答がやや多くなっています。今後、医療的ケアに対応した支援の充実が求められます。



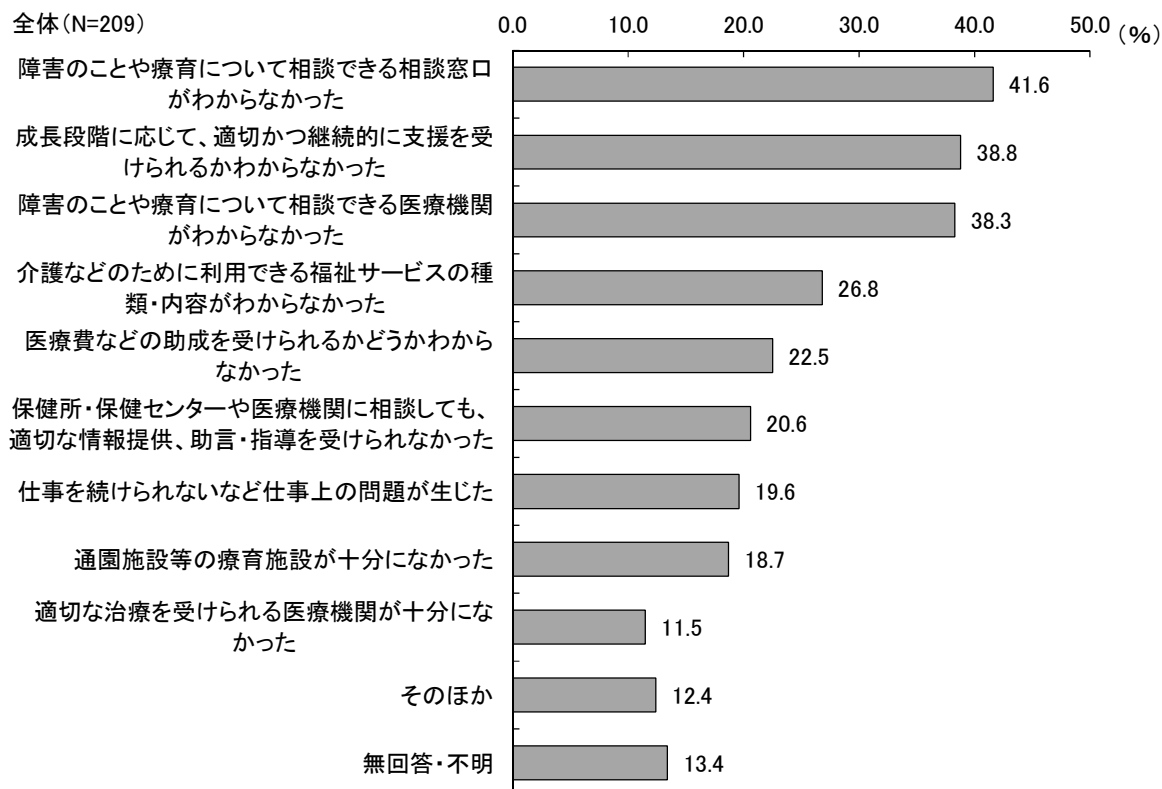
⑪ 園・学校生活を送るうえでの問題点（複数回答）（17歳以下調査）

園・学校生活を送るうえでの問題点は、「とくにない」を除くと、「通園・通学が大変」が最も多く、次いで「友だちができない」、「学習サポート体制が不十分」が続いています。前回（2014（平成26）年）調査と比較すると、全体的に回答率が下がっています。



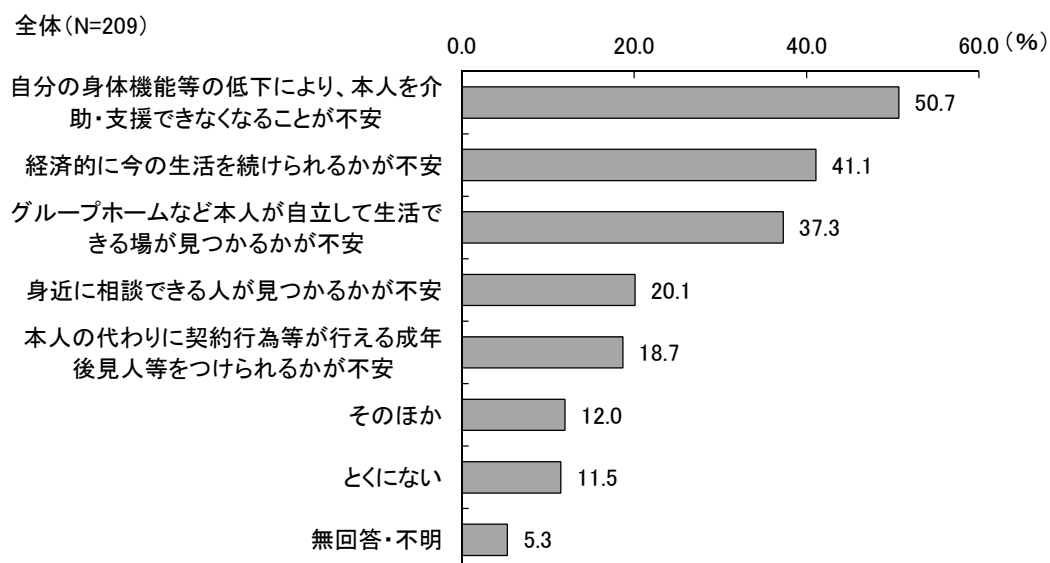
⑫ 子どもの障害等が分かったときの家族の不安や困りごと（複数回答）（17歳以下調査）

相談窓口や、成長段階に応じた適切な支援の有無、相談できる医療機関がわからなかったという回答が上位を占めており、多くの家族が、障害のある児童の支援について適切な情報が得られない状況にあったことがうかがえます。



⑬ 主な介助者の今後の不安（複数回答）（17歳以下調査）

障害のある児童の主な介助者の今後の不安として、自分が介助・支援できなくなった時のことや、将来の生活の継続、自立生活した生活の場の確保等について多く回答されています。



(2) 団体調査結果のまとめ

◆調査の概要

羽曳野市における障害者福祉に係る現状や課題等を把握することを目的として、市内で活動する障害のある人の当事者団体、相談支援受託事業所等を対象とした調査を実施しました。自由回答形式の調査票を配布し、項目別に団体の意見を尋ねました。

◆調査対象

市内の相談支援受託事業所・障害者団体等

◆調査期間

2017（平成 29）年 8 月 17 日～9 月 1 日（締め切り後の回答も集約可能分まで反映）

◆調査方法

E メール、F A X、郵送等により調査票を発送・回収

◆調査結果（回答数：6 団体）

それぞれの設問について、主な回答の概要を記載しています。

なお、対象事業所以外の事業所からも回答があったため、それらの意見も反映しています。

① 羽曳野市の障害者をめぐる状況に関して、次の各分野における課題・問題、特に支援を必要とすること

分野	主な意見
特に充実させる必要がある障害福祉サービスについて	・ 共同生活援助（グループホーム）等の生活できる場所 ・ 緊急時に受け入れできるショートステイ ・ 医療的ケアのできるヘルパー事業所の確保
相談支援・情報提供について	・ 基幹相談支援センターの設置 ・ 相談支援員の不足 ・ 利用者によりわかりやすく伝えるための工夫
保健・医療・リハビリテーションについて	・ 知的障害のある人が通いやすい医療機関の情報提供と医療機関との連携 ・ 発達障害の診断、アドバイスをしてくれる医療機関が近隣にない
スポーツ・文化活動・余暇活動等について	・ 羽曳野市内での活動の内容についての情報提供 ・ 就労している人も気楽に集える余暇活動の場
療育・就学前教育について	・ 継続的な早期療育をできる場が乏しい ・ 保護者支援、きょうだい支援。ペアレントトレーニングや、保護者向けの勉強会や研修等が増えてほしい

分野	主な意見
学校教育について	・ 医療的ケアが必要な子どもが通学できるシステムづくり ・ I C T の活用など、障害特性に合った配慮の充実
雇用・就労について	・ 就労継続支援A型事業所の質の向上 ・ 就労先までの移動支援制度 ・ 企業が知識を深められる研修の実施や指導側の人が悩みを相談できる窓口の充実
差別解消・権利擁護について	・ 虐待防止法・差別解消法等の研修会の開催 ・ 合理的配慮を行うことは当然であるという意識の醸成
行政機関の理解促進、合理的配慮について	・ 障害のある人にわかりやすい説明や理解しやすい説明 ・ 個々の障害特性に応じた制度活用の配慮 ・ 市役所職員を対象とした障害児・者に対する理解につながる研修
地域福祉活動・交流活動について	・ 地域福祉活動の報告を広報紙等に掲載 ・ 障害児を育てている保護者による相談機関
防犯・防災について	・ 当事者や障害関係機関の参画のもとでの防災計画の作成 ・ 災害が起こったらどうしたらよいかについての適切な情報提供 ・ 障害特性に配慮してくれる避難所の設置

② 障害者支援に関する施策について、特に重点的に取り組むべきだと考えること

分野	主な意見
障害者支援について	・ 基幹相談支援センターの設置が急務 ・ 緊急時対応の整備と、緊急時の受入体制を備えた地域支援拠点の設置 ・ 共同生活援助（グループホーム）・ショートステイ・日中一時支援等の増設と利用しやすい体制整備
障害児支援について	・ 障害がある親も子育てがしやすい制度の活用、保育所や学校への通学支援 ・ 不登校の子どもに対する柔軟な支援、孤立させないシステムづくり

(3) 事業所調査結果のまとめ

◆調査の概要

羽曳野市における障害者福祉に係る現状・課題等や、今後のサービス提供体制の整備に向けた事業所の意向を把握することを目的として、市内で障害福祉サービスを提供する事業所を対象とした調査を実施しました。自由回答形式の調査票を配布し、項目別に団体の意見を尋ねました。

◆調査対象

市内で障害福祉サービス等を提供する指定 50 事業所

◆調査期間

2017（平成 29）年 8 月 17 日～9 月 1 日（締め切り後の回答も集約可能分まで反映）

◆調査方法

Eメール、FAX、郵送等により調査票を発送・回収

◆調査結果（回答数：35 事業所）

自由記述方式で回答を求めた地域移行や一般就労への移行において求められる支援のあり方、障害福祉サービス事業を行ううえでの課題・問題について、主な意見を記載しました。

① 今後、地域移行や一般就労への移行を促進するうえで、特に求められる地域資源・福祉サービス・支援のあり方等について

分野	主な意見
施設入所者の地域移行について	• どのように支援してもらえるか利用者が理解できていないこともあるため、障害福祉サービスの理解を深める取り組みが必要 • 体験利用の場やピアサポート支援が必要 • 専門性のある支援スタッフの配置や医療支援体制の充実 • 地域移行だけでなく、親が高齢で子どもを見られない事例や家庭内等での虐待がある事例等、緊急性のある事例が少なくないと思われることから、共同生活援助（グループホーム）の増設が急務
福祉就労から一般就労への移行について	• 就労支援センターの定着支援員と本人と会社との関係・コミュニケーションをより密にすることで、長く働く環境を整備する必要がある • 知的障害のある人を受け入れることのできる基盤を持った会社の不足解消の取り組み • 企業と福祉が連携し、働く人材を育てる取り組みなどができないか • 就労先まで利用ができる移動支援制度 • 就労相談時間の拡充（時間、休日相談等）

② 障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業を行ううえで、特に課題・問題となっていることや、行政に求めたいこと

分野	主な意見
人材の確保について	・福祉職をめざす職員の不足、専門性のある支援員の確保が難しい ・看護師の確保が難しい ・共同生活援助（グループホーム）について、入所者の高齢化等による支援ニーズの増大の一方で、世話人・生活支援員・夜勤者の確保・育成が課題となっており、人件費の高騰もあるためニーズに応える整備が困難となっている ・サービスの担い手の確保のための報酬額の増額等の取り組みが必要
相談支援について	・障害福祉サービスの根幹である相談支援事業所が少なく、特に障害児相談支援が不足しており、担当利用者数が多すぎて内容が充実していないなどの課題がある ・事業所数が増えない理由に相談支援事業が通常の給付費では自立できないという問題があり、市町村等から何かしらの補助金等の支援ができないか検討してほしい
情報提供について	・医療機関についての情報がほしい（休日・夜間等に受診できる場所の公開） ・震災時の障害児・者（高齢者も）の居場所や医療的なケア等を公にしてほしい
障害児支援について	・保護者の不安な思いに寄り添いながら、適切に次のステップへと導く相談支援をしてほしい ・児童発達支援センターから保育園・幼稚園に入園した保護者から園とのトラブル等の話を聞くことがある。センターとの役割の違いはわかるが、（トラブル等とならないよう）研修体制の強化等をお願いしたい
介護保険サービスとの連携について	・高齢で介護保険サービス優先になると、障害福祉サービスとの併用が難しいケースがあり、制度の違いからケアマネジャー等との相談や連携がスムーズにいかないことが多く利用者の不利益につながっている ・利用者的高齢化により障害福祉サービスから高齢福祉サービスに移行すると、これまで実質無料だったものが有料になるというケースが大半を占め、サービスの拒否が出てくることも多い
差別解消について	・共同生活援助（グループホーム）や障害福祉事業所を設立の際、地域の同意が得られず、事業が設立できないことがあり、こうした偏見や差別で設立ができないことがないよう、行政としてしっかりとした対応をお願いしたい

3 第4期障害福祉計画における成果目標と実績

第4期計画においては、施設入所者への地域生活への移行促進や福祉就労から一般就労への移行促進等について、計画期間中の目標値を設定しています。目標値に対する進捗実績は以下のとおりです。

施設入所者の削減については目標を達成し、福祉就労から一般就労への移行者数についても目標達成に近い実績となっている一方、就労移行率が3割以上の事業所の割合や、就労継続支援（B型）における工賃の平均額については、目標を大きく下回っています。また、地域生活支援拠点等の整備についても、引き続き課題となっています。

分野	項目	目標値	実績値
施設入所者の地域生活への移行促進	施設入所者の地域生活への移行数(計画期間中)	10人	平成27年度 2人 平成28年度 2人
	施設入所者の削減数(平成29年度末時点)	4人	4人 (平成29年9月末時点)
福祉就労から一般就労への移行促進	福祉就労から一般就労への移行者数(平成29年度末時点)	19人	17人 (平成28年度末時点)
	就労移行支援事業の利用者数(平成29年度末時点)	45人	35人 (平成28年度末時点)
	就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割以上	0% (平成28年度末時点)
福祉就労施設の工賃の増額	就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(平成29年度末時点)	10,335円	7,332円 (平成28年度実績)
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備	平成29年度までに1か所の地域生活支援拠点等を整備	拠点は未整備。地域自立支援推進会議等で本市の課題について、議論及び整理

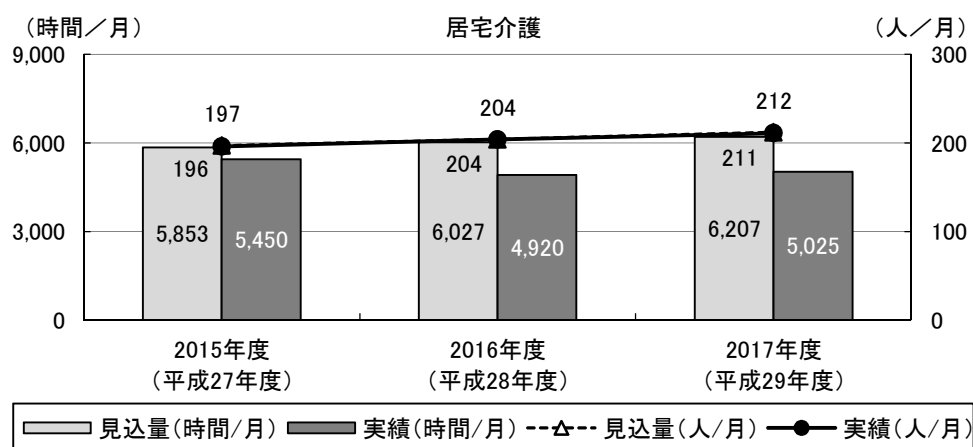
4 第4期障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量については、2014（平成26）年度の月平均利用者数を基本に、入所施設からの地域生活への移行者数、福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を踏まえ、今後の手帳所持者数の推計と利用ニーズの状況等から見込まれる増加分を上乗せして算出しました。

① 居宅介護

利用人数はほぼ見込みどおりでしたが、利用時間数は、やや減少しています。障害のある児童の利用が減少傾向の一方、精神障害のある人の利用が増加しています。



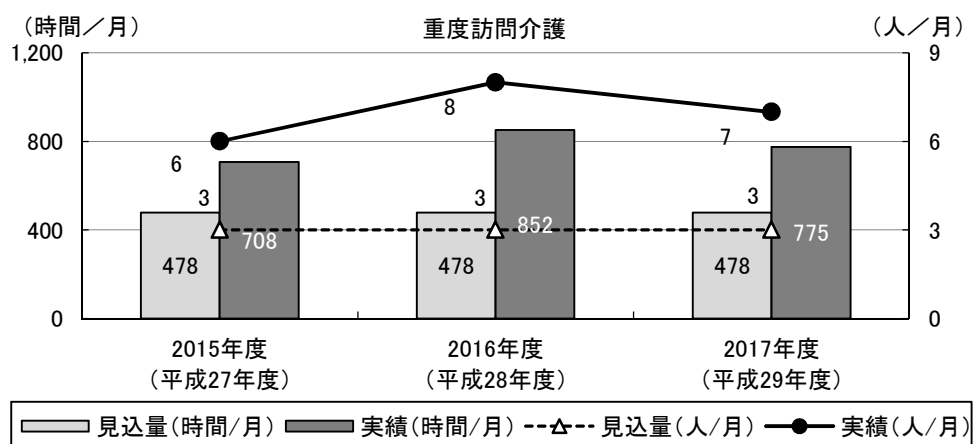
【居宅介護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障害のある人	見込量	101	4,247	103	4,331	104	4,373
	実績	101	4,117	104	3,516	104	3,608
知的障害のある人	見込量	29	370	30	383	31	395
	実績	29	304	32	302	33	331
障害のある児童	見込量	14	483	15	518	17	587
	実績	9	237	7	157	6	124
精神障害のある人	見込量	53	753	56	795	60	852
	実績	56	774	60	922	67	949
難病の人	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	1	18	1	23	1	13
合計	見込量	197	5,853	204	6,027	212	6,207
	実績	196	5,450	204	4,920	211	5,025

※2017（平成29）年度の実績は上半期（4月～8月）実績からの推計量（以下同様）。

② 重度訪問介護

過去の実績に基づき利用見込みを設定しましたが、これまで利用のなかった知的障害のある人の利用が新たに増加したことで、見込量を上回る実績となっています。今後は、新たなニーズを踏まえたサービス提供体制の整備が求められます。

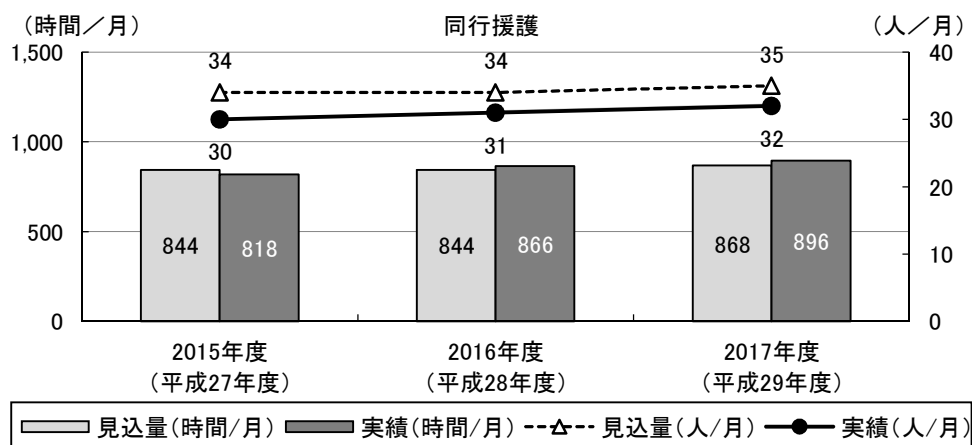


【重度訪問介護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障害のある人	見込量	3	478	3	478	3	478
	実績	3	245	4	414	4	397
知的障害のある人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実績	3	463	4	438	3	378
精神障害のある人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実績	－	－	－	－	－	－
合計	見込量	3	478	3	478	3	478
	実績	6	708	8	852	7	775

③ 同行援護

2011（平成23）年10月より、新たに位置づけられた視覚障害のある人を対象としたサービスです。第4期については、障害のある児童の利用がありませんでした。

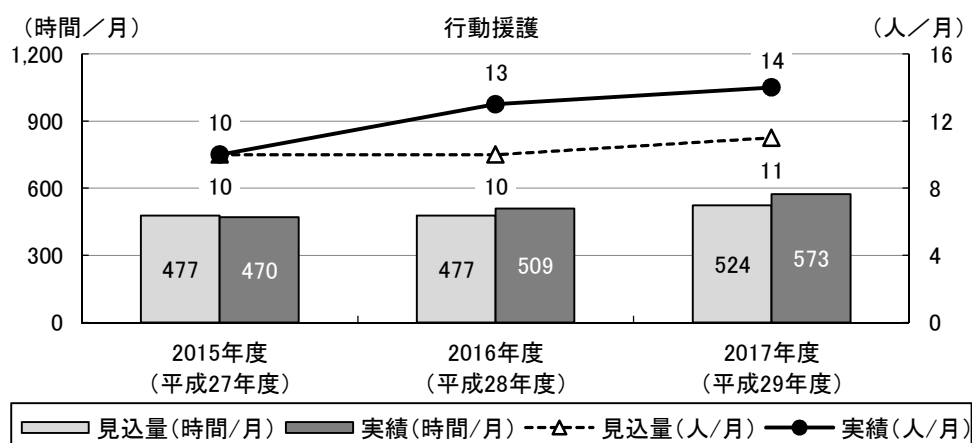


【同行援護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害のある人	見込量	32	794	32	794	33	818
	実 績	30	818	31	866	32	896
障害のある児童	見込量	2	50	2	50	2	50
	実 績	－	－	－	－	－	－
合 計	見込量	34	844	34	844	35	868
	実 績	30	818	31	866	32	896

④ 行動援護

この間、サービス事業所が増えたことなどで、利用人数、利用時間数ともに見込みをやや上回って推移しています。



【行動援護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
知的障害のある人	見込量	10	477	10	477	11	524
	実 績	10	470	13	509	14	573
障害のある児童	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	-	-	-	-	-	-
精神障害のある人	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	-	-	-	-	-	-
合計	見込量	10	477	10	477	11	524
	実 績	10	470	13	509	14	573

⑤ 重度障害者等包括支援

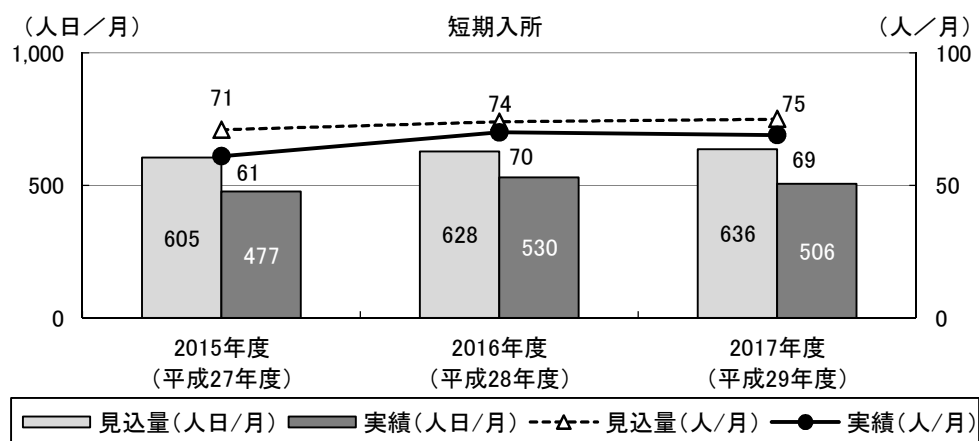
現行計画においては、過去の実績がないため見込量を算出しておらず、その後の支給決定者もいなかったことから、利用実績がありませんでした。重度障害者等包括支援を提供する事業所は、府内にも少なく、これがニーズを反映した結果なのかどうかは慎重に評価する必要があります。

【重度障害者等包括支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
3障害合計	見込量	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0

(2) 短期入所

アンケート調査等で潜在的なサービス利用ニーズが高いことが示されているサービスで、利用の増加を見込んで見込量を設定しましたが、利用実績はやや下回って推移しています。これは、市内に当該サービス事業所・定員が少なく、「利用したいときに使えない」状況も影響していると考えられます。



【短期入所】

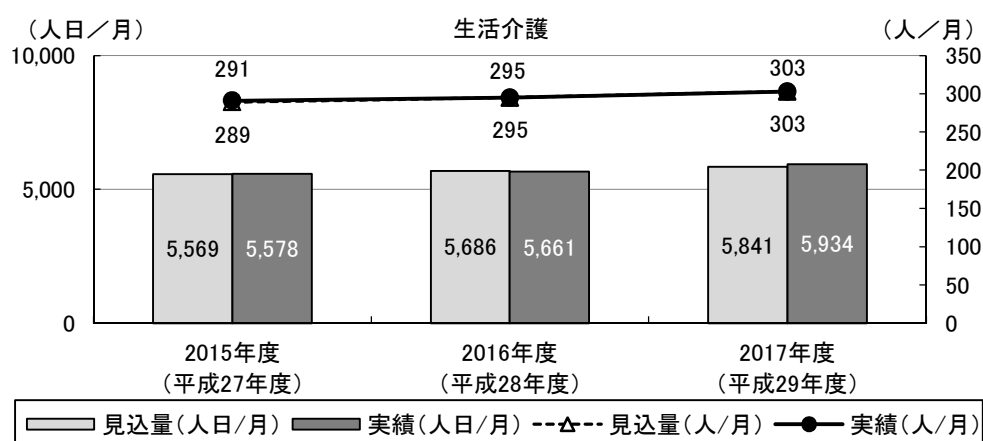
項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	23	210	24	219	24	219
	実 績	23	203	27	230	24	212
知的障害のある人	見込量	41	360	42	369	43	377
	実 績	34	254	39	282	41	276
障害のある児童	見込量	7	35	8	40	8	40
	実 績	4	20	4	18	3	16
精神障害のある人	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	-	-	-	-	1	2
合計	見込量	71	605	74	628	75	636
	実 績	61	477	70	530	69	506

(3) 日中活動系サービス

第4期計画における日中活動系サービスについては、第3期計画期間中の利用実績を基本に、入所施設から地域生活への移行者数、福祉施設から一般就労への移行者数等を踏まえて見込量を算出しました。また、国の基本指針において、福祉施設から一般就労への移行者数や、就労移行支援事業の利用者数等についての目標設定について示されており、この基準も考慮して見込量を設定しています。

① 生活介護

ほぼ見込みどおりの利用状況となっています。これまで利用のなかった精神障害のある人の利用が新たにあったため、今後はニーズを踏まえた見込みの修正が求められます。

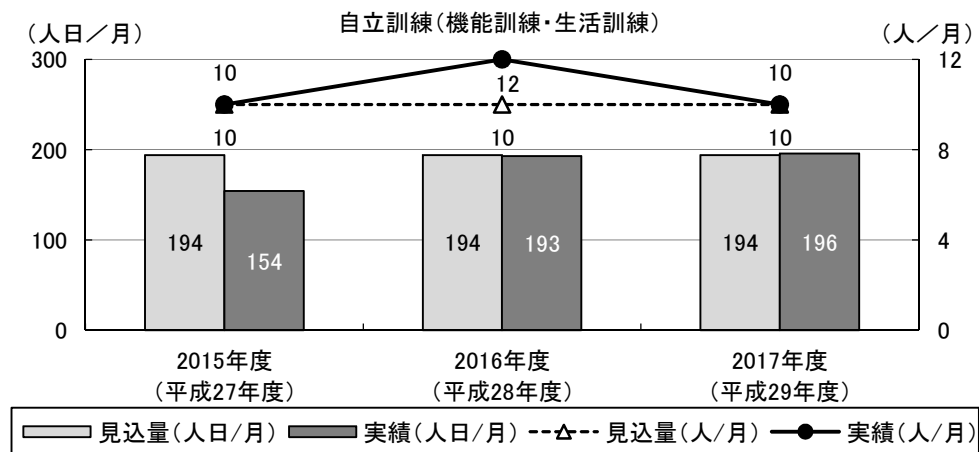


【生活介護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	104	1,932	105	1,951	107	1,988
	実 績	101	1,880	101	1,877	106	2,001
知的障害のある人	見込量	185	3,637	190	3,735	196	3,853
	実 績	189	3,692	193	3,775	195	3,913
精神障害のある人	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	1	6	1	9	2	20
合計	見込量	289	5,569	295	5,686	303	5,841
	実 績	291	5,578	295	5,661	303	5,934

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

2015（平成27）年度はやや利用実績が少なかったものの、ほぼ見込みどおりの利用状況で推移しています。

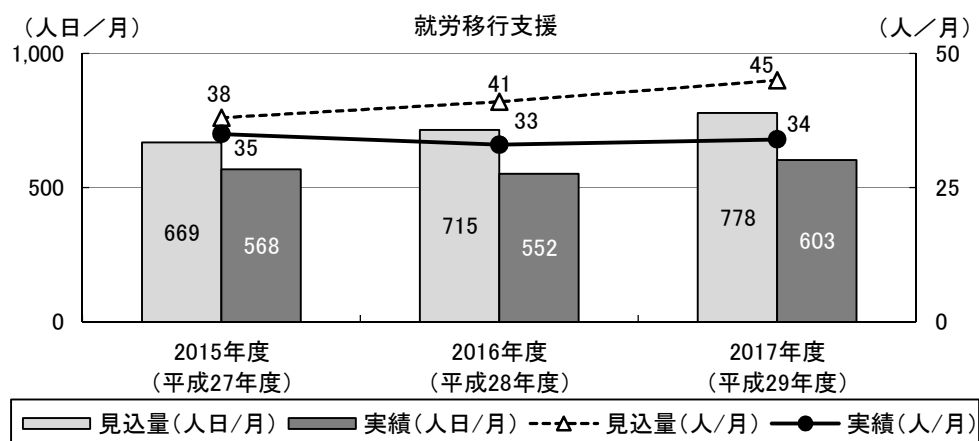


【自立訓練】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	2	43	2	43	2	43
	実 績	2	27	3	42	2	22
知的障害のある人	見込量	3	62	3	62	3	62
	実 績	5	82	4	64	3	56
精神障害のある人	見込量	5	89	5	89	5	89
	実 績	3	45	5	87	5	118
合計	見込量	10	194	10	194	10	194
	実 績	10	154	12	193	10	196

③ 就労移行支援

第4期計画では、国の基本指針に基づいて利用者数の目標設定を行っており、そのことを踏まえた見込量を設定しましたが、実績はやや下回って推移しています。中でも、知的障害のある人の利用がやや減少傾向となっています。

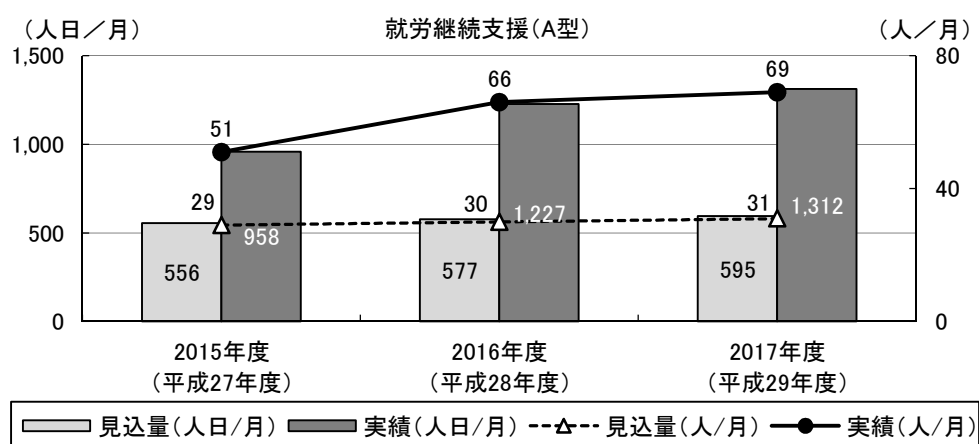


【就労移行支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	4	86	4	86	4	86
	実績	2	32	3	60	3	61
知的障害のある人	見込量	20	369	20	369	21	387
	実績	18	307	16	261	14	261
精神障害のある人	見込量	14	214	17	260	20	305
	実績	15	229	14	231	17	281
合計	見込量	38	669	41	715	45	778
	実績	35	568	33	552	34	603

④ 就労継続支援（A型）

過去の実績に基づいて見込量を設定しましたが、事業所の増加により利用実績が大幅に増加しており、2016（平成28）年度以降は利用人数、利用日数ともに見込量の2倍以上で推移しています。この要因としては、規制緩和により当該サービス事業所が増加していることが考えられます。国においては、就労継続支援A型について、事業所の増加に伴い、障害の状況に応じた適切なサービスが提供されていない事例が少なくないとしており、サービスの適正化に向けた取り組みがすすめられています。今後はこうした動向等を踏まえた対応が求められます。

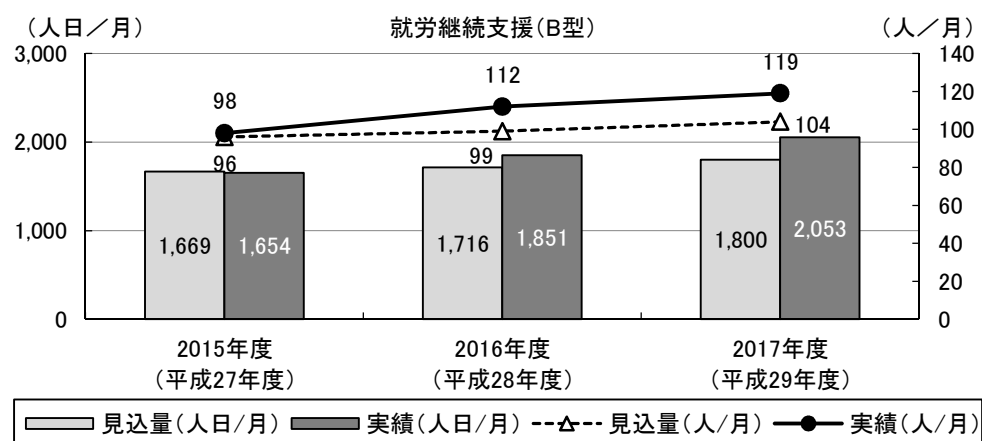


【就労継続支援（A型）】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	8	150	8	150	8	150
	実 績	16	307	19	365	17	350
知的障害のある人	見込量	11	227	12	248	12	248
	実 績	18	363	23	447	22	444
精神障害のある人	見込量	10	179	10	179	11	197
	実 績	17	288	23	398	29	506
難病の人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実 績	－	－	1	17	1	12
合 計	見込量	29	556	30	577	31	595
	実 績	51	958	66	1,227	69	1,312

⑤ 就労継続支援（B型）

過去の利用の増加傾向を踏まえて見込量を設定しましたが、それをやや上回る利用実績となっています。特に知的障害のある人の利用が増加しており、こうした傾向を踏まえたサービス提供体制の整備が求められます。

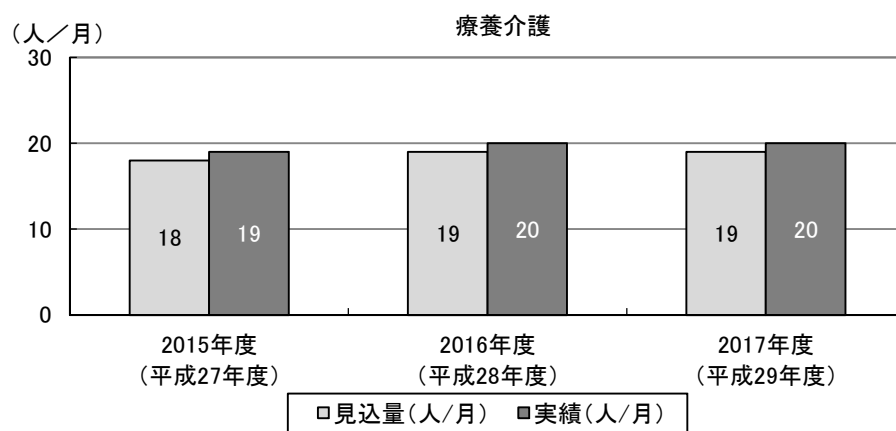


【就労継続支援（B型）】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害のある人	見込量	14	241	14	241	15	258
	実 績	15	262	17	302	18	334
知的障害のある人	見込量	54	1,028	55	1,047	57	1,085
	実 績	53	987	63	1,150	69	1,304
精神障害のある人	見込量	28	400	30	428	32	457
	実 績	30	405	32	399	32	415
合計	見込量	96	1,669	99	1,716	104	1,800
	実 績	98	1,654	112	1,851	119	2,053

⑥ 療養介護

利用実績は、ほぼ見込みどおりで安定して推移しています。



【療養介護】

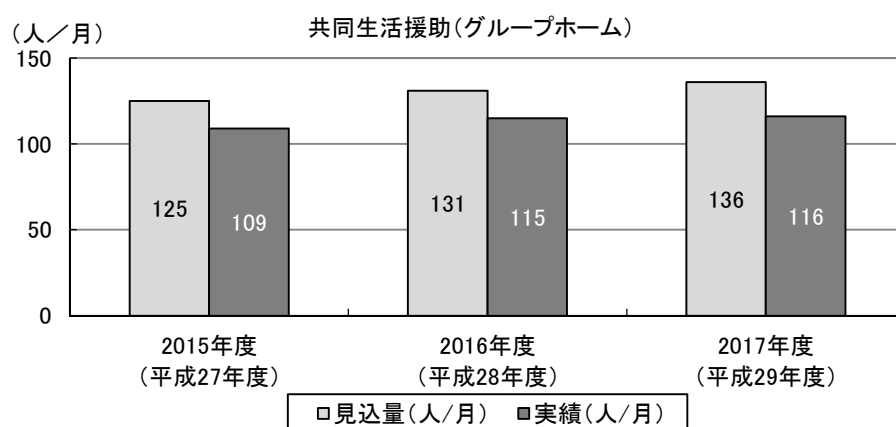
項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
3障害合計	見込量	18	19	19
	実 績	19	20	20

(4) 居住系サービス

第4期計画における居住系サービスの見込量については、第3期計画期間中の利用者数とその増加傾向や、施設入所者の地域移行等を考慮して算出しました。

① 共同生活援助（グループホーム）

アンケート調査等では潜在的な利用ニーズが高いことが示されていますが、見込量ほど利用実績が伸びていません。これは共同生活援助（グループホーム）の定員が十分ではないことが影響していると考えられます。施設入所等からの地域生活への移行促進のうえで、重度の障害のある利用者への適切な支援が行えるよう、施設整備と人材の確保等が課題となっています。

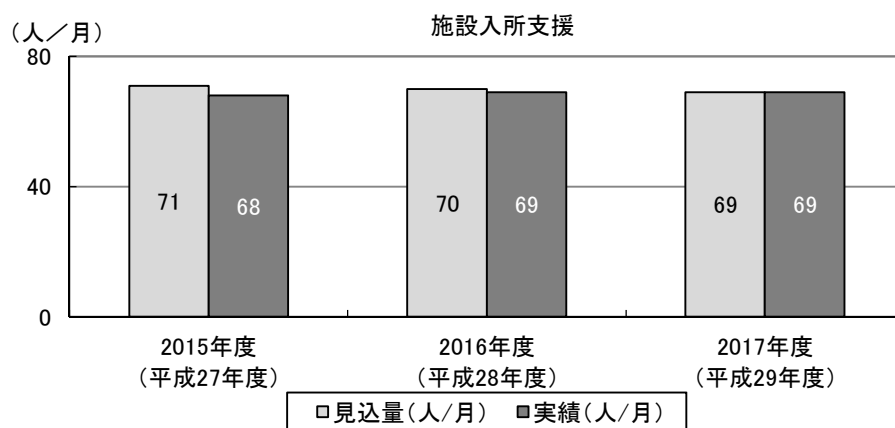


【共同生活援助】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	27	28	28
	実 績	23	23	22
知的障害のある人	見込量	80	82	84
	実 績	80	85	87
精神障害のある人	見込量	18	21	24
	実 績	6	7	7
合計	見込量	125	131	136
	実 績	109	115	116

② 施設入所支援

第4期計画では、国の指針に基づき、施設入所者数の削減目標を設定しており、それを踏まえた見込量となっています。平成29年度の利用見込みに基づくと、目標をほぼ達成できる見込みです。



【施設入所支援】

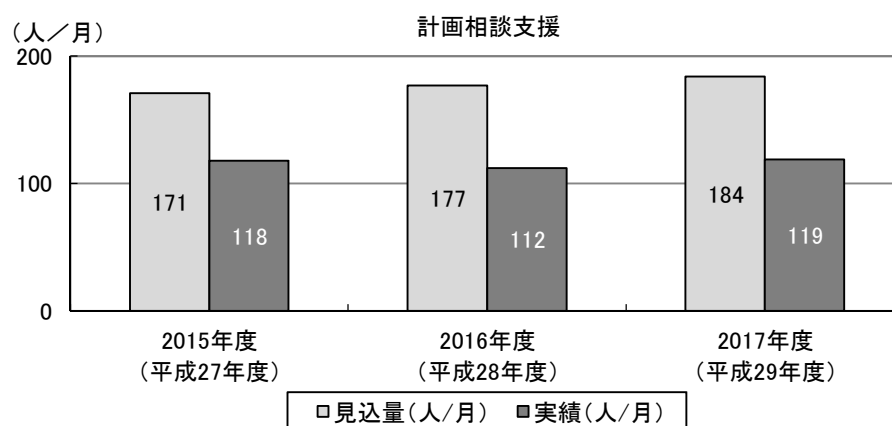
項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人/月	人/月	人/月
身体障害のある人	見込量	28	28	27
	実 績	25	27	28
知的障害のある人	見込量	43	42	42
	実 績	42	40	40
精神障害のある人	見込量	0	0	0
	実 績	1	2	1
合計	見込量	71	70	69
	実 績	68	69	69

(5) 相談支援事業

計画相談支援については、2015（平成27）年度より、障害福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画等を作成することが必須となったため、支給決定者全員の計画相談支援を行うことを想定して、見込量を算定しました。地域移行支援、地域定着支援については、2014（平成26）年度までの、入所施設から地域生活への移行者や、退院可能な精神障害のある人の見込みをもとにして算出しました。

① 計画相談支援

見込量を大きく下回って推移しています。障害福祉サービス利用計画の作成とモニタリングについて、支給決定者全員に確実に相談支援が行えているかどうか、検証が求められるとともに、適切なサービス利用のための計画相談支援の必要性について、利用者、事業者さらに周知を図る必要があります。

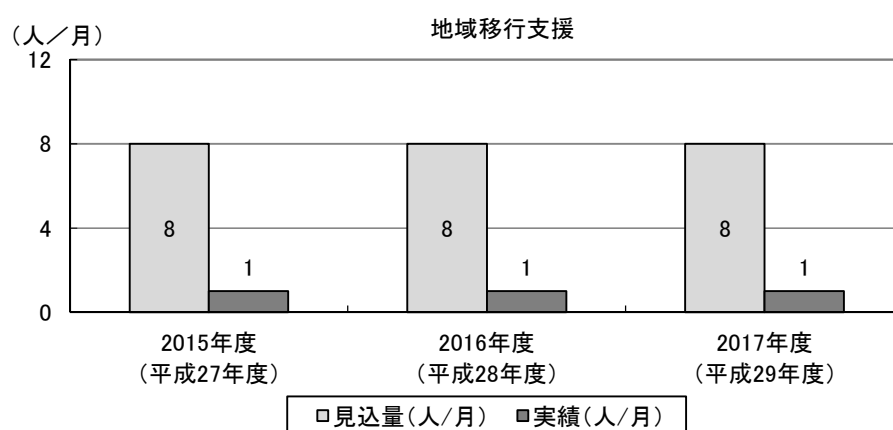


【計画相談支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	40	40	41
	実 績	30	36	35
知的障害のある人	見込量	79	81	84
	実 績	65	55	58
障害のある児童	見込量	5	6	6
	実 績	5	0	0
精神障害のある人	見込量	47	50	53
	実 績	17	21	25
難病の人	見込量	－	－	－
	実 績	1	0	1
合 計	見込量	171	177	184
	実 績	118	112	119

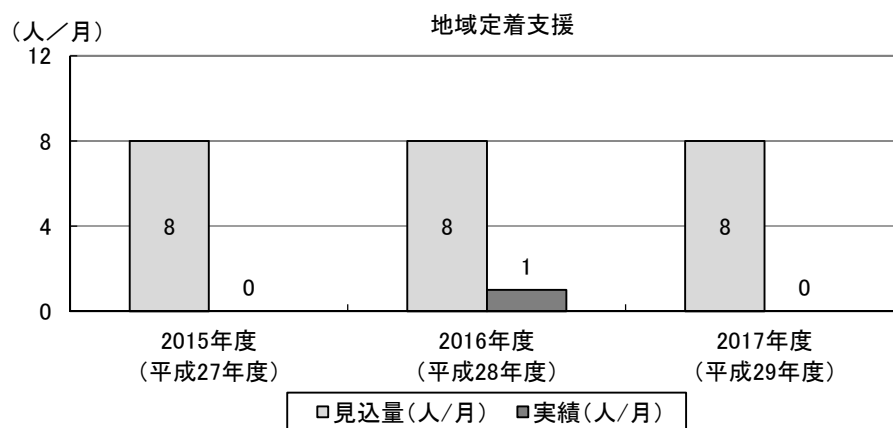
② 地域移行支援・地域定着支援

国の基本指針において示された基準に基づく、入所施設からの地域移行の目標達成に向け、見込量を算定しましたが、計画ほどには地域移行がすすんでおらず、少数の利用にとどまっています。成果目標の達成や社会的入院の縮減に向け、当該サービスの利用に結び付けるための地域移行コーディネーターの配置等、独自の取り組みが必要となっています。地域定着支援についても、介護者の高齢化等に伴う親元からの独立を図るためにも重要なサービスであり、地域移行支援とともに利用促進を図る独自の取り組みが必要となっています。



【地域移行支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	0	0	0
	実 績	0	0	0
知的障害のある人	見込量	3	3	3
	実 績	1	0	0
精神障害のある人	見込量	5	5	5
	実 績	0	1	1
合計	見込量	8	8	8
	実 績	1	1	1



【地域定着支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	0	0	0
	実 績	0	0	0
知的障害のある人	見込量	3	3	3
	実 績	0	0	0
精神障害のある人	見込量	5	5	5
	実 績	0	1	0
合計	見込量	8	8	8
	実 績	0	1	0

（６）地域生活支援事業の見込量と実績

地域生活支援事業の各サービス見込量は、基本的に過去の実績とその動向に基づき、実施箇所数を勘案して算出しました。①～⑦はすべての市町村で実施が求められている必須事業、⑧～⑬は、市町村が地域の実情に応じて実施する任意事業となっています。

① 理解促進研修・啓発事業／自発的活動支援事業

計画どおり実施しています。2016（平成 28）年度より障害者差別解消法が施行されたこと等を踏まえ、引き続き取り組みの充実が求められます。

【理解促進研修・啓発事業／自発的活動支援事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有

② 相談支援事業

相談支援事業については、本市でこれまで蓄積してきた相談支援のノウハウや相談支援ネットワークを十分に生かし、相談支援体制の充実・強化を図ることをめざし、各事業の実施を見込んでおり、おおむね計画どおりの整備がすすんでいます。基幹相談支援センターが未設置であることが、課題となっています。

【相談支援事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	見込量	4	4	4
		実 績	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	無	無	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度については、利用ニーズによって実績が変化しますが、必要な人が利用できるよう、制度の周知などにより、利用促進を引き続き図っていきます。成年後見制度法人後見支援事業を実施していますが、市内法人での事業実施には至っていません。

【成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
成年後見制度利用支援事業	人／年	見込量	5	5	5
		実 績	2	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有

※2017（平成 29）年度は 12 月までの実績からの推計量。移動支援事業を除き以下同じ。

④ 意思疎通支援事業等

手話通訳者派遣事業については、計画を上回る利用実績となっています。一方で、要約筆記者派遣事業については、利用実績が計画を大きく下回っています。手話通訳者設置事業は、2016（平成28）年度より、計画を上回る 3 人の設置となっています。

【意思疎通支援事業等】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
手話通訳者派遣事業	人／年	見込量	35	35	36
		実 績	47	57	44
要約筆記者派遣事業	人／年	見込量	10	12	14
		実 績	5	3	5
手話通訳者設置事業	人／年	見込量	2	2	2
		実 績	2	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人／年	見込量	40	40	40
		実 績	30	28	45

⑤ 日常生活用具給付等事業

これまでの実績に基づいて見込量を算出しました。おおむね計画どおりの実績となっていますが、介護・訓練支援用具については計画を大きく下回る実績となっており、居宅生活動作補助用具については計画を上回って推移しています。

【日常生活用具給付等事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
介護・訓練支援用具	件／年	見込量	47	47	48
		実 績	14	11	19
自立生活支援用具	件／年	見込量	63	64	65
		実 績	71	61	25
在宅療養等支援用具	件／年	見込量	20	20	20
		実 績	26	18	38
情報・意思疎通支援用具	件／年	見込量	48	48	49
		実 績	32	41	30
排泄管理支援用具	件／年	見込量	3,004	3,048	3,092
		実 績	2,888	3,385	3,526
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	見込量	3	3	3
		実 績	10	6	4

⑥ 移動支援事業

従来のサービス水準の確保を前提とし、利用の増加傾向を踏まえて見込量を設定しましたが、全体では利用実績が見込みを大きく下回っています。これは、重度訪問介護へのサービス移行で、従来、移動支援で対応していた外出介助が同サービスに移行したことなども影響していると考えられます。また障害のある児童の利用が、見込みほど増加しなかったことも要因となっています。

【移動支援事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年
身体障害のある人	見込量	57	15,789	58	16,066	58	16,066
	実 績	56	17,276	71	16,754	56	11,692
知的障害のある人	見込量	154	48,705	158	49,970	163	51,551
	実 績	154	49,366	171	49,659	159	45,135
障害のある児童	見込量	71	41,288	79	45,940	87	50,592
	実 績	37	20,241	31	15,303	30	17,677
精神障害のある人	見込量	7	1,664	8	1,901	8	1,901
	実 績	12	1,602	20	1,823	18	2,186
合計	見込量	289	107,446	303	113,877	316	120,110
	実 績	259	88,485	293	83,539	263	76,690

※2017（平成 29）年度の実績は上半期（4 月～8 月）実績からの推計量。

⑦ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターについては、ほぼ見込みどおりの利用人数となっています。

【地域活動支援センター事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年
地域活動支援センター事業	見込量	3	70	3	72	3	74
	実 績	3	67	3	70	3	67

⑧ 訪問入浴サービス事業

これまで利用者は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、2016（平成28）年度には利用が増加しています。

【訪問入浴サービス事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
訪問入浴サービス事業	見込量	10	500	10	500	10	500
	実 績	5	349	11	627	7	477

⑨ 日中一時支援事業

利用者は減少傾向で推移してきましたが、2016（平成28）年度には利用が増加しています。

【日中一時支援事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
日中一時支援事業	見込量	10	500	10	500	10	500
	実 績	5	227	10	266	3	55

⑩ 生活支援事業

障害福祉サービスの整備に伴い、利用の減少が続いていましたが、近年は安定した利用実績となっています。

【生活支援事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
生活支援事業	見込量	15	1,000	15	1,000	15	1,000
	実 績	10	813	10	823	11	785

⑪ 障害児タイムケア事業

利用者の、放課後等デイサービスへの移行がすすみ、利用が急減しています。

【障害児タイムケア事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
障害児タイムケア事業	見込量	20	1,200	20	1,200	20	1,200
	実 績	2	111	2	58	0	0

⑫ 更生訓練費給付事業

計画どおり継続実施されています。

【更生訓練費給付事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
更生訓練費給付事業	見 込	継続	継続	継続
	実 績	継続	継続	継続

⑬ 社会参加促進事業

計画どおり継続実施されています。

【社会参加促進事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
社会参加促進事業	見 込	継続	継続	継続
	実 績	継続	継続	継続

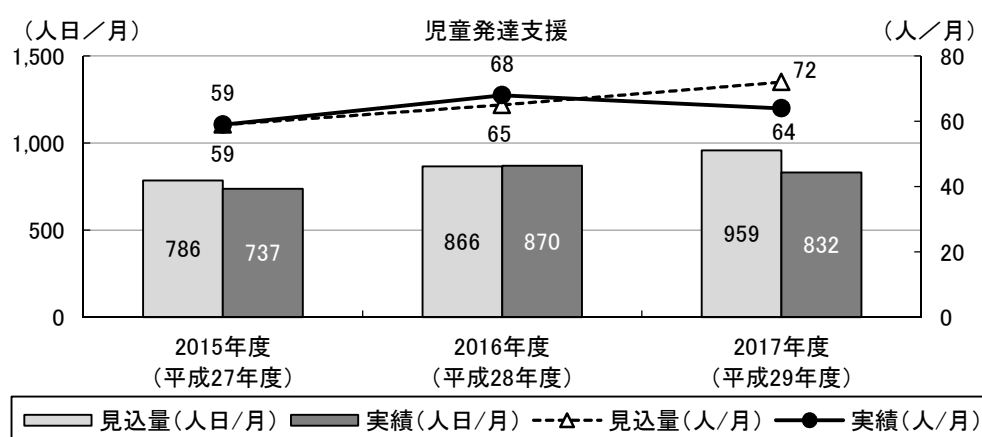
(7) 障害児支援事業

障害児を対象とした施設・事業は2012（平成24）年度より児童福祉法に根拠規定が一本化され、新たなサービス体系へと移行しました。制度の改正に伴うサービスの整備により、利用ニーズの掘り起こしやサービス事業所の増加がすすんだことで、過去の実績に基づきサービス利用を見込むことが難しい状況があります。引き続き、利用ニーズの動向を踏まえたうえで、適切なサービスの提供体制を整備していくことが求められます。

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

児童発達支援については、第3期計画期間中には大幅な利用の増加がありましたが、第4期計画期間中は安定して推移しており、ほぼ見込みどおりの実績となっています。

医療型児童発達支援については、過去の実績に基づき若干の利用を見込みましたが、第4期計画期間中には利用実績がありませんでした。



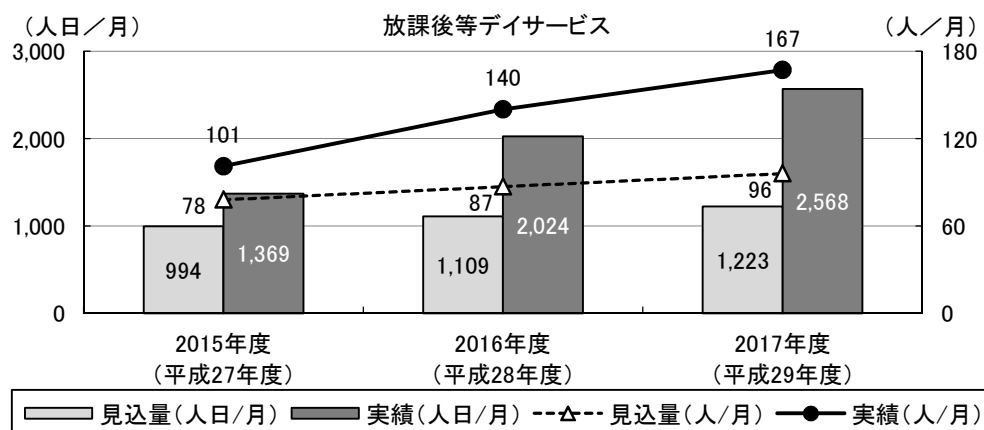
【児童発達支援・医療型児童発達支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	見込量	59	786	65	866	72	959
	実 績	59	737	68	870	64	832
医療型 児童発達支援	見込量	1	16	1	16	2	32
	実 績	0	0	0	0	0	0

※2017（平成29）年度の実績は上半期（4月～8月）実績からの推計量（以下同様）。

② 放課後等デイサービス

第3期計画期間中に大幅な利用の増加があり、引き続き利用の増加を見越して見込量を設定しましたが、それを大きく上回る利用実績となっています。国においては、サービス事業所の急増という状況を踏まえ、サービスの適正化の取り組みの必要性が指摘されており、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスの提供体制の整備に向けた取り組みが求められます。

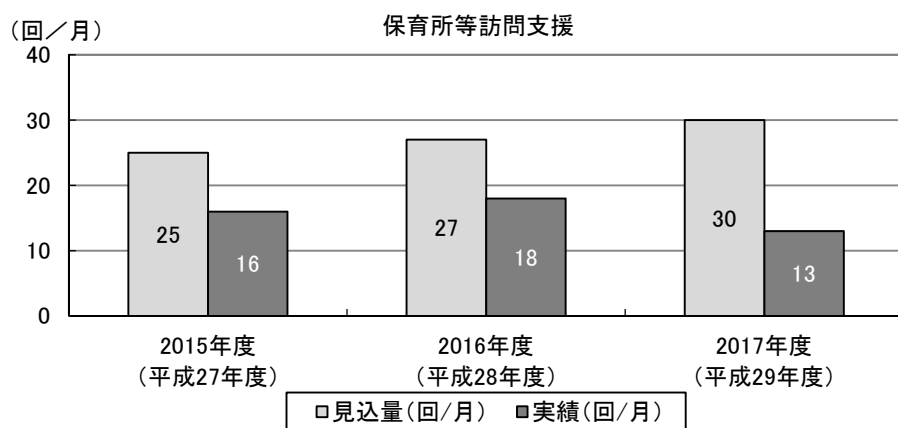


【放課後等デイサービス】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
放課後等 デイサービス	見込量	78	994	87	1,109	96	1,223
	実 績	101	1,369	140	2,024	167	2,568

③ 保育所等訪問支援

第3期計画期間における利用の増加を踏まえて見込量を設定しましたが、利用実績は見込みを下回って推移しています。この要因としては、サービス事業所が1か所にとどまっていることが考えられます。

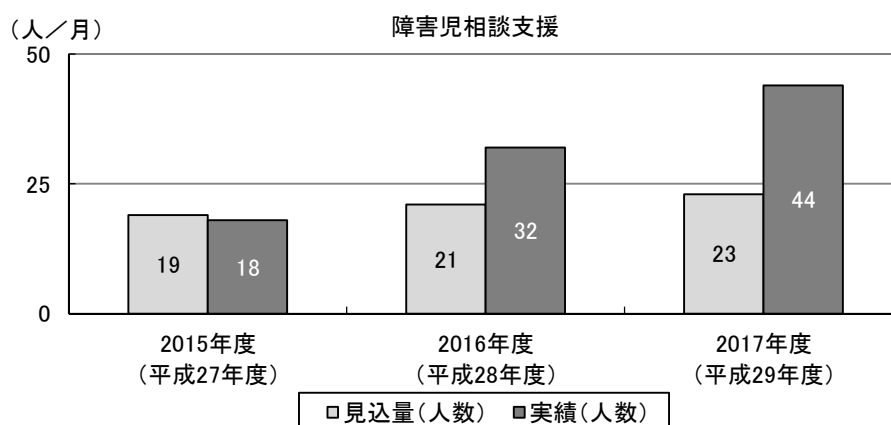


【保育所等訪問支援】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
保育所等訪問支援	回数／月	見込量	25	27	30
		実 績	16	18	13

④ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童が対象であるため、児童発達支援等の利用者数に基づいて見込量を算出しました。しかし、2016（平成 28）年度から 2017（平成 29）年度にかけて放課後等デイサービスに係る支給決定事務の平準化を図るため、通常 1 年の支給決定期間を短縮し、支給期間の満了月を当該児童の誕生日月に併せたことなどによって、見込量を上回る利用実績となっています。また、2017（平成 29）年 9 月末の障害児通所支援の支給決定児童は 279 名で、全員が障害児相談支援を利用しています。



【障害児相談支援】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
障害児相談支援	人／月	見込量	19	21	23
		実 績	18	32	44

5 羽曳野市の障害者の現状からみた支援の課題

(1) 地域での自立した生活を支える支援体制の確保

福祉アンケート調査の結果や障害福祉サービスの利用状況から、引き続き、障害のある人の地域における自立した生活を支える支援体制の確保に取り組む必要があります。障害福祉サービスの提供体制の面では、特に潜在的なニーズの高い、短期入所や共同生活援助（グループホーム）の整備の促進が求められます。

アンケート調査においては、知的障害のある人、精神障害のある人で、共同生活援助（グループホーム）や一人暮らし等、家族を離れて自立した生活への希望が比較的高くなっています。また、支援する家族においても、家族が支援できなくなった時の暮らしの場の確保への不安が高くなっており、18歳以上の障害のある人の主な介助者の内、身体障害のある人では約4割、知的障害、精神障害のある人では2割台が70歳以上となっています。

障害福祉サービスにおいては、2018（平成30）年度より新たに、一人暮らしの障害のある人を支援する「自立生活援助」が新設されることになっており、こうしたサービスの周知と提供・利用の促進に取り組むことが求められます。また、特に高齢化のすすむ身体障害のある人をはじめとして、介護保険サービスとの連携による、安心して支援を受けながら暮らし続けられる体制の確保に向け、障害福祉サービスと介護保険サービスとの「共生型サービス」の促進を図るなど制度間の連携等が求められます。

事業所調査においては、サービスの確保に向けた人材の確保・育成が特に課題として多く挙げられており、全国的な福祉の担い手不足の問題に、国・大阪府と連携して取り組むことも課題となります。

また、国が新たに打ち出した「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現のための「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築は、本市が「第3期地域福祉計画」で位置づけた生活に困りごとを抱えた人を支援するためのネットワーク「ささえあいネットはびきの」構想と合致したものとなっています。

(2) 就労支援の充実

アンケート調査では、特に知的障害のある人、精神障害のある人で、現在は収入を得る仕事をしていなくても、今後就労を希望する人が多くいることが示されています。2016（平成28）年4月より、改正障害者雇用促進法が施行され、就業者の障害の状況に応じた合理的配慮を提供することを雇用者に義務づけるなど、就労の場における差別解消にむけた制度改正が行われています。こうした制度改正について、市民・事業所への周知をすすめるとともに、関係機関と連携した雇用の促進の取り組みが課題となります。

障害福祉サービスでは、2018（平成30）年度より新たに「就労定着支援」が開始され、支援の充実が図られています。引き続き、一般就労の移行促進に向けた取り組みの充実と、一人ひとりの障害や希望に応じた多様な働く場の確保が求められます。

（３）相談支援体制の整備

基幹相談支援センターが未設置となっている本市において、相談支援体制の整備に向けた取り組みの推進は、引き続き課題となっています。行政の相談支援窓口においては、合理的配慮を徹底するとともに、障害のある人の思いに寄り添う相談支援や、わかりやすい支援と情報提供が求められます。

障害福祉サービスの利用においても、アンケート調査では知的障害のある人、精神障害のある人の、相談支援のニーズが高くなっています。事業所調査では、計画相談支援の提供体制の充実に向けた課題について多くの指摘があり、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の確保等による、利用者中心の相談体制の整備が求められています。

（４）差別解消の取り組み

2016（平成 28）年度に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いや、合理的配慮を提供しないことは、障害者への差別に当たるとされました。2014（平成 26）年の障害者権利条約の批准とそのための一連の制度改正は、これまで以上に障害のある人への差別の解消と社会参加の促進による、共生社会の実現に向けた取り組みを求めるものとなっています。

アンケート調査においても、身体障害のある人の半数以上、知的障害、精神障害のある人の３分の２以上は、普段の生活の中で障害があることで、何らかの差別を受けたり、嫌な思いをすることがあると回答しています。また地域においては、障害者の生活の場の開設にあたって住民の反対があるといった事例も報告されており、引き続き差別解消に向けた啓発・理解促進を図ることが求められます。

一方、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」という言葉について、よく知らないと回答している障害のある人も多く、近年の制度改正や、障害のある人の権利保障について、十分な情報を得られていない状況も明らかになっています。当事者のエンパワメントという観点からも、こうした制度や権利について、障害のある人や家族等への周知促進を図る必要があります。

（５）障害児支援の充実

国においては、児童福祉法の改正により、すべての自治体に障害児福祉計画（本計画）の策定を義務づけており、障害児支援体制の計画的な構築が求められています。中でも、重症心身障害児の支援や医療的ケアに対応した支援体制の整備が課題となっています。

アンケート調査では、園・学校生活を送るうえでの問題点については、前回調査より全体的に回答率が下がっており、状況の改善もうかがえますが、依然として解決すべき課題が残っており、インクルーシブ教育の観点から、一人ひとりの状況に応じた教育・支援の充実が求められます。また、子どもの障害に初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援や、適切な情報提供についても課題となっています。団体・事業所調査においても、発達障害の診断や支援に対応できる医療機関や、継続的な早期療育が受けられる場の不足について指摘されています。障害児支援サービスにおいても、放課後等デイサービス事業所が拡大する一方で、保育所等訪問支援の提供体制が不足していることなど、引き続き体制整備の充実が課題となっています。

第 2 部 第 3 期羽曳野市
障害者計画（後期計画）

第3章 障害者計画の基本的な考え方

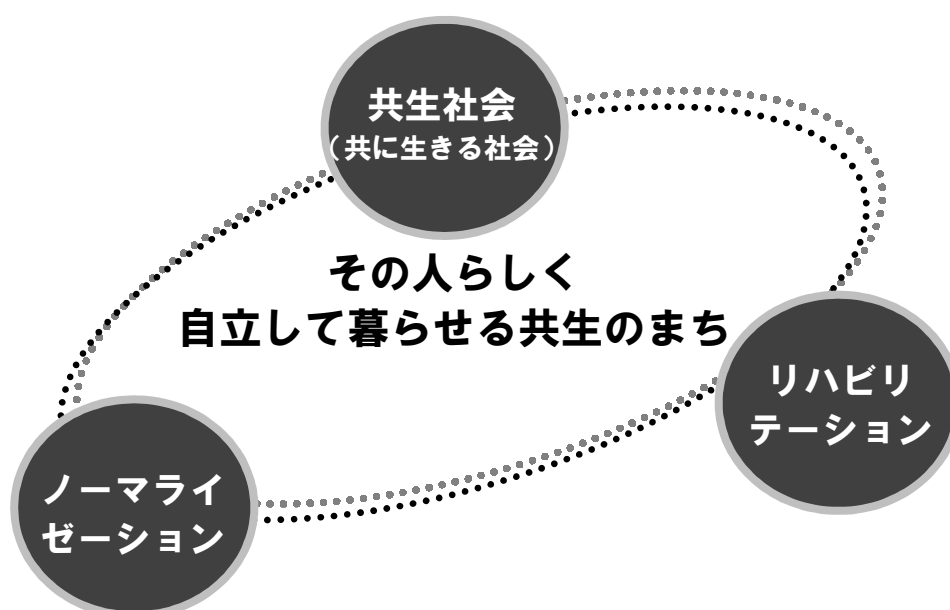
1 基本理念

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人、外国人など、さまざまな人が生活しています。こうした住みなれた身近な地域で、その人の権利が守られ、個人として尊重され、障害の有無などによってわけ隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会を実現することが求められています。

障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後めざします。また、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざします。

こうした「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」の3つの理念は前期計画において掲げたものですが、本計画においても実現をめざす理念として引き続き掲げるとともに、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を計画の基本理念として、施策を展開します。



2 基本原則

基本理念に基づいて、本市の障害福祉施策を推進するうえで、施策全体に通底する3つの基本原則を定めます。これは、2006（平成18）年に国連で採択され、我が国が2014（平成26）年に批准した障害者権利条約や、2011（平成23）年に改正された障害者基本法における基本的な理念・原則に基づくものです。本市の障害福祉施策は、そのすべてにおいて、この基本原則に基づいて企画・実施・評価される必要があるとともに、この基本原則が社会に広く認知されるよう努める必要があります。

（１）障害者の権利と自己決定の尊重

その人らしく自立して暮らせるまちづくりのためには、障害に基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障害者の自己決定が尊重され、選択の機会が確保される必要があります。就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みをすすめます。

（２）社会的障壁の除去・軽減

障害者基本法では、障害者を本人の心身機能の障害のみでとらえるのではなく、「社会的障壁」（障害者にとって日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことがら）という社会との関係性によってとらえています。社会的障壁をなくすために多大な負担を要しない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障害者が排除される社会を変えていかなければなりません。障害者の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

（３）地域社会における共生

障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障害の有無に関わらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくることが、共に生きる地域社会の実現につながります。誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

自立

一般的に理解されているような「人に頼らずに自分で自分のことをできる」という意味ではなく、自分の生き方を自分で選択し、社会の一員として社会参加できることを意味する言葉として用いられています。

合理的配慮

障害者が他の人と平等であるために、すべての人権及び基本的自由を持ち、それを行使することを確保できるよう、必要かつ適当な変更や調整を行うことで、それをすることが過度の不公平や負担にはならないものをいいます。例えば試験において障害に応じて介助者をつけたり終了時間を延長したりすることや、障害のある人が働きやすいように机の配置や就労時間を調整したりすることは、合理的配慮の一例です。

3 基本目標と施策体系

(1) 基本目標 1：自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。また、障害のある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

①障害福祉サービスの充実

②相談支援・情報提供の充実

③保健・医療・リハビリテーション体制の充実

④スポーツ・文化活動の推進

(2) 基本目標 2：一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。そのために、障害の早期発見・早期療育をすすめていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、支援に努めます。

①療育・就学前教育の充実

②学校教育の充実

③雇用の促進

④就労支援の充実

(3) 基本目標 3：いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。そのために、多様な障害や障害のある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いをすすめるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある人の社会参加をすすめ、交流する機会を増やします。

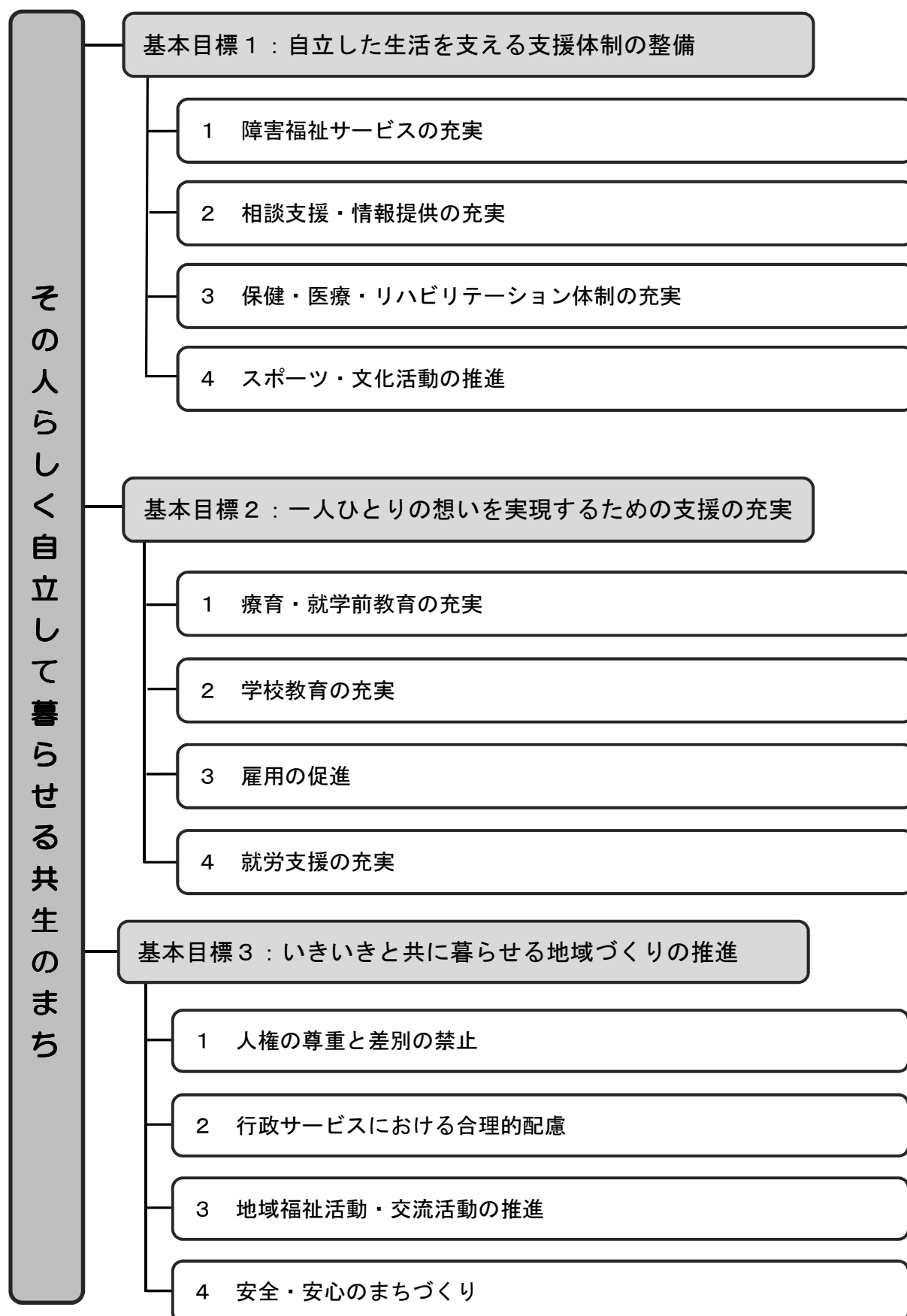
①人権の尊重と差別の禁止

②行政サービスにおける合理的配慮

③地域福祉活動・交流活動の推進

④安全・安心のまちづくり

4 施策の体系



第4章 施策の展開

1 自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障害福祉サービスの充実

◆◆現状と課題◆◆

- 障害者総合支援法では「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めるなど制度の充実が図られてきました。サービスの提供基盤の充実・強化を、サービス提供事業所や関係機関との連携により、引き続きすすめるとともに、必要な人に必要なサービスが届くよう、相談支援体制の充実と、制度の周知をさらに図っていくことが課題となっています。
- 本市においてはこれまで、各種障害福祉サービスの提供と充実に努めてきましたが、高齢の障害者の増加による介護サービスのニーズの増大や、共同生活援助（グループホーム）の整備等が特に課題となっています。また、短期入所についても、事業所や定員がニーズに対して不足しており、緊急時の利用希望への対応も必要です。
- 地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業の必須事業・任意事業として相談支援事業や地域活動支援センター事業、日中一時支援事業等を実施しています。今後も障害のある人の多様なニーズに応え、サービス提供ができるよう、人材の確保や障害に応じた受け入れ体制を整えるなどのサービス提供基盤の整備が必要です。
- 障害福祉サービスの担い手となる人材の育成・確保が、多くのサービス提供事業所で課題となっています。専門性の高いサービスが安定的に提供されるよう、人材育成・確保について、事業所の支援等をすすめる必要があります。
- 医療的ケアの必要な人に対応できるサービスの確保が課題となっています。

◆◆施策の方向◆◆

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
訪問系サービス及び短期入所サービスの充実	● 居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに、障害の状態に応じた適切なサービスの提供を促進します。現在対応が遅れている夜間・休日等の利用希望への対応について、支援のあり方の検討をすすめます。 ● 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの利用支援に努めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
	● 重度訪問介護事業所の充実や介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所の基準該当施設登録、さらには共生型サービスの必要に応じた確保に取り組みます。 ● 短期入所サービスの事業所・定員の拡充に努めます。
日中活動系サービスの充実	● 障害のある人の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護の各サービスの利用支援に努めます。
居住系サービスの充実	● 特に共同生活援助（グループホーム）の整備が重点課題であるという認識のもと、供給体制の整備を図るとともに、重度の障害のある人の入居についても対応できるよう取り組みます。 ● サービス付き高齢者住宅やシェアハウスの活用等も含めた、住まいの確保に取り組みます。 ● 2018（平成30）年度より新たに障害福祉サービスに位置づけられた「自立生活援助」の普及・促進により、一人暮らし障害者の生活支援に取り組みます。
障害児通所支援の充実	● 障害のある児童とその家族が適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援（障害児を対象とした福祉サービス）の充実を図るとともに、一人ひとりの児童のニーズに応じた教育・保育・医療・福祉の支援が受けられる体制づくりをすすめます。 ● 重度の障害のある児童に対する支援の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関の連携体制の強化を図ります。
地域生活支援事業の推進	● 地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。 ● 任意事業については、利用状況を踏まえたサービスの見直しを検討します。
補装具費の支給	● 障害のある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくするため補装具費の支給の支援に努めます。
事業所等との連携による社会支援体制の構築	● 羽曳野市地域自立支援推進会議（以下「地域自立支援推進会議」という。）の全体会や各部会を通じた連携強化等、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。
サービスに関する苦情・相談体制の充実	● サービスに関する苦情については、事業者・施設が真摯に受け止め、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう指導に努めます。また、事業者・施設で解決できない事例については、地域自立支援推進会議等のネットワークでの検討などを通じて、適切な解決策や支援体制づくりの充実をめざします。
障害のある人の地域移行支援	● 施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行をすすめるため、各種サービスの利用支援や、地域相談支援（地域移行支援、

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
	地域定着支援）事業を推進します。 ● 市と相談支援事業所、入院施設の連携により入院中の患者への意向の聞き取りや面談、定期的な訪問等、地域移行に向けた積極的な取り組みを推進します。 ● 精神疾患・精神障害についての社会的偏見の解消に取り組み、総合的に地域生活を支援する体制（地域包括ケアシステム）の確立をめざします。
人材の育成と確保	● 福祉人材の確保と専門性の向上を目的として、研修・資格取得等の支援、事業所の支援、従業員の待遇改善に向けた支援等に取り組みます。

（２）相談支援・情報提供の充実

◆◆現状と課題◆◆

○障害のある人が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、障害のある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られるよう、情報提供の充実が求められています。

○本市では、日常的に障害福祉サービスを中心とした相談業務を行っているほか、社会福祉法人への委託により市内に４か所の相談支援事業所を設けており、その他の特定相談支援・障害児相談支援事業所を含め１０か所の相談支援事業所が整備されています。また、障害者相談員（ピアカウンセラー）及び民生委員児童委員が各地域で相談に応じたり、人権擁護委員による人権相談を実施しています。今後もサービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言、指導などが受けられる体制づくりをすすめる必要があります。また各相談機関の連携を強化するとともに、相談員などの資質向上に努め、相談機能の充実を図る必要があります。そして、地域における相談支援の中核的機関としての基幹相談支援センターの設置は重点課題です。

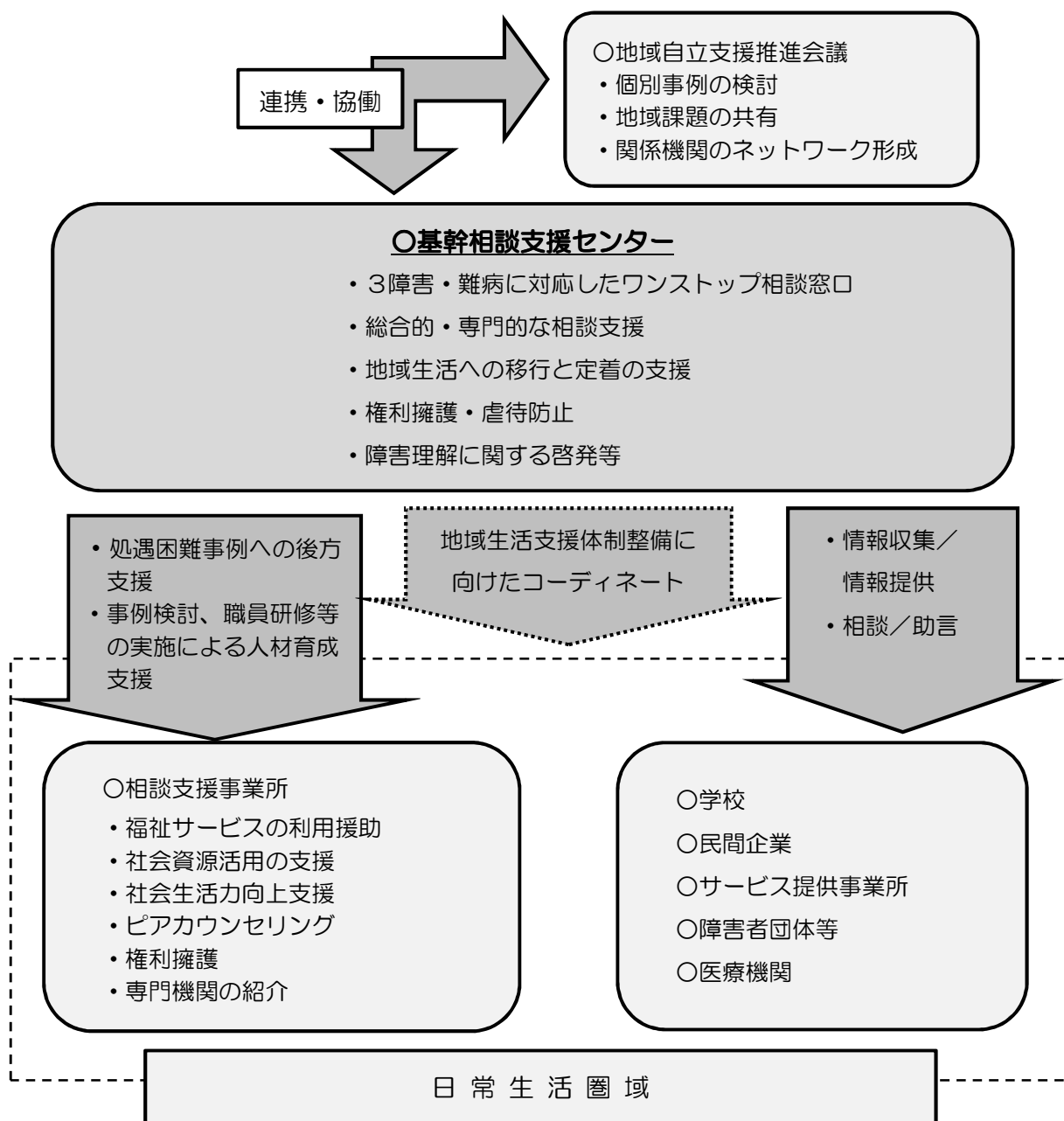
○アンケート調査では情報の入手手段は障害種別によって大きく異なっており、必要の人に必要な支援・情報が届く体制づくりとして、サービス提供事業所や医療機関と連携した情報提供をすすめることが求められます。

○障害のある人を主に介助している家族の中には、高齢の人が多くなっており、介助する家族の支援・負担軽減のための対策も重要です。

◇◆施策の方向◆◇

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
地域自立支援推進会議の運営	● 保健・医療・学校・企業・就労支援等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、障害者団体、行政機関等で構成する地域自立支援推進会議において、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりをすすめます。 ● 地域自立支援推進会議では、個別のケースへの援助方法に関する検討から地域課題の抽出まで、地域における障害者についてのさまざまな課題を検討し、その結果を市の政策に反映するよう努めます。 ● 地域自立支援推進会議に、地域移行・定着支援部会、日中支援・就労支援部会、子どもネットワーク会議、居宅介護・移動支援事業所連絡会、相談支援部会の各部会を置き、分野別の関係団体・機関のネットワーク形成や支援の充実に向けた課題の検討をすすめます。
相談支援事業の推進	● 相談支援委託事業所や特定相談支援事業者等との連携のもと、障害のある人からの相談に対応し、助言や情報提供等を支援します。 ● 特定相談支援事業者との連携を強化し、障害のある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともに、相談支援専門員の育成に努めます。 ● 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の拡充と相談支援専門員の確保及びスキルアップに努めます。
市相談窓口の充実	● 専門性の高い相談への対応のため、市の相談窓口への社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職配置をすすめます。 ● 各相談機関や専門機関との連携を強化し、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。 ● 福祉サービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言あるいは指導等が受けられる体制づくりに努めます。
地域における相談支援の充実	● 障害者相談員（ピアカウンセラー）と、民生委員児童委員やその他の相談機関等との連携が図れるよう、支援を行います。 ● 障害者相談員（ピアカウンセラー）による相談機能の拡充を図るほか、「ふれあいネット雅び」を活用し、地域に根ざした見守り・相談支援等をすすめます。
基幹相談支援センターの設置	● 基幹相談支援センターの設置による、障害のある人の総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制整備に努めます。
介護家族への支援	● 障害のある人やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流を行うことができるよう、障害者団体等の活動を支援します。 ● 相談窓口への専門職の配置等により、障害のある人本人だけでなく、その家族からの相談等への対応の充実を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	● 判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助を行います。

基幹相談支援センターイメージ図



(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

◆◆現状と課題◆◆

- 健やかで心豊かに生活できることは誰もが望んでいることであり、こうした生活を送ることができるよう、疾病や障害の早期発見をはじめ、保健・医療、リハビリテーションの充実を図り、適切に対応していくことが求められています。
- 本市では、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査と各月齢に応じた健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療、保護者への保健指導等を専門医師や発達相談員、保健師、栄養士、保育士等が行っています。また、マタニティスクール、健康教育・健康相談、訪問指導、乳幼児健診事後指導（二次健診・専門相談）等を実施し、乳幼児とその保護者の支援に努めています。
- 本市では、2014（平成 26）年度から 2023 年度までの 10 年間を計画期間とする「健康はびきの 21 計画（第 2 期）及び食育推進計画」を策定し、ライフステージに応じた健康づくりを推進しており、2018（平成 30）年度には当該計画の中間見直しと併せ、自殺対策計画を盛り込んだ「健康はびきの 21 計画（第 2 期後期計画）」を作成する予定です。また、健康教育・健康相談を実施し、市民の健康づくりの向上につなげるとともに、疾病の早期発見を行うため、各種がん検診・成人歯科健診を行っています。今後も障害の早期発見、早期療育等に向け、健診事業の充実を図る必要があります。
- 特定健康診査・特定保健指導は、生活習慣病予防の徹底を図るため、内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病に関する健康診査及び保健指導を実施するもので、医療保険者に義務づけられています。本市国民健康保険においても実施しており、受診率の向上に努めています。また本市では、市民健診実施医療機関で特定健診を受診する場合に、市民が均しく追加健診を受診することにより生活習慣病等疾病の早期発見・早期治療につなげ、市民の健康増進を図っています。
- 平成 30 年度より福祉医療制度が再構築されます。従来の「障害者（児）医療費助成」「老人医療一部負担金相当額等助成」「重度障害者訪問看護利用料助成」が統合され、「重度障害者（児）医療」となり、対象者が重度の身体障害者、知的障害者から精神障害者、難病患者へ拡大されます。また、引き続き「ひとり親家庭医療」「こども医療」等の助成を行います。
- 福祉の分野では、自立支援医療や補装具・日常生活用具等により、障害のある人の自立に向けた支援を行っています。今後も地域リハビリテーションをさらに充実したものとするため、地域の実情に応じて、必要な人に求められるサービスを的確に提供できるよう、在宅リハビリテーションの充実、機能訓練をする場所の確保に努める必要があります。

◇◆施策の実施状況◆◇

	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
乳幼児健診受診率(%)	4 か月 98.1 1 歳 6 か月 97.8 3 歳 6 か月 92.3	4 か月 99.3 1 歳 6 か月 96.7 3 歳 6 か月 95.5	4 か月 99.6 1 歳 6 か月 97.4 3 歳 6 か月 93.0
マタニティスクール・訪問指導・乳幼児健診事後指導(二次健診)(人)	マタニティ 371 訪問指導 845 二次健診 620	マタニティ 360 訪問指導 675 二次健診 648	マタニティ 322 訪問指導 996 二次健診 616
障害者医療証助成、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)、重度障害者訪問看護利用料助成の医療費実績額(千円)	308,869	315,426	330,069

◇◆施策の方向◆◇

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
乳幼児健診等の充実	安全・安心な出産の確保や疾病・障害の早期発見、早期療育につなげていくため、妊婦健診をはじめ、各年代に応じた乳幼児健診の充実を図り、育児不安のある保護者の支援を行います。
乳幼児への保健指導の実施	母親(両親)学級、健康教育・健康相談、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査事後指導(専門相談)等を実施します。
生活習慣病予防対策における健診(検診)等の推進	- 特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、生活習慣病及びその重症化の予防に努めます。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。 - 特定健診受診率向上対策(特定健診未受診者対策)及び特定保健指導利用率向上対策として、特定健診未受診者への通知、勧奨電話、普及啓発(広報・ポスター・チラシ・ホームページ等)、未受診者への訪問指導等を実施します。
健康教育・健康相談の実施	健康はびきの21計画(第2期)及び食育推進計画に基づき、テーマ・対象をしばった健康教室や健康相談の定期実施、随時電話相談・来所相談を実施し、市民の健康づくりの支援に努めます。
医療機関等に関する情報提供・相談体制の充実	保健所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、障害の状況やニーズに応じて医療機関等に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。
医療費の助成	「重度障害者(児)医療」「ひとり親家庭医療」「こども医療」等の助成を府と協力しながら行うとともに、自立支援医療費を支給し、医療費に対する支援を行います。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
特定疾病・難病患者 施策の充実	● 小児慢性特定疾病児、難病患者等に対して日常生活用具の給付を行い、また、家族の療養上の不安や負担を軽減するなど、国・府と協力しながら適切な支援に努めます。 ● 2015（平成27）年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の施行に伴い、対象疾病が増加しており、障害福祉サービスの利用等、支援制度の周知をすすめます。
機能訓練・生活訓練 等のリハビリテー ションの充実等	● 身近な地域で生活を送ることができるよう、機能訓練・生活訓練について周知するとともに、サービス利用の促進を図ります。また、増加するニーズに対応できるよう、事業所の整備をすすめます。 ● 補装具、日常生活用具の給付を行い、自立した日常生活に向けての支援を行います。

（４）スポーツ・文化活動の推進

◆◇現状と課題◇◆

- スポーツ等の活動は、障害の有無を問わず一人ひとりの人生をより充実したものにするという要素を持っており、「リハビリテーション」「体力維持・増進並びに残存能力の維持」だけではなく、人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障害のある人の自立と社会参加の促進にも大きな役割を果たしています。
- 本市では、市立総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）について、身体障害のある人が無理なく館内に入館できるように施設を整備しています。また、その他の体育施設においても、身体障害のある人用の駐車スペースや動線の確保並びに気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ教室や講習会等を開催しています。
- 健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場では、毎月第1及び第3土曜日の利用料金、器具使用料が無料になります。
- 市では、スポーツ基本法に基づきスポーツ推進委員を委嘱し、ニュースポーツの普及・促進活動に取り組んでおり、今後もこうした機会を通じて、障害のある人たちの交流機会の拡充や社会参加の促進等をすすめるとともに、障害のある人と健常者が共にスポーツに親しむ機会の拡充が求められます。
- 文化活動においては、視覚障害のある人や聴覚障害のある人向けの福祉教養講座を、年各5回程度開催しており、参加しやすいよう、手話通訳者の派遣に加えて、点字資料を作成しています。

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたる療養を必要とすることとなるものをいいます。

○そのほか、総合福祉センター（市役所別館）2階の障害者自立生活支援室において、障害のある人が障害のある人に教える「ピアパソコン教室」、個人の状況に合わせた「バランスアップ体操教室」、華道・茶道教室等の「文化教室」を開催しています。

◇◆施策の実施状況◆◇

	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
ニュースポーツイベント参加者数(人)	約 200	約 250	約 300
福祉教養講座参加延べ人数(人)	99	121	102

◇◆施策の方向◆◇

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
スポーツを通じた交流の拡充	● スポーツが人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障害のある人たちの自立と社会参加の促進につながるよう充実を図ります。
障害者スポーツの普及・推進	● パラリンピックをはじめ、国際化の進展に伴って、世界共通の文化として、スポーツがますます重要になってきていることから、関係各課の連携を強化し、障害者スポーツの普及、推進に取り組めるよう調査・研究を行い、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりをすすめます。
ニュースポーツの普及・推進	● 羽曳野市スポーツ推進委員と連携し、子どもから高齢者・障害のある人も楽しめるニュースポーツの校区での普及に努めます。
生涯学習の推進	● 趣味とも結びつくよう、誰もが参加しやすい講座、教室等の充実を図ります。 ● 一人でも多くの障害のある人が生涯学習に取り組むことができるよう、市の広報等を利用し、周知を図ります。 ● 障害のある人を対象とした福祉教養講座を実施します。
情報提供の充実	● 気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動等の情報を収集し、提供します。
文化活動等を通じた交流機会の拡充	● 関係団体やボランティア等と連携しながら、交流機会の拡充を図ります。
移動支援事業の充実	● 屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図ります。
参加しやすい環境づくりの推進	● 公園等の整備・改修にあたっては、障害のある人が利用できるトイレの設置など、バリアフリー化をすすめ、快適に利用できるよう、環境づくりをすすめます。

2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

(1) 療育・就学前教育の充実

◆◆現状と課題◆◆

- 障害のある児童がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から一人ひとりの特性に応じた教育を行うことができるよう、保健・医療・福祉・教育が連携しながら、一貫した療育・教育体制を整備していく必要があります。
- 本市では、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査などから、療育が必要と思われる乳幼児の保護者に対し、療育施設の紹介や庁内関係部署との連携を図っています。
- 今後は、その後のフォローを各機関がどのように行うかなどの役割分担を明確化し、連携を強化する必要があります。また、引き続き、健康増進課（保健センター）での乳幼児健康診査事業の充実、関係機関の連携強化を図り、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備が必要となっています。
- 発達障害の相談は年々増加傾向にあり、庁内関係部署でのネットワーク構築や相談員のスキルアップが求められています。2011（平成23年）度より子育て支援課（現・こども課）に発達相談員を2名配置し、より専門的な発達相談を行っています。
- 市内にある児童発達支援センターにおいて、障害児支援の強化、身近な地域での支援の充実を図っていますが、利用者が多く待機状態が続いています。
- 就学前教育においては、個々の状況に応じた支援ができるよう、発達段階に応じたきめ細かな指導や支援が求められています。
- 今後、学校教育への円滑な移行に向けて、就学前教育・保育と学校教育との連携を強めるとともに、増加傾向にある保護者に対する支援のニーズに対応できる体制整備が課題となります。

◆◆施策の実施状況◆◆

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
就学前相談委員会の活動	相談者数 59 人 委員活動延べ人数 240 人	相談者数 53 人 委員活動延べ人数 208 人	相談者数 96 人 (9月15日現在)
課題(障害)別加配職員数(人)	18	17	14
発達相談員の配置人数(人)	2	2	2
地域自立支援推進会議子どもネットワーク会議(通称:はこネット)開催回数(回)	6	6	6(予定)

◆◆施策の方向◆◆

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
障害の早期発見・対応	● 乳幼児健康診査や保健指導を通じて把握した発達の遅れや障害が疑われる乳幼児の保護者に対して専門の職員等が発達相談を行います。また、保育園や幼稚園においても、相談員の巡回による発達相談の実施など、必要に応じて相談機関との連携を図ります。 ● 子どもの障害と初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援と、医療機関・支援サービス等の適切な情報提供に努めます。
発達障害等への支援	● 保健・医療・福祉間の連携を強化し、発達障害の早期発見と早期療育に努めます。 ● 発達障害や高次脳機能障害等について、府や関係団体との連携を図り、幅広く市民への知識の普及に努めます。 ● 発達相談員を配置し、専門的な相談支援に対応するとともに、保護者に対する支援を強化します。 ● 児童通所支援事業所や児童発達支援センターにおいて、発達障害児への個別対応や体制の充実を図られるよう取り組みます。
関係機関との連携による療育体制の充実	● 関係機関の役割分担を明確にし、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。 ● 健康増進課（保健センター）での乳幼児健康診査事業と相談事業との連携、関係機関の連携強化に努め、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備を図ります。 ● 地域自立支援推進会議の中の子どもネットワーク会議を通じて、障害児通所支援事業所、児童発達支援センターや相談支援事業所、庁内関係部署の連携強化を図ります。
身近な地域での療育体制の充実	● 障害児通所支援の実施及び提供体制の充実により、障害のある児童の療育体制の充実をすすめ、身近な地域での支援の強化を図ります。
人材の確保	● 保育園・幼稚園等における広汎性発達障害や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）をはじめとする発達障害等に的確に対応できる人材確保を図ります。 ● 発達障害等への支援として、市内幼稚園に課題別加配職員を配置します。
障害児保育の推進	● 障害のある児童を受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育を行うとともに、他の児童との相互理解を深めるよう、保育士や幼稚園教諭に対する研修等を通じて、専門性や指導力の向上等を図り、保育・教育内容の充実を図ります。 ● 発達に課題のある児童を保育している保育園に対して支援を行い、保育の充実を図ります。
療育相談、就学相談等の実施	● 障害のある児童の地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障害のある児童を受け入れる保育園等への指導・助言に努めます。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
	● 学齢期に達する子どもに対しては、就学等に関する相談・指導を行います。
保育・教育環境の充実	● 保育園や幼稚園等の環境に対して、障害者用トイレ、スロープ、手すりの設置など、施設面のバリアフリー化をすすめます。 ● 保育所等訪問支援サービスの拡充と、保育・就学前教育機関における障害理解の促進を図ります。

(2) 学校教育の充実

◆◆現状と課題◆◆

- 障害のある児童の発達段階と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援ができるよう、教育・保健・医療・福祉・労働等が連携しながら、将来を見据えて教育の充実を図ることが求められています。障害のある児童がその可能性を十分に伸ばせる環境整備とともに、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害の有無に関わらず「ともに学び ともに生きる」ための教育支援が求められています。
- 障害のある児童の発達と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援・環境整備ができるように、障害種別ごと（知的・情緒・肢体不自由・病弱・聴覚・視覚）に学級を設置しています。このため、支援学級数が大幅に増加し、より多くの児童生徒が支援を受けることが可能になりました。
- 支援や配慮を必要とする園児・児童・生徒一人ひとりに寄り添う教育を支援教育といい、本市では、その考え方を全園児・児童・生徒に対する教育として位置づけています。「障害者への理解と認識を深めるための教育」は現行カリキュラムの中にも取り入れています。さらに具体的な体験を重視した学習内容とするとともに、ボランティア活動への実践的態度を育成する必要があります。
- 教職員向けの支援教育ハンドブック（理解編・実践編）を作成・配布し、教職員の専門的指導力の向上を図りながら、教職員への支援教育研修を実施するとともに、支援教育体制整備事業を通じて、専門家等による巡回指導・相談を実施しています。大阪府や羽曳野市教育委員会主催の研修だけでなく、各校の校内においても研修を行っており、特別支援学校教育職員免許を持つ教職員も増加しています。
- 今後も教職員の専門的指導の向上を図るとともに、全園児・児童・生徒に対する教育としての支援教育の内容の充実に向けて校内組織体制の構築が必要となっています。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性が尊重され、障害者が自己の可能性を伸ばすとともに自由な社会参加ができるようにすることを目的として、障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組みのこと。障害者が教育制度から排除されことなく、生活する地域で初等中等教育を受けられることや、教育を受けるために必要な「合理的配慮」が提供されることが求められています（障害者権利条約第24条）。

○校内環境の整備として、支援学級へのシャワー設置、病弱学級へのクーラー設置、耐震化工事に伴うバリアフリー化等をすすめています。

○アンケート調査結果における園・学校生活を送るうえでの問題点についてみると、「特にない」が3分の1を占めるものの、「通園・通学が大変」(20.1%)、「友達ができない」(16.7%)「学習サポート体制が不十分」(15.3%)、「先生や職員の理解が不十分」(14.4%)等が多くあげられており、引き続き支援体制の充実が求められます。

○保護者からの直接の相談支援機関として市立教育研究所において、電話による教育相談「ひまわりコール」を実施し、相談対応を行っています。今後もこうした保護者に対する相談体制の充実を図りながら、精神的なケアに努めていく必要があります。

◆◆施策の実施状況◆◆

	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
通級指導教室利用児童生徒数(人)	84	94	90 (9月1日現在)
小・中学校支援学級備品購入費 (千円)	2,895	3,120	3,365
支援教育に関する校内研修回数 (1校あたりの年間平均回数)	11.2	11.5	12.5
支援学校在籍児童との交流を行った 学校数(校)	3	3	5

◆◆施策の方向◆◆

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
発達障害児支援の充実	● 発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導の実施に向け、各校の通級指導教室間の連携をはじめ、特別支援学校や保健・医療・福祉等の関係機関と連携しながら、支援の充実を図ります。
教職員の指導力の向上	● 障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、支援教育研修をはじめ、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間の実践的な交流等を通じて、教職員の専門性と指導力の向上を図ります。
教育の充実	● 「障害者への理解と認識を深めるための教育」等を今後も推進しながら、全園児・児童・生徒に対する教育としての支援教育の充実を図ります。 ● 障害の状況やニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画及び教育支援計画を作成します。指導内容や方法の一層の工夫・改善を図り、子ども自身の学びを大切に取り組みます。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
交流教育の推進	● 障害や障害特性等について、学習機会の提供をはじめ、障害のある人等との交流機会の充実や交流教育の推進に努めます。 ● 支援学級在籍児童・生徒の交流だけではなく、支援学校に在籍する児童・生徒と地域の学校の交流を推進し、地域の中で共に育つ仲間としての意識の醸成に努めます。
学校の施設・設備の充実	● 児童・生徒の個々の状況や学年進行に伴う、学校施設のバリアフリー化や安全対策、学習指導上必要とする教育機器や学校生活を送るうえで必要とする備品の充実などに努めます。 ● 登下校の支援や学内での移動の支援等、児童生徒の教育活動に必要なものを実態に合わせて準備します。
教育相談の充実	● 各校で支援コーディネーターを学校長が指名し、教育相談活動の充実に努めます。また、支援学校等関係機関と連携した巡回相談体制の充実に努めます。

(3) 雇用の促進

◆◆現状と課題◆◆

- 障害のある人の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題であり、就労を通じた自己実現を図りながら、障害のある人の社会的役割を再構築するための手段として、また経済的な自立の課題として、重要となっています。
- 障害のある人の就労に向けて、本市では月に1回雇用相談を実施するとともに、大阪府と連携しながら、地域就労支援センターを通じて、雇用に関する情報提供を行っています。求人・求職相談については、職業紹介機能を持つハローワークや、労働相談については大阪府等関係機関と連携し、活用を働きかけています。また、障害者優先調達推進法（2013（平成25）年度より施行）に基づく障害者就労施設等からの物品調達の促進も課題となっています。
- 就労継続支援（A型・B型）は見込量を大幅に上回って推移しており、サービスの質の向上や福祉就労から一般就労への移行促進のための支援の充実が求められています。
- 本市では、2005（平成17）年度より松原市・藤井寺市と会場を持ち回りしながら「障害者雇用フォーラム」を開催し、障害のある人を実際に雇用している企業からの講演やハローワークからの制度説明等を行い、事業主に対し、障害者雇用の理解を促進し、雇用の拡大につなげています。参加企業のさらなる増加を図るため、ニーズを踏まえた内容の検討が課題となっています。
- 2016（平成28）年度に施行された障害者差別解消法は公的機関と民間事業者に、差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止を定めています。また、障害者雇用促

進法の改正により法定雇用率の引き上げ（2013（平成 25）年度より）や、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮）の提供義務が新たに規定されるなど障害者の雇用をめぐる制度改正が急速にすすんでいます。こうした状況について、民間事業者等への周知をすすめ、障害者雇用を促進することが求められます。

○雇用・就労に関しては、関係機関それぞれの特色を生かしたネットワークの連携が重要となっています。現在、特に専門機関である南河内北障害者就業・生活支援センター開催の運営委員会、ジョブネット会議、障害者雇用フォーラム実行委員会に参画しており、今後とも関係機関と連携しながら、障害者の雇用の一助となるようネットワークを強化していく必要があります。

○2001（平成 13）年 3 月に陵南の森生きがい情報センターを開設し、情報通信機器を使って障害のある人などを対象としたパソコン教室などを開催しています。障害のある人の就労機会の少なさや賃金、雇用形態に課題があることを踏まえ、陵南の森生きがい情報センター等を活用しながら、今後も就労のための技能の養成に努めるとともに、在宅での就労環境づくりや、就労移行支援事業の利用支援など、雇用促進に向けた就労環境づくりをすすめていくネットワークの活用を図る必要があります。

◇◆施策の実施状況◆◇

	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
市長部局障害者雇用率(%)	2.43	2.16	2.13
教育委員会障害者雇用率(%)	2.35	4.67	4.63

※いずれも法定雇用障害者数を満たしています。

法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体、民間企業等に義務づけられている、雇用者全体に占める障害者の比率です。平成 25 年 4 月以降、国、地方公共団体等は 2.3%、民間企業は 2.0%とされており、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて障害者雇用納付金を納付する必要があります。

◆◆施策の方向◆◆

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
他機関との連携による情報提供・相談支援の充実	● 府やハローワーク等の求人情報、雇用情報等の情報提供の充実を図ります。 ● 府やハローワーク、企業等との連携を図り、求人・求職相談、労働相談、障害者雇用相談を充実させます。 ● 羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図りながら障害のある人の就労を支援し、制度の周知等、障害者雇用に関する情報を積極的に広報します。
障害のある人の雇用に関する啓発	● 近隣市と連携して実施している「障害者雇用フォーラム」等を通じて、市民や企業等の理解を深めるための啓発活動を推進します。障害のある人を雇用している企業への見学やハローワークからの制度説明等を行い、事業主の障害者雇用への理解を促進し、雇用の拡大につなげます。 ● 改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、雇用の場における事業主の差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供義務等について、周知・啓発をすすめます。
公的機関による障害のある人の雇用等	● 障害の内容に応じた業務開拓を行う中で、個人が持つ業務能力や知識等が十分に発揮できるよう配慮しながら、本市や本市の関係機関における雇用率を高めるなど、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用に努めます。 ● 障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、全庁的に周知し促進を図ります。
企業への支援	● 障害のある人の訓練の場を提供する民間事業所に対して、障害のある人の雇用に関する各種支援制度について周知に努めます。
在宅での就労環境の整備	● 陵南の森生きがい情報センターを拠点にし、ＩＴ講座の実施など外出が困難な人を対象にした在宅での就労支援に努めます。
就労移行支援事業の利用促進	● 一般就労に向けた訓練を行う場として、就労移行支援事業の利用促進のため、事業の周知に努めます。
多様な働く場の充実	● 一般就労が困難な人等が福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援事業や生活介護事業等を推進するため、事業の周知に努めるとともに、対象者に応じた就労内容を選択できるよう支援します。

(4) 就労支援の充実

◆◆現状と課題◆◆

- 就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいがづくりにつながることから、障害のある人が地域で自立して生活していくうえで、就労の場の確保は非常に重要となります。
- 本市では地域就労支援事業として、地域就労支援センターを2か所設置し、地域就労支援コーディネーターが、就職困難者等を対象にした「地域就労相談」を実施しています。
- また、職業訓練等の参加促進に向けて、国・大阪府等の関係機関で行われている職業訓練の情報提供等を行ったり、羽曳野市身体障害者福祉協議会が中心となり、総合福祉センター内に障害者自立生活支援室を開設し、パソコン等の技能や知識の習得につなげています。今後もこうした職業訓練等を通じて、就労に必要な知識や能力を高めていく必要があります。
- 近年障害者手帳の取得をしていない精神障害、発達障害のある人の相談が増加しており、研修等を通じた地域就労支援コーディネーターの資質向上が求められています。
- アンケート調査結果によると、収入を得る仕事への就労希望に比して、実際に就労できている人は少数であり、不安定雇用も多くなっています。安定的な就労に向け、能力向上の支援、職場定着への支援をすすめるとともに、雇用主に対し、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供等、障害のある人が就労しやすい環境整備を働きかけるなどの取り組みが求められます。
- 障害のある人に対する就労支援については、南河内北障害者就業・生活支援センター等関係機関や地域自立支援推進会議と連携しながら、就労の場の開拓をはじめ、就労相談や就労支援、職場定着等の支援を総合的に実施することが必要です。

◆◆施策の方向◆◆

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
就労相談・雇用相談の充実	● 羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図り、障害のある人の就労を支援します。
技能習得に向けた講習会の充実	● 障害者自立生活支援室での羽曳野市身体障害者福祉協議会による各種講習会や、陵南の森生きがい情報センターの会員による情報処理技術講習会等、就労に向けての技能習得のための講習会の充実をめざします。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
職業訓練等への参加促進	● 国・府等の関係機関で行われる職業訓練・指導等の情報提供を行い、参加促進に努めます。
就労支援	● 障害のある人の就労や就労の継続を支援するため、ジョブコーチ（就労援助指導員）など各種就労支援制度の周知に努めます。
就労サポート・定着支援の推進	● 南河内北障害者就業・生活支援センター等の関係機関や地域自立支援推進会議と連携し、地域の就労課題の共有や関係者のスキルアップ等を図るとともに、就労支援、職場定着支援など、障害のある人の就労を総合的に支援します。 ● 2018（平成30）年度より新たに障害福祉サービスとして位置づけられた「就労定着支援」について、普及・促進を図ります。

就労支援コーディネーター

就労意欲がありながら就職が困難な人に対して、個別対応等により、雇用・就労への実現に向けて誘導していく人のことです。

ジョブコーチ

障害のある人に対する職業面でのサービスです。援護就労、あるいは援助付き雇用ともいいます。障害のある人の職場に継続的に派遣され、通勤や職業訓練、職場における人間関係のつくり方、家庭との連携などについて援助します。

3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

(1) 人権の尊重と差別の禁止

◆◇現状と課題◇◆

- 障害のある人もない人も共に暮らせるまちをつくっていくためには、市民一人ひとりがノーマライゼーションの理念に基づき、障害や障害特性等を理解したうえで、障害のある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取り組みをすすめていく必要があります。
- 本市では、庁内研修における人権問題に関する研修や、人権啓発推進協議会とともに、人権に対する市民の理解を深めるための講演会や研修会等を開催し、さらには人権に関するパンフレットや標語入り啓発物品を企画・作成し、市の行事や講演会・研修会等を通じ配布し、啓発活動をすすめています。
- 障害者差別解消法の施行を受け、2016（平成 28）年 11 月に「羽曳野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定（2017（平成 29）年 1 月施行）し、市職員に求められる障害を理由とした差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について決めました。また、障害者に対する理解を深め、合理的配慮の具体例等を周知するための職員研修を実施するとともに、職員による障害を理由とした差別があった際に、適切に対応するための市民向けの苦情相談窓口を設置しました。
- アンケート調査では、障害があることで普段の生活でいやな思いをすることについて、この 5 年程度の間に「増えた」という回答が「減った」という回答を上回っています。また、「いやな思いをしたことはない」という回答は、身体障害のある人では約 3 分の 1 を占めていますが、知的障害のある人、精神障害のある人では 1 割台にとどまっています。障害の有無に関わらず暮らしやすい社会づくりに向け、取り組みを継続することが求められます。
- また、2011（平成 23）年 6 月に「障害者虐待防止法」が成立し、障害のある人への虐待防止に向けた、市民への幅広い周知や、事案が発生した場合の具体的な救済、保護のための体制整備がすすめられています。障害担当課に障害者虐待防止センターを設置し、24 時間緊急対応を実施していますが、通報の大半は警察からとなっており、先行して法整備された児童、高齢者と比較し周知がすすんでいないことが懸念されます。また、施設従業員による虐待事例も続いており、虐待防止に関する事業所指導や広報の充実が必要です。

◇◆施策の実施状況◆◇

	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
人権意識高揚に係る研修への市職員参加者数(人)	68	44	116
障害や障害のある人に対する理解の促進に係る研修への市職員参加者数(人)	-	141	107
市民セミナー参加者数(人)	512	-	35
人権に関する講演会(きらはびきの)参加者数(人)	361	250	511
高齢者の成年後見制度の利用支援(件)	37	31	43

◇◆施策の方向◆◇

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
人権意識の高揚	● 広く市民の人権に関する意識を高めるために、さまざまな人権問題をテーマにした市民対象の研修会を実施します。 ● 職員研修を通じて人権意識のさらなる高揚を図り、さまざまな人権問題への理解の促進、人権を尊重する職員の育成に努めます。特に、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者支援の理念や合理的配慮に関する研修に取り組みます。職員対象の研修の企画に加え、庁外で実施されている研修等についても参加に努めます。 ● 市民、行政がそれぞれ役割を分担し、一体となって人権意識の高揚を図ります。
障害や障害のある人に対する理解の促進	● 障害や障害のある人への理解の促進に向けて、広報や市のホームページ等の活用、人権に関するパンフレットの作製・配布、職員や市民向けの研修等を通じて啓発を行います。また、各種関係団体等と協働で、市民への意識の浸透を図ります。
差別解消の推進	● 事業所向けの差別解消法ガイドラインの作成等、差別解消法に関する啓発・周知を図ります。 ● 不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の問題について、相談・支援の体制整備を行うとともに、問題解決に向けた取り組みの方向性について、地域自立支援推進会議を中心に検討をすすめます。
人権啓発事業の充実	● 関係機関との連携協力体制を維持しながら、人権啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な人権啓発方法を検討し、実施します。また、12月の人権週間にあわせ、人権に関する講演会を実施します。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
福祉教育の推進	● 子どもの成長段階にあわせ、体験学習等を含めて系統的に実施する福祉教育や、各学校で実施されている交流事業を通じ、障害に関する理解を深めます。
成年後見制度の利用支援	● 障害等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、市民後見人や法人後見人の養成に取り組み、必要に応じて制度の利用を支援します。
虐待の防止	● 障害者虐待の防止等に関する事業所指導や市民向け広報による周知を図ります。また、障害担当課において24時間対応で通報等を受け付ける体制を継続し、関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期救済に取り組みます。

差別

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限のことです。政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の人と平等に権利や自由を行使できないことや、行使することを妨げるものをいいます。権利や自由を行使するために必要な合理的配慮を提供しないことも、差別に含まれます。（障害者権利条約第2条）。

要約筆記

手話を使わない聴覚障害のある人（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会等で、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約して記述し、ノートやオーバーヘッドプロジェクター（OHP）等で伝える方法。

(2) 行政サービスにおける合理的配慮

◆◇現状と課題◇◆

- 障害者差別解消法の成立等により、障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的な一切のことがらである社会的障壁を除去、軽減するための合理的配慮について、特に行政サービスにおいては取り組みを充実させることが求められています。
- 公的な手続きや情報提供、意思疎通において、障害のある人が排除されないよう、障害に応じた配慮を追求するとともに、社会のあらゆる場で合理的配慮の取り組みが促進されるよう、働きかけをすすめる必要があります。
- 本市では、広報紙やホームページの作成時に文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供を心がけています（ホームページは 2017（平成 29）年 4 月に新システムに移行）。また、広報紙の記事を読み上げた音声CDや点字版もあわせて製作し情報提供しています。
- 窓口においてはローカウンターにしたり、音声及びモニターで受付番号の案内を表示したりするなど、視覚障害のある人や聴覚障害のある人にも利用しやすくなっています。
- また、介護保険料納付書の文書や介護保険冊子、講演会におけるプログラム、行政情報の提供など、音声化・点字化に努めるとともに、行事等に手話通訳者を派遣し、いつでも対応できる体制をとっています。
- 意思疎通支援の充実に向け、手話通訳者や点訳者をはじめ、朗読ボランティア、要約筆記奉仕員等、各種ボランティアグループや個人ボランティアの育成・支援を行っています。今後も意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳者や点訳者、要約筆記奉仕員等の養成に努める必要があります。
- 的確でわかりやすい情報アクセシビリティを心がけ、障害のある人の社会参加へつなげていくことが課題です。

◇◆施策の実施状況◇◆

	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
「声の広報」ホームページへのアップ件数(件)	12	12	12
点字広報の年間製作数(冊)	24	24	24
声の広報利用状況 利用者数(人)	19	19	20
音声CD利用数(枚)	228	228	240

◆◆施策の方向◆◆

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
行政サービスにおける合理的配慮の追求	● 障害のある人の権利を制限する社会的障壁の除去・軽減について、特に行政サービスにおいては、必要かつ合理的な配慮ができるよう、市をあげて取り組みます。 ● 行政サービスの実行者である行政職員が、求められる合理的配慮の考え方や、具体的な手段等について、より高い知見を持って業務に取り組めるよう、研修を実施します。 ● 障害を理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を追求します。選挙における配慮や公共施設の利用申し込みにおける配慮、活字文書読み上げ装置の設置等、障害特性に応じた手続き・情報利用が可能となるような取り組みを引き続き推進します。
情報バリアフリーの推進	● 広報やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。 ● 障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入します。 ● 広報紙の点字版や音声CDを作成し、情報アクセシビリティの充実に努めます。
点字などによる情報提供の充実	● 申請用紙記入の際の説明文書の簡易化や各種申請書の記入例の点字化等に努めます。 ● 講演会プログラムだけでなく、啓発パンフレット等の点字化、音声化により、情報提供の充実に努めます。 ● 情報の入手が障害の程度や種類に関係なく、正確かつ早くできる体制を整備します。
手話通訳者等の養成	● 意思疎通支援の充実を図るため、今後も社会福祉協議会や図書館等と連携しながら、手話通訳者や点訳者、要約筆者等の養成に努めます。
仮称「手話言語条例」の制定	● 障害者権利条約や障害者基本法において、意思疎通手段としての手話等の非音声言語も「言語」として規定されています。大阪府など府内自治体でのいわゆる「手話言語条例」の制定も広がりつつある中、本市においても2019（平成31）年度施行に向けて、関係団体の意見反映を図り、検討をすすめます。

(3) 地域福祉活動・交流活動の推進

◆◆現状と課題◆◆

- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域でのきめ細かな支援体制をつくることが求められています。
- 地域では障害のある人の生活を、住民同士の支え合いや助け合いにより支援していくため、さまざまなボランティア団体や障害者団体、保護者会、家族会、市民グループ、NPO等が活動しており、交流や活動、情報交換の機会を通じて、障害のある人やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。
- 共同生活援助（グループホーム）の新設等において、地域の理解を十分に得られない場合があることが、事業所調査等で指摘されており、地域における理解促進の取り組みをすすめるとともに、共生社会の理念について、広く周知を図ることが求められます。
- 平成 24 年度よりふれあいネット雅びにおける見守り対象者に地域で生活する障害者（児）が加わりました。一部の地域では地域活動支援センターの役割や、利用される障害のある人について理解を深めたいという意見があがり、事業所見学やイベントの共催等が行われています。今後各校区に活動を広めていくよう努める必要があります。
- 市内全 14 の小学校区において校区福祉委員会を中心に、地域特性を生かし、いきいきサロン、ふれあい食事会、子育てサロンなど、高齢者や障害のある人、子育て中の親子などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合いの活動が行なわれています。
- 第 3 期羽曳野市地域福祉計画において市内の福祉領域を超えた専門機関のネットワークの構築の推進を位置づけました。平成 28 年度より「羽曳野市地域福祉専門職ネットワーク交流会」を開催し、市内の専門機関・行政職員との顔の見える関係を構築し、制度の狭間に陥る人を生み出さないようなネットワーク構築をすすめています。
- 講演会などにおいては、主催者の要請により手話通訳者や要約筆記者の派遣や、点字点訳の活用など、誰もが幅広く参加できるよう、支援を行っています。今後もこうした意思疎通を支援しながら、障害のある人との交流や、障害のある人の社会参加を促進します。

◆◆施策の実施状況◆◆

	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
「ふれあいネット雅び」地域福祉推進チームへの参加数(人)	68	66	68

◆◆施策の方向◆◆

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
ボランティア活動の促進	● 社会参加により、障害のある人となない人との交流を促進するとともに、ボランティア活動に参加することにより充実感や生きがいを感じられることに留意して、ボランティアや生涯学習等の社会参加を促進します。
小地域ネットワーク活動の推進	● ふれあいネット雅び等と連携しながら、セーフティネットの構築・活用など、地域福祉活動の推進に努め、地域の実情を把握するとともに、障害のある人の相談を受けたり、困難な事例への対応などに努めます。 ● ふれあいネット雅びの活動を軸に、高齢者・障害者・子ども等を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築をすすめるとともに、ボランティア等の自主的な活動を促進します。
関係団体の育成支援	● 障害者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。 ● 校区福祉委員会、ふれあいネット雅びなどが行う小地域での「つながり・支えあい」ネットワーク活動への支援を行います。
社会資源を活用した地域とのつながりづくりの推進	● 地域の共同生活援助（グループホーム）やサロン活動等の資源を活用して、障害のある人の地域における交流機会をつくるなど、地域とのつながりづくりをすすめます。
交流機会の拡充とボランティアの育成	● 校区福祉委員会やボランティア等市民の福祉活動をはじめ、障害者・高齢者団体等の自主的な活動を支援し、交流や憩いの場を提供するとともに、ボランティアの育成をすすめます。
地域における交流などを通じた障害のある人への理解の促進	● 障害や障害のある人への理解を深めるため、地域の祭りや行事等の交流機会を通じて、障害のある人と地域住民との交流を促進します。
講演会等における意思疎通支援の充実	● 市が主催する講演会だけでなく、研修会等においても手話通訳者や要約筆記者の派遣、資料の点字化等を行い、誰もが参加しやすい場づくりに努めます。

小地域ネットワーク活動

高齢者や障害のある人などが地域で安心して生活できるよう、住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を小地域で行う体制を整備することを目的に、大阪府小地域ネットワーク活動推進事業補助金の活用を図りながら、校区福祉委員会が実施している活動です。

（４）安全・安心のまちづくり

◆◆現状と課題◆◆

- 2009（平成 21）年 3 月に「羽曳野市バリアフリー基本構想」を策定し、「古市駅周辺地区」を重点地区と定め、2019（平成 31）年度をめどに順次整備をすすめています。また、2014（平成 26）年 3 月には「羽曳野市バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）」を策定し、生活関連経路について安心で安全な利用ができるよう、2023 年度をめどに順次整備をすすめています。
- 行政はもとより市民や関係機関が連携、協力を図りながら、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、高齢者や障害のある人をはじめ、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みをすすめる必要があります。
- 市民の生活に密着した公園の新設、全面改修については、大阪府の「福祉のまちづくり条例」に適合するように計画整備を行っています。公園管理について、特に出入口は可能な限り段差を解消し、車いすの人が利用可能な状態に整備しています。
- 市営住宅については、2014（平成 26）年度にエレベーター 1 基を設置し、住宅内通路からエレベーターへの通路としてスロープの整備を実施しています。今後も計画的に市営住宅のバリアフリー化をすすめるとともに、民間住宅のバリアフリー化もすすめる必要があります。
- 都市計画マスタープランでは「市街地における良好な居住環境の形成を図るため、緑化の推進、防災性の向上方策の検討、バリアフリー化の推進」の推進を掲げていますが、今後も市営住宅に加え、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組んでいく必要があります。
- 2017（平成 29）年 3 月に近鉄上ノ太子駅におけるスロープの新設・改修、点字ブロックの改修等を行い、安全性・利便性の向上を図っています。
- 2016（平成 28）年 2 月に策定した地域防災計画において、「災害時要援護者支援体制の整備」として、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等の要援護者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備について定めています。要援護者に配慮した避難場所の確保や、「避難行動要支援者名簿」等の整備、地域による支援体制づくり、防災に関する情報伝達手段の構築等、取り組みの強化が求められています。

バリアフリー

高齢者や障害者の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいいます。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障害者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことを指します。

災害時要援護者

災害時に 1 人で避難が難しい住民のことであり、本市では要援護者の範囲を以下のように定めています。本市に居住する、自宅で生活している身体障害のある人（1 級、2 級）、視覚障害のある人、聴覚障害のある人、知的障害のある人（療育 A）、精神障害のある人（1 級）、障害者手帳を保有している一人暮らしの人、介護保険で要介護 3～5 の認定を受けている人、65 歳以上の一人暮らし、75 歳以上のみの世帯の人、昼間独居の高齢者等、難病患者（特定疾病または小児慢性特定疾病医療受給者）、その他災害時に避難に支援が必要な人。

○いわゆる、振り込め詐欺や、悪質商法の横行により、高齢者や障害のある人が強引な訪問販売や巧みな電話勧誘により、高額な商品を購入させられるなどの被害が後を絶ちません。引き続き、関係機関による取り締まりや、被害にあわないための啓発活動の強化が求められています。

◇◆施策の実施状況◆◇

	2014年度 (平成 26 年度)	2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)
消費者被害事例への対応(件)	3	6	5
消費生活出前講座実施数(回)	5	6	12
災害時要援護者支援台帳への手帳所持者 (3 障害)登録者数(人)	-	-	1,622
地域での防犯カメラの設置(台)	61	61	63
自主防災組織地区リーダー養成講習会 参加者(人)	13	25	29

◇◆施策の方向◆◇

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
公園整備・改修の推進	● 「福祉のまちづくり条例」に基づき、関連機関と連携しながら、整備・改修をすすめます。
バリアフリー重点地区における整備	● 新たに作成した「羽曳野市バリアフリー基本構想(恵我ノ荘駅周辺地区)」の重点整備地区である「恵我ノ荘駅周辺地区」の生活関連経路等について、重点的な整備をすすめます。
市営住宅の整備・住宅改造助成の促進	● 市営住宅について、必要に応じてエレベーターやスロープを設置し、今後も計画的なバリアフリー化をすすめます。 ● 屋内の移動に支援が必要な重度の障害のある人に対し、居宅の段差解消やスロープの設置工事等のため、住宅改造助成を行います。
住宅政策の推進	● 住宅全体について、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組みます。 ● サービス付高齢者住宅やシェアハウスを含め、障害のある人の住まいの確保にむけ、民間事業者と連携し、取り組みをすすめます。
共同生活援助(グループホーム)の整備	● 地域生活への移行がすすめられる中、障害のある人の自立した生活が可能となるよう、今後も計画的に共同生活援助(グループホーム)の整備を支援します。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
災害時要援護者への支援の充実	● 「避難行動要支援者名簿」の整備をすすめるとともに、避難支援等関係者への情報提供に同意した者の「災害時要援護者支援台帳」の作成及び情報提供により自主防災組織等、地域における共助を推進し、支援体制の強化を図っていくとともに、情報の伝達手段や避難所の整備等について、災害発生時に実効性のある支援計画の策定を推進します。 ● 要援護者の心身の状況に配慮した避難場所を確保できるように、福祉施設や医療機関との連携を強めます。
自主防災組織の育成	● 地域団体等と連携し、自主防災組織の結成促進や防災・避難訓練等の実施を促進し、障害のある人等が、災害時にも避難できるように体制づくりをすすめるとともに、地域での防災活動を促進します。
防災・防犯	● 広報、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。また、民生委員児童委員や地域住民の理解を得ながら、災害時における障害のある人々の支援ネットワークづくりの推進に努め、一層の防災意識の向上へとつなげます。 ● 障害のある人等への犯罪被害を防止するため、防犯知識の周知徹底や悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、防犯活動の充実を図り、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを強化します。

第 3 部 第 5 期羽曳野市障害福祉計画
第 1 期羽曳野市障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画と一体的に策定し、本市の障害福祉施策全体の方向性を定めた「第3期羽曳野市障害者計画（後期計画）」では、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を基本理念として掲げています。この基本理念は、障害福祉計画、障害児福祉計画においても共通するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの計画的な体制整備と充実を通じて、基本理念の実現をめざします。

2 基本的視点

（１）障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の一員として誰もが尊重される社会の実現に向けて、障害福祉サービスの基盤を充実させることで、社会的障壁の除去・軽減を図る必要があります。サービスの利用にあたっては、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援することで、社会参加の促進を図ります。

（２）障害や生活の状況に応じたニーズへの対応

障害福祉サービスは、それを必要とする人が、障害の状況や生活支援の必要性に応じて、主体的に利用できるものであることが必要です。誰もが必要な支援を受けられるよう、サービスの周知をすすめるとともに、相談支援等を通じて、サービス利用を促進します。従来制度の谷間にあった、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等についても、必要な支援を受けられるよう、情報提供をすすめます。

（３）地域生活への移行とその継続に対する支援の強化

共生社会の実現には、障害のある人が必要な支援を受けつつ、自立した生活を地域で継続していける環境整備が求められます。生活と就労を支えるサービスや相談支援の充実をすすめ、自立した生活の開始・継続を支援します。また、広く市民や地域団体、事業所等に対し、差別の禁止や社会的障壁の除去、共生社会の実現について、啓発をすすめます。

（４）障害児支援の充実

2016（平成28）年の児童福祉法の改正により、地方自治体においては障害児福祉計画の策定による、障害児支援の計画的な整備・充実が求められています。障害のある児童とその家族が、安心して生活・学習を続けることができ、一市民としての力を伸ばしていける環境整備が求められています。これまで不十分だった医療的ケアの必要な児童へのサービス提供体制の整備等、障害児支援のさらなる充実に取り組みます。

3 障害福祉計画における成果目標

障害福祉計画の策定にあたっては、地域移行の促進や就労支援の強化等について、国の定める基本指針において、成果目標を数値等で示すことが求められています。本計画においても、国の基本指針や大阪府の考え方と本市の状況に基づき、次のように成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 本計画での目標

共生社会の実現に向け、福祉施設に入所している障害のある人の地域生活への移行と、施設入所者数の削減に取り組めます。

国が示した基本指針では、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することと、2020 年度末の施設入所者数を 2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減することが基本的な目標水準とされています。また、大阪府においても国基準に沿った目標設定とすることが示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
施設入所者の地域生活への移行数(計画期間中)	8人	2016(平成 28)年度末時点の施設入所者 69 人の9%以上に設定
施設入所者の削減数(2020 年度末時点)	1人	2016(平成 28)年度末の施設入所者 69 人の2%以上に設定

※2016（平成 28）年度末時点の施設入所者の人数は、障害児入所施設に入所する年齢超過者を除く人数。

② 目標達成に向けた取り組み

福祉施設の入所者の地域生活への移行を促進するために、移行後の生活の確保として、共同生活援助（グループホーム）の新規整備促進に取り組めます。障害者の地域生活の場として整備のニーズが高いことから、障害福祉サービス事業所と連携した取り組みを推進します。また、一人暮らしの障害のある人への支援や、地域の理解促進にも取り組めます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 本計画での目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、入院中の精神障害のある人の地域生活への移行について、大阪府と連携して地域における取り組みを推進します。

国の指針においては、2020 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが目標として示されています。大阪府においても同様の目標設定となっています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	2020 年度までに、精神障害のある人の地域移行や地域定着について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

② 目標達成に向けた取り組み

地域自立支援推進会議の専門部会として、精神障害のある人の地域移行や地域定着のあり方について協議する場を設置することを基本として取り組みます。

また、本市としての目標設定は行いませんが、大阪府が目標設定する精神病床における長期入院患者数の削減や早期退院率の向上に向け、大阪府と連携して地域での生活の場の確保や就労支援等に取り組みます。

（３）障害者の地域生活の支援

① 本計画での目標

障害のある人の地域生活への移行を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる体制の整備に向け、国の基本指針において、地域生活支援拠点等を 2020 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを目標とすることが示されています。ここでいう地域生活支援拠点等とは、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、共同生活援助（グループホーム）への入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の 5 つの機能を備えるもので、拠点施設の整備ではなく、地域の複数の支援拠点が連携して、これらの機能を総合的に担う体制整備（面的な整備）も可とされています。

大阪府においても同様に、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを目標として設定することが示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備 (本計画期間中)	市内の支援機能の連携をすすめるとともに、不足している機能の整備を推進し、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を面的に整備します。

② 目標達成に向けた取り組み

本市の状況を踏まえると、新たな支援拠点施設の整備は現実的ではないため、障害福祉サービス事業所を含む既存の支援機関の機能を統合・連携し、地域生活支援拠点等の面的な整備に向けた取り組みをすすめます。そのうえで、中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備が重要な課題となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 本計画での目標

障害者の経済的な自立と社会参加の促進に向け、福祉施設を利用している障害のある人の一般就労への移行の促進に取り組みます。国の基本指針においては、2020 年度中に一般就労に移行する者を、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすること、2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、2016（平成 28）年度末における利用者数から 2 割以上増加させること、2020 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標として設定することが示されています。また、新たな支援サービスとして 2018（平成 30）年度より開始される就労定着支援事業について、1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることが基本とされています。

大阪府においては、一般就労移行者数について、2020 年度末までに福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて一般就労に移行する者を、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上（1,700 人以上）とすることを府全体の目標として設定しており、市町村ごとに案分した目標数値が示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
福祉就労から一般就労への移行者数(2020 年度)	24 人	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定
就労移行支援事業の利用者数(2020 年度)	42 人	2016(平成 28)年度末の利用者数 35 人から2割以上の増加として設定
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合(2020 年度)	5割以上	市内就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。
就労定着支援事業の1年後の職場定着率(2020 年度)	8割以上	就労定着支援開始後1年後の職場定着率を、就労定着支援利用者の8割以上とします。

② 目標達成に向けた取り組み

障害者の一般就労への移行に関する目標の達成に向け、改正障害者雇用促進法の規定等を踏まえ、障害者雇用の拡大に向けた啓発や情報提供による企業の理解促進を図るとともに、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所等と連携した取り組みを推進します。また、市役所等における障害者雇用の促進に取り組みます。

(5) 福祉就労施設の工賃の増額

就労継続支援B型事業所の工賃の平均額について、大阪府が独自に成果目標を設定することとしているため、本市においても市内の個々の事業所において設定した目標額を踏まえ、2020年度の目標工賃を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(2020 年度)	11,300 円	市内の個々の事業所が設定した目標工賃の平均値

4 障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 本計画での目標

国の基本指針においては、2020 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置を求めています。また、各市町村あるいは各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020 年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とすることが示されています。大阪府においても、国基準に沿った目標設定がされています。

本市においては、すでに南河内北圏域（羽曳野市・藤井寺市・松原市）に児童発達支援センターが整備されています。また、保育所等訪問支援についても、1か所以上のサービス提供事業所が存在し、サービス利用できる体制が整っています。今後も児童発達支援センターについて、運営団体との連携による支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援のさらなる利用促進に向けたサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 重症心身障害児への支援

① 本計画での目標

国の基本指針においては、2020 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保が求められています。

大阪府においては、府内の重症心身障害児数約 2,400 人を、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして、大阪府の 2020 年度末までの事業所数の目標値が設定されており、これを各市町村の対象児童数に応じて按分した数が示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 (2020 年度末時点)	1か所	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 (2020 年度末時点)	1か所	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定

② 目標達成に向けた取り組み

重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児が利用可能なサービスについて、地域のバランスを考慮した質・量の確保に取り組めます。

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

① 本計画での目標

国の基本指針においては、2018（平成 30）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。大阪府からも、府と市町村で構築してきた重症心身障害児者地域ケアシステムを活用すること等により、国基準に基づいた目標設定が求められています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (2018(平成 30)年度末まで)	医療的ケアが必要な障害児の支援について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を 2018(平成 30)年度末までに設置します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、2018(平成 30)年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。

② 目標達成に向けた取り組み

協議の場に求められる機能や参加すべき機関等について、大阪府等と連携して検討をすすめ、現在ある地域自立支援推進会議の部会の充実を図る方向で早期の設置をめざします。

5 活動指標の算定方法

成果目標の達成に向けて、地域移行や一般就労移行をめざす障害のある人の支援に取り組むと同時に、活動指標となる障害福祉サービスの利用見込量を次章で示します。サービス見込量の算出は、基本的に以下の考え方に沿って行っています。

①2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度の障害福祉サービスの利用実績から、障害種別ごとに一人あたりの利用量（月あたり時間・日数）、手帳所持者に対するサービス利用率を算出。



②2009（平成 21）年度以降の手帳所持者数の動向から、本計画の計画期間（2018（平成 30）年度～2020 年度）における障害者数の見込みを算出。



③障害者数の見込みとサービス利用率から、計画期間における各サービスの利用者数見込みを算出。



④サービス利用者数見込みに一人あたりの利用量を乗じ、障害種別ごとに算出された数値を合算して、各サービスの自然体推計量を算出。



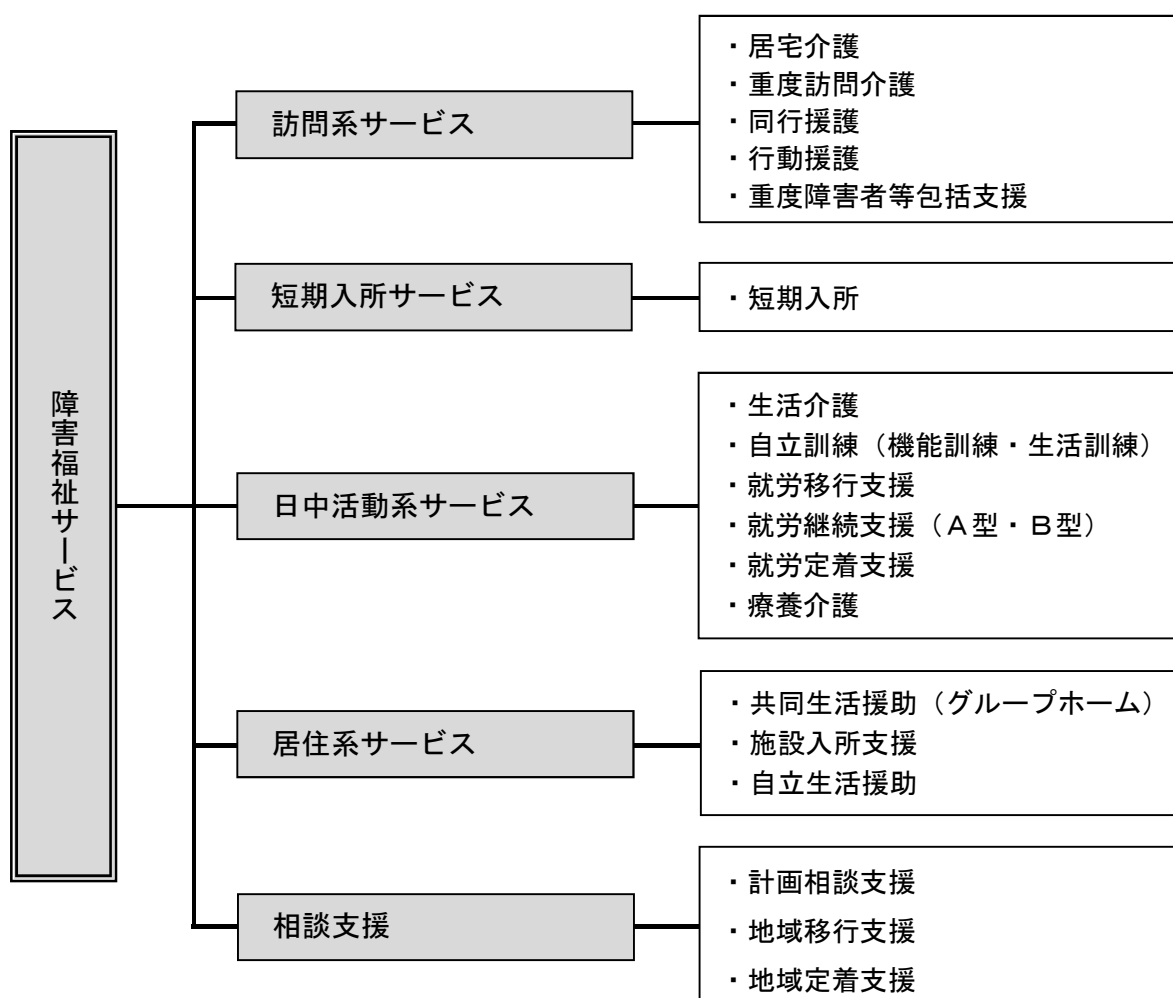
⑤地域移行支援や就労支援等の施策目標に基づいて必要となるサービス量を推計し、自然体推計量に合算。近年の利用の動向や各種調査等において示された潜在的ニーズによる利用の増減を可能な限り見込んだうえで、サービス見込量を決定。

第6章 障害福祉サービス等の推進

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、短期入所サービス、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、就労定着支援、療養介護）、居住系サービス（共同生活援助〔グループホーム〕、施設入所支援、自立生活援助）、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）から構成されています。このうち、就労定着支援と自立生活援助は、本計画期間より新たに加わったサービスです。

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、サービスの利用見込みに合わせて、提供体制を整備します。



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から、今後の利用は横ばいまたは増加傾向と予測して見込量を算出しています。サービスの種類と見込量の単位は以下のとおりです。

サービス種別	見込量の単位
1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護 5. 重度障害者等包括支援	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの利用時間総数【時間】

① 居宅介護

障害支援区分1以上の人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	104	104	104
	時間／月	3,788	3,788	3,788
知的障害のある人	人／月	34	35	35
	時間／月	341	351	351
障害のある児童	人／月	9	9	10
	時間／月	208	208	231
精神障害のある人	人／月	69	72	74
	時間／月	997	1,040	1,069
合 計	人／月	216	220	223
	時間／月	5,334	5,387	5,439

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人（障害のある児童を除く）、知的障害のある人や精神障害のある人に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際における移動中の介護を総合的にを行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	4	4	4
	時間／月	397	397	397
知的障害のある人	人／月	3	4	4
	時間／月	390	520	520
精神障害のある人	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
合 計	人／月	7	8	8
	時間／月	787	917	917

③ 同行援護

視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	32	32	32
	時間／月	896	896	896
障害のある児童	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
合 計	人／月	32	32	32
	時間／月	896	896	896

④ 行動援護

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
知的障害のある人	人／月	14	15	15
	時間／月	593	635	635
障害のある児童	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
精神障害のある人	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
合 計	人／月	14	15	15
	時間／月	593	635	635

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
3障害及び障害のある 児童 合計	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			

■訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障害のある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

(2) 短期入所サービス

第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から、今後の利用は増加傾向と予測して見込量を算出しています。団体調査等で利用ニーズの高いサービスであることが示されていたため、第4期計画の実績にやや上乗せした見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
○短期入所	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用(宿泊)日数の総数【人日】

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	25	25	25
	人日／月	221	221	221
知的障害のある人	人／月	42	43	44
	人日／月	300	307	314
障害のある児童	人／月	4	5	5
	人日／月	21	27	27
精神障害のある人	人／月	1	1	1
	人日／月	2	2	2
合 計	人／月	72	74	75
	人日／月	544	557	564

■短期入所サービスの見込量確保の方策

短期入所サービスについては、特にニーズが高くなっており、優先的な整備が必要なサービスとしてサービス提供事業所の拡大に努めます。また、団体調査で指摘されていた緊急時の利用や、地域生活移行のための宿泊訓練的な利用についても、サービス提供事業所との連携により、対応可能な範囲の拡大に努めます。

(3) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から見込量を算出したうえで、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加を見込んで、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 生活介護 2. 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 3. 就労移行支援 4. 就労継続支援(A型) 5. 就労継続支援(B型)	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数の総数【人日】
6. 就労定着支援 7. 療養介護	月あたりの平均利用者数【人】

① 生活介護

常時介護を必要とする人に対して、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	106	106	106
	人日／月	2,001	2,001	2,001
知的障害のある人	人／月	201	205	209
	人日／月	4,033	4,114	4,194
精神障害のある人	人／月	2	2	2
	人日／月	20	20	20
合 計	人／月	309	313	317
	人日／月	6,054	6,135	6,215

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	2	2	2
	人日／月	26	26	26
知的障害のある人	人／月	4	4	4
	人日／月	75	75	75
精神障害のある人	人／月	5	5	6
	人日／月	118	118	142
合 計	人／月	11	11	12
	人日／月	219	219	243

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間における生産活動やその他の活動機会の確保と提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労移行支援の利用者数増加の目標を達成できるよう、見込量を設定しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	3	3	3
	人日／月	61	61	61
知的障害のある人	人／月	17	18	19
	人日／月	317	336	354
精神障害のある人	人／月	18	19	20
	人日／月	298	314	331
合 計	人／月	38	40	42
	人日／月	676	711	746

④ 就労継続支援（A型）

一般企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	17	17	17
	人日／月	350	350	350
知的障害のある人	人／月	23	23	24
	人日／月	464	464	484
精神障害のある人	人／月	30	31	32
	人日／月	523	541	558
合 計	人／月	70	71	73
	人日／月	1,337	1,355	1,392

⑤ 就労継続支援（B型）

一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に、一定の賃金水準（平均工賃月 3 千円以上）に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	18	18	18
	人日／月	334	334	334
知的障害のある人	人／月	71	72	74
	人日／月	1,342	1,361	1,398
精神障害のある人	人／月	34	35	36
	人日／月	441	454	467
合 計	人／月	123	125	128
	人日／月	2,117	2,149	2,199

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人について、就労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行います。一般就労移行者数の目標を踏まえて見込量を設定しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	2	3	3
知的障害のある人	人／月	6	10	12
精神障害のある人	人／月	8	11	13
合 計	人／月	16	24	28

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
合 計	人／月	20	20	20

■日中活動系サービスの見込量確保の方策

日中活動系サービスでは、可能な限り利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業所の適正な配置に向け、大阪府や近隣市並びに事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立していきます。また、就労機会の拡充に向け、地域自立支援推進会議を軸に、事業者や大阪府をはじめ、企業、関係各課等と連携しながら、就労支援の強化に努めます。

就労継続支援（A型）等、本市だけのサービス量の確保が困難なサービスについては、障害保健福祉圏域にあたる近隣市と連携しながら、広域的な連携のもとで対応し、サービス量の確保に努めます。

(4) 居住系サービス

居住系サービスについては、第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から見込量を算出したうえで、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加を見込んで、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 共同生活援助(グループホーム) 2. 施設入所支援 3. 自立生活援助	月あたりの平均利用者数【人】

① 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ及び食事などの介護、調理・洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	23	23	23
知的障害のある人	人／月	89	91	93
精神障害のある人	人／月	7	7	8
合 計	人／月	119	121	124

② 施設入所支援

生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められている人、通所によって訓練などを受けることが困難な人等を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

施設入所者数の削減目標を達成できるよう、見込量を設定しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	28	28	28
知的障害のある人	人／月	40	40	40
精神障害のある人	人／月	1	1	1
合 計	人／月	69	69	69

③ 自立生活援助

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活力向上の支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	0	0	0
知的障害のある人	人／月	1	1	1
精神障害のある人	人／月	1	1	1
合 計	人／月	2	2	2

■居住系サービスの見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、入所施設や精神科病院からの地域移行をすすめるうえで、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであるという認識のもと、重点的に整備をすすめます。大阪府並びに近隣市とも十分に連携を図りながら、共同生活援助（グループホーム）が地域での自立をすすめる場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知するとともに、新規事業者の参入促進等により、サービス量の確保に努めます。また、重度身体障害のある人の共同生活援助（グループホーム）については、これらの利用が社会的リハビリテーションの場としての機能を有することについて理解を深めるための啓発に努めます。

施設入所については、基本的には利用者を削減する方向で取り組みますが、障害のある人の生活の場の確保の観点から、入所者の状況や地域の実情を十分に検討したうえで、今後の取り組みについて検討します。

(5) 相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員が、サービス等利用計画等の作成が必要となっていることを考慮し、2017（平成 29）年度までのサービス利用者全員が利用できることを想定して、見込量を設定しています。

また、地域移行支援・地域定着支援については、第 4 期計画期間中の利用実績と、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加予測に基づいて、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 計画相談支援 2. 地域移行支援 3. 地域定着支援	月あたりの平均利用者数【人】

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人や障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

2017（平成 29）年度の実績から、利用者一人あたりのモニタリング回数を算出し、障害福祉サービス利用者全員が毎年同程度の利用をすると想定して、見込量を算出しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	35	35	35
知的障害のある人	人／月	62	63	64
障害のある児童	人／月	7	7	8
精神障害のある人	人／月	26	27	28
合 計	人／月	130	132	135

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を提供します。

地域定着支援は、施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じる緊急の事態等が起きた場合に、相談等の必要な便宜を提供します。

項 目		単 位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
地域移行支援	身体障害のある人	人／月	1	1	1
	知的障害のある人	人／月	1	1	1
	精神障害のある人	人／月	1	1	1
	合 計	人／月	3	3	3
地域定着支援	身体障害のある人	人／月	1	1	1
	知的障害のある人	人／月	1	1	1
	精神障害のある人	人／月	1	1	1
	合 計	人／月	3	3	3

■相談支援の見込量確保の方策

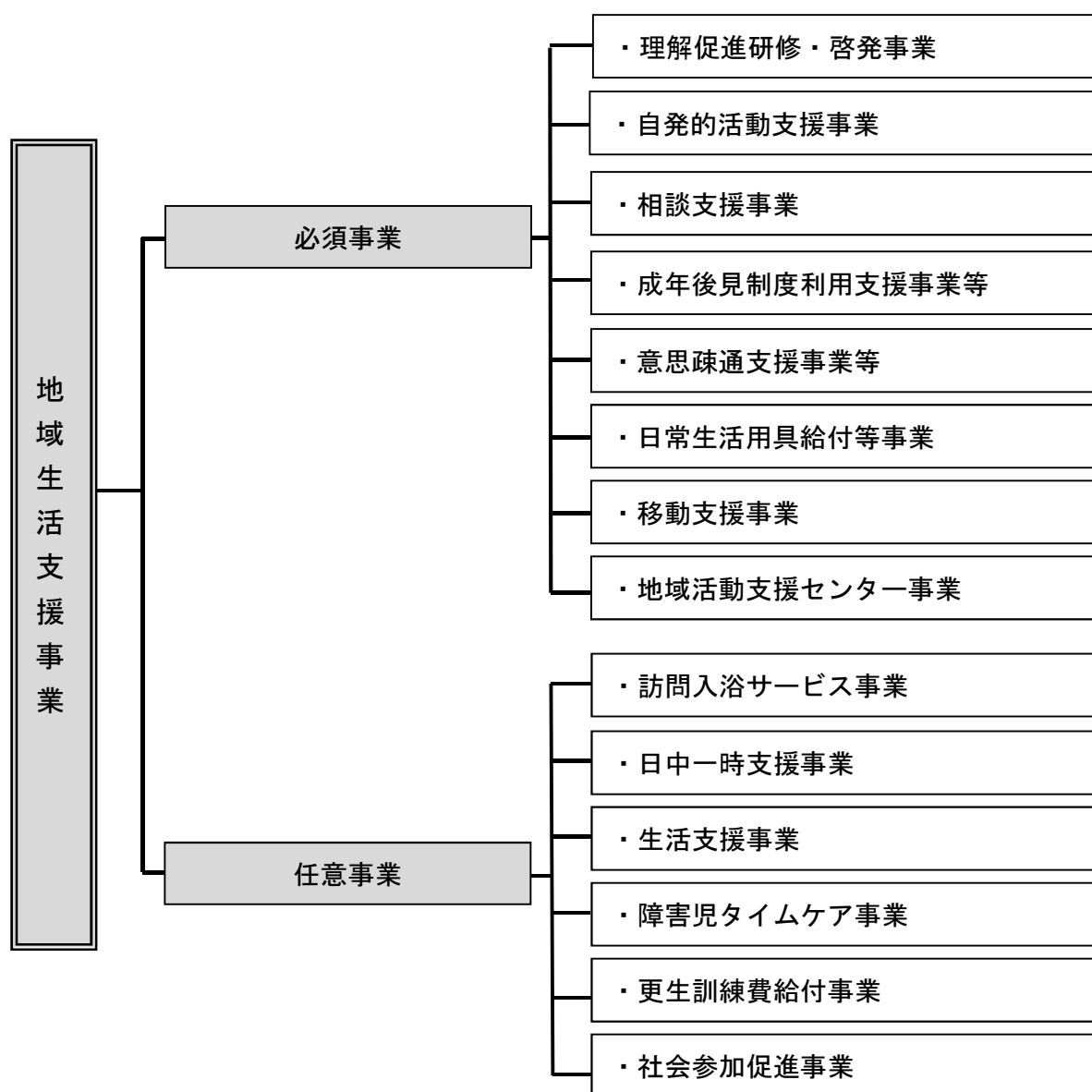
利用者の意向や心身の状況等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や、サービス提供事業所の新規参入を促します。

また、地域自立支援推進会議との連携により、質・量ともに充実したサービス提供に努め、見込量の確保に努めます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等、基本的にすべての市町村で実施が義務づけられている事業です。任意事業は市町村ごとに実施する内容が異なる事業であり、本市では訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、生活支援事業、障害児タイムケア事業、更生訓練費給付事業、社会参加促進事業を実施しています。



(1) 必須事業

地域生活支援事業の各サービスについては、基本的に第4期計画期間中の実績と、障害のある人の増加傾向、及び事業実施の計画に基づいて、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無
2. 自発的活動支援事業	実施の有無
3. 相談支援事業 ○障害者相談支援事業 ○基幹相談支援センター ○基幹相談支援センター等機能強化事業 ○住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	年間の実施箇所数及び実施の有無
4. 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	年間の利用者数【人】 実施の有無
5. 意思疎通支援事業等 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業 ○手話通訳者設置事業 ○手話奉仕員養成研修事業	手話通訳、要約筆記の年間の利用件数【件】及び 利用時間数(移動時間を除く。)(時間) 手話通訳者の設置人数【人】 年間養成講習修了者数【人】
6. 日常生活用具給付等事業	日常生活用具の種類ごとの年間の給付件数【件】
7. 移動支援事業	年間の利用者数【人】 年間の利用時間数【時間】
8. 地域活動支援センター事業	年間の実施箇所数【箇所】 年間の利用者数【人】

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障害者の理解促進及び共生社会の実現に向けた啓発事業を推進します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人またはその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

相談支援事業は相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な援助等を行う事業であり、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）があります。

障害者相談支援事業は、障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連絡調整や、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センターは、総合的な相談や成年後見制度利用支援事業を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域生活支援拠点等の面的整備のうえで連携の拠点となります。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整に関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業		有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設等と連携し、普及啓発を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑤ 意思疎通支援事業等

聴覚、言語・音声機能等の障害のため意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置、手話奉仕員の養成を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
手話通訳者派遣事業	件／年	520	520	520
	時間／年	910	910	910
要約筆記者派遣事業	件／年	50	50	50
	時間／年	100	100	100
手話通訳者設置事業	人／年	2	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人／年	40	40	40

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある重度の障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付します。事業の実施にあたっては、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
介護・訓練支援用具	件／年	13	13	13
自立生活支援用具	件／年	67	67	68
在宅療養等支援用具	件／年	21	22	22
情報・意思疎通支援用具	件／年	41	42	42
排泄管理支援用具	件／年	3,417	3,429	3,441
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件／年	7	7	7

⑦ 移動支援事業

障害のある人が円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。近年、利用者数及び利用時間については、他のサービスへの移行等で減少傾向にありますが、新たな利用ニーズを踏まえ、若干の増加を見込んでいます。実施にあたっては、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。

また、施設入所者の帰宅時における利用等、新たなニーズへの対応とともに、利用実態の把握に努め、利用内容の適正化に取り組みます。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／年	61	61	61
	時間／年	15,316	15,316	15,316
知的障害のある人	人／年	162	162	162
	時間／年	45,987	45,987	45,987
障害のある児童	人／年	32	32	32
	時間／年	18,855	18,855	18,855
精神障害のある人	人／年	19	19	20
	時間／年	2,307	2,307	2,429
合 計	人／年	274	274	275
	時間／年	82,465	82,465	82,587

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、障害のある人に創作的活動または生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
地域活動支援センター	箇所	3	3	3
	人／年	70	70	70

■地域生活支援事業（必須事業）における見込量の確保の方策

地域生活支援事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会等の積極的な実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

(2) 任意事業

第4期計画に引き続き、任意事業として下記の事業を実施します。サービスの質・量ともに低下させないこと、障害児タイムケア事業を除き、継続的に事業を推進することを基本として見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 訪問入浴サービス事業 2. 日中一時支援事業 3. 生活支援事業 4. 障害児タイムケア事業 5. 更生訓練費給付事業 6. 社会参加促進事業	年間の利用回数及び実施の有無

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
訪問入浴サービス事業	人／年	10	10	10
	回／年	500	500	500

② 日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
日中一時支援事業	人／年	6	6	6
	回／年	181	181	181

③ 生活支援事業

日常生活上必要となる訓練や指導等を行うほか、入浴サービスや健康相談等も実施することで日常生活を支援します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
生活支援事業	人／年	11	11	11
	回／年	862	862	862

④ 障害児タイムケア事業

障害のある児童を対象として、保護者が就労・病気等の理由により不在、または家庭で介護できない場合に、その児童の活動の場を提供する事業ですが、利用者の放課後等デイサービスへの移行がすすんでおり、利用ニーズの状況を踏まえ、事業の廃止も含めて検討を行います。

⑤ 更生訓練費給付事業

更生訓練費の支給により、就職等により自立する人の社会復帰を促進します。

項 目	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
更生訓練費給付事業	継続	継続	継続

⑥ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流を図るべく、障害者スポーツを普及するために教室等を開催することをはじめ、点訳・音訳等の方法による情報の提供、自動車改造にかかる経費の一部を助成するなど、今後も継続して、各サービスを実施することにより、障害のある人への支援と社会参加を促進します。

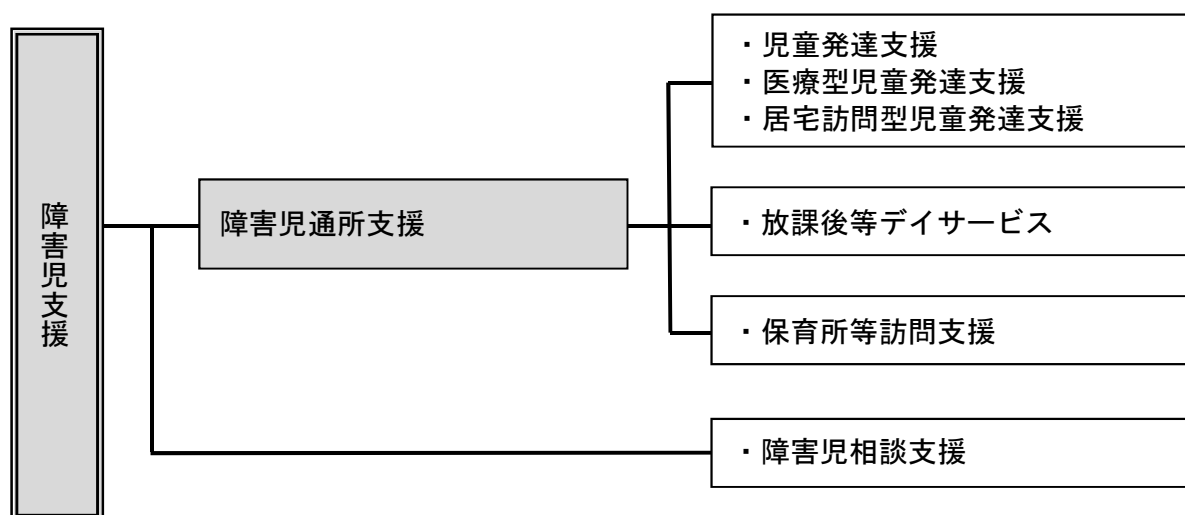
項 目	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
社会参加促進事業	継続	継続	継続

■地域生活支援事業（任意事業）における見込量の確保の方策

地域生活支援事業の任意事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、障害児タイムケア事業を除き、持続・継続的に事業の推進を図ります。また、障害のある人の地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

3 障害児支援

障害児支援サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。制度改正により、2012（平成 24）年度から根拠法が児童福祉法に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されるとともに、2018（平成 30）年度から新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスが始まります。



（１）障害児通所支援

見込量の算出にあたっては、第４期計画期間中の利用の動向と、支援を必要とする児童の増加傾向から見込量を算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 児童発達支援 2. 医療型児童発達支援 3. 放課後等デイサービス	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数総数【人日】
4. 居宅訪問型児童発達支援 5. 保育所等訪問支援	月あたりの平均利用回数【回】

① 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

●児童発達支援

障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

●医療型児童発達支援

障害のある児童を対象に、児童発達支援に加え、治療を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等のある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
児童発達支援	人／月	75	80	86
	人日／月	975	1,040	1,118
医療型児童発達支援	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	人日／月			
居宅訪問型児童発達支援	回／月	45	45	45

② 放課後等デイサービス

在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
放課後等デイサービス	人／月	187	201	214
	人日／月	2,876	3,091	3,291

③ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活への適応のために専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
保育所等訪問支援	回／月	19	20	22

■障害児通所支援における見込量の確保の方策

児童発達支援では、市町村が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。そのため、円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備や関係機関、サービス提供事業者と連携し、実施体制の充実を図ります。

2012（平成 24）年度より新たに障害児通所支援に位置づけられた放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、前期計画期間中の大幅な利用の伸びも考慮したうえで、関係機関やサービス提供事業者と連携し、実施体制の確保を図ります。

（２）障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。2012（平成24）年度の制度改正により、障害児通所支援の利用者全員に、障害児支援利用計画等の作成が求められています。そのため、障害児通所支援利用者全員に相談支援が実施できることを前提に、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 障害児相談支援	月あたりの平均利用者数【人】

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
障害児相談支援	人／月	49	53	57

■障害児相談支援における見込量の確保の方策

障害児相談支援では、障害のある児童一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりをすすめるとともに、サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制整備を図ります。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、相談支援専門員が中心となってケア計画を作成し、保健・医療・福祉などさまざまな社会資源を活用した適切な支援を、総合的かつ効率的に提供することです。

(3) 子ども・子育て支援等

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。本計画と「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」との調和を保ちつつ、障害のある児童の支援体制の整備において子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

現状では、障害のある児童のみの子ども・子育て支援等の利用量を見積もることが困難であるため、「はびきのこども夢プラン」に掲載した利用見込み（全児童）を掲載します。なお、「はびきのこども夢プラン」の計画期間が2015（平成27）年度～2019（平成31）年度のため、2019（平成31）年度までの記載となっています。

サービス種別	見込量の単位
1. 幼稚園・認定こども園	利用者数(人)
2. 認定こども園・保育所	
3. 時間外保育事業(延長保育)	
4. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
5. 地域子育て支援拠点事業	利用数(人回)
6. 幼稚園での預かり保育	利用数(人日)
7. その他の一時預かり	
8. 乳児家庭全戸訪問事業	利用者数(人)
9. 養育支援訪問事業	

項 目		単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)
幼稚園・認定こども園	1号・2号	人	1,097	1,029
認定こども園・保育所	2号 3～5歳	人	1,112	1,098
	3号 0歳	人	104	102
	3号 1～2歳	人	620	613
時間外保育事業(延長保育)		人	425	421
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	668	648
	高学年	人	165	166
地域子育て支援拠点事業		人回	27,371	26,647
幼稚園での預かり保育		人日	5,276	4,949
その他の一時預かり		人日	8,078	8,170
乳児家庭全戸訪問事業		人	765	770
養育支援訪問事業		人	10	10

■子ども・子育て支援等における見込量の確保の方策

今後、サービス種類ごとの障害のある児童の利用ニーズの把握に努め、全体の利用見込みにおける障害のある児童の利用見込みの算出と、それに対応した支援体制の整備に取り組めます。

1号・2号・3号

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。1号認定子どもとは満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの、2号認定子どもとは満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの、3号認定子どもとは満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものをいいます。

第 4 部 推進体制

第7章 計画の推進体制の確立

1 庁内連携・関係機関との連携・協力

（１）庁内の体制

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉担当課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

（２）大阪府・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や大阪府と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援等、本市だけでなく近隣市を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

（３）社会情勢に応じた柔軟な対応と財源の確保

障害福祉サービス等の実施にあたっては、今後の社会情勢や国・府の施策の動向の変化、本市の財政状況等が重要な要素になることから、それらを踏まえながら施策の展開を図ります。また、障害福祉サービス等の充実を図るため、財源確保の方策、事務事業の創意工夫に努めると同時に、国・府に対し、各種助成システムの充実等、財政支援について要望し、計画の推進を図ります。

2 地域連携の強化

(1) 地域自立支援推進会議との連携

障害福祉サービス等の充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となるため、地域自立支援推進会議との連携を強化し、計画を推進します。

(2) 関係団体・市民との連携

障害のある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、ふれあいネット雅び、ボランティア等による支援や協力が重要となります。そのため、これら団体による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築きます。

3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

本計画の実施状況は、定期的に「羽曳野市障害者施策推進審議会」に報告し、成果目標・活動指標等について検証を行うとともに、その結果を公表します。また、地域自立支援推進会議においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討をすすめます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

資料編

1 計画の策定経過

日 程	項 目	主 な 内 容
2017（平成 29）年 7 月 3 日	第 1 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○第 4 期羽曳野市障害福祉計画における成果 目標・見込量と実績報告 ○第 3 期羽曳野市障害者計画の中間見直し、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画策定方針の提示 ○福祉アンケート（案）、障害児福祉アンケ ート（案）の提示
8 月 2 日～8 月 16 日	福祉に関するアンケート 調査の実施	○各種障害者手帳所持者等を対象に障害者・障 害児に区分し、生活状況や福祉サービスの利 用状況、利用意向などを把握し、計画策定の 基礎資料とすることを目的に実施
8 月 17 日～9 月 1 日	障害者団体及び事業所 へのアンケート調査の 実施	○相談支援事業者や羽曳野市身体障害者福祉協 議会、施設・作業所連絡会、サービス提供事 業所を対象に、充実が必要な障害福祉サービ スや一般就労を進めるうえでの課題を把握
8 月 23 日～9 月 8 日	庁内実績調査の実施	○庁内関係各課・室へ第 3 期羽曳野市障害者計 画の進捗状況・評価等を調査
11 月 20 日	第 2 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○第 4 期羽曳野市障害福祉計画における成果 目標・見込量と実績報告 ○福祉に関するアンケート調査結果報告書 （案）の報告 ○団体調査・事業所調査結果報告（案）の報告 ○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（骨子案）の提示
12 月 25 日	第 3 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（素案）の提示及び審議 会への諮問
12 月 26 日～ 2018（平成 30）年 1 月 25 日	パブリックコメントを 実施	○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（素案）を提示し、広く 市民等の意見を求めた。
2 月 28 日	第 4 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○パブリックコメントの実施結果を報告 ○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（案）を提示し、審議会 から答申を受ける。
3 月	○羽曳野市障害者施策推進審議会からの答申等を踏まえ「第 3 期羽曳野市 障害者計画（後期計画）」「第 5 期羽曳野市障害福祉計画」「第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画」を一体のものとして策定	

2 羽曳野市障害者施策推進審議会条例

(制定 平成 25 年 3 月 29 日 羽曳野市条例第 16 号)

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、羽曳野市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 羽曳野市障害者施策推進審議会委員名簿（2017（平成29）年度）

条例規定順・所属名称五十音順・氏名五十音順（敬称略）

条例第2条各号	所属・役職	氏名	備考
(1)市議会議員	市議会代表	ヒヨリ チカコ 日和 千賀子 (平成29年9月29日まで) イマイ トシミ 今井 利三 (平成29年11月10日から)	
(2)学識経験を有する者	四天王寺大学 人文社会学部 人間福祉学科 准教授	ハタ チエミ 畑 智恵美	会長
	京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系専攻作業療法学講座 教授 (平成29年9月30日まで大阪府立大学 教授)	イナドミ ヒロユキ 稲富 宏之	副会長
(3)関係行政機関の代表者	大阪府藤井寺保健所 代表	アカシ キヨミ 明石 清美	
	ハローワーク藤井寺 代表	マツモト キョウイチ 松本 恭一	
(4)関係団体の代表者	社団法人 羽曳野市医師会 代表	イケタニ トシヤ 池谷 俊哉	
	社団法人 羽曳野市医師会 代表	チョウシ カズノリ 調子 和則	
	羽曳野市教育委員会 代表	ウチモト カズヒコ 内本 和彦 (平成29年12月21日まで) アサノ タミコ 麻野 多美子 (平成29年12月22日から)	
	羽曳野市歯科医師会 代表	ヒナモト ヒデヒコ 比奈本 英彦	
	社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会 代表	シオノ リョウイチ 塩野 良一	
	羽曳野市民生委員・児童委員協議会 代表	キタヤマ タダアキ 北山 忠明	
	羽曳野市連合区長会 代表	マツムラ サダカズ 松村 貞一	
(5)障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者	指定一般相談支援事業所 代表	イシモト エツジ 石本 悦二	
	指定一般相談支援事業所 代表	イソガイ タカヒト 磯貝 高人	
	指定一般相談支援事業所 代表	カシマ カナ 加島 佳奈 (平成29年11月30日まで) オクムラ トモコ 奥村 友子 (平成29年12月1日から)	
	指定一般相談支援事業所 代表	ヤマサキ ユキオ 山崎 幸雄	
	(知的障害者施設) 羽曳野市 作業所・施設連絡協議会 代表	サノ ヨシマサ 佐野 益正	
	(身体障害者施設) 羽曳野市 作業所・施設連絡協議会 代表	ミズタニ タマキ 水谷 環	
	(精神障害者施設) 施設・事業所 代表	オグラ ヨウイチ 小倉 陽一	
	羽曳野市身体障害者福祉協議会 代表	ナワタニ マサル 縄谷 優 (平成29年4月28日まで) モリモト ユウゾウ 森本 雄三 (平成29年5月16日から)	
関係者※	大阪府富田林子ども家庭センター 代表	マルハシ マサコ 丸橋 正子	

※ 羽曳野市障害者施策推進審議会条例第6条中「審議会の議事に関係のある者」としての参加

第3期羽曳野市障害者計画（後期計画）

第5期羽曳野市障害福祉計画

第1期羽曳野市障害児福祉計画

2018（平成30）年3月 発行

発 行／羽曳野市

編 集／羽曳野市 保健福祉部 福祉支援課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

T E L : 072-958-1111（代） F A X : 072-957-1238